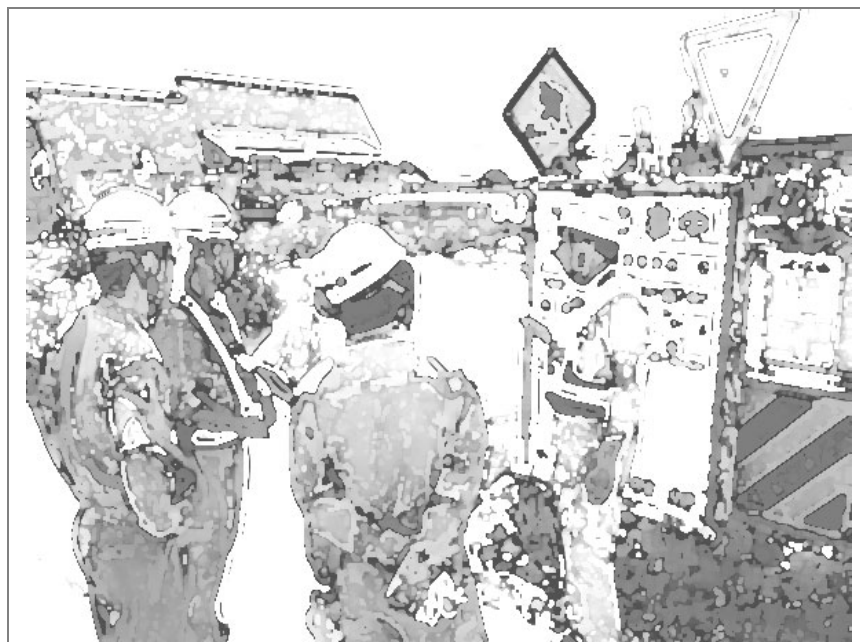


公共工事の適正な管理のために（案）

（施工プロセスチェックの手引）



岡 崎 市
改訂23版 令和8年4月1日

はじめに

公共工事の品質確保は、受・発注者双方に課せられた責務であり、公共施設の質と耐久性の向上を目指した施工管理、監理監督が重要となります。特に、現場における日常の出来形・品質管理はその品質を大きく左右する重要な部分であり、そのための適正な施工の確保が不可欠であると考えられます。

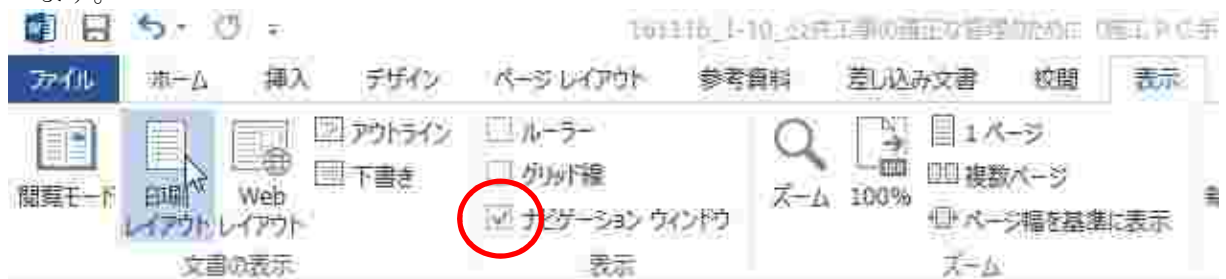
この手引は、関係法令、岡崎市工事請負契約約款及び工事標準仕様書等の遵守並びに公共工事の施工過程（プロセス）における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における、受注者・監督職員の「注意事項」、「チェックポイント」、「判断基準」及び「参考資料」の4点について、その内容を補足し整理したものです。

また、手引中の「判断基準」については、工事成績評定の評定者である各監督職員によるプロセス段階での客観的かつ偏りのない評定を行うための判断基準であり、受・発注者双方の意識の共有化を目的として記述しています。

プロセスチェックリストの受・発注者双方の積極的な活用をお願いします。

○本書（WORD データ版）の便利な利用方法

リボン>表示タブ>ナビゲーションウィンドウに、チェックを入れると記載項目へジャンプします。



目 次

第1章 一般事項

1	岡崎市における監督・検査体制	・・・	8
2	監督とは	・・・	10
3	監督職員と監督業務の分担	・・・	12
4	監督の方法	・・・	13
5	建設工事の施工に必要とする主な書類の例	・・・	14
6	建設リサイクル法の事務手続について	・・・	20

第2章 プロセスチェックリスト

○	施工プロセスチェックリスト記入の仕方	・・・	26
---	--------------------	-----	----

第3章 プロセスチェックの手引

○	本手引の見方	・・・	30
---	--------	-----	----

1 施工体制

I. 施工体制一般

PC 1	現場に配置される受注者の配置技術者をチェックします。	・・・	34
PC 2	契約締結後に提出される請負代金内訳書をチェックします。	・・・	38
PC 3・4	工事実績情報「日本建設情報総合センター（JACIC）」へ登録されたかをチェックします。	・・・	39
PC 5・6・7	受注者の退職金制度について確認します。	・・・	41
PC 8・9	施工体制台帳の現場への備付け、写しの提出により施工体制をチェックします。	・・・	45
PC 1 0	施工体系図の内容、掲示状況についてチェックします。	・・・	52
PC 1 1・1 2	施工体制台帳に記載された業者による作業であるかをチェックします。	・・・	54
PC 1 3	受注者の配置技術者が発注者に対し主体的に関与しているかをチェックします。	・・・	55

PC 1 4	受注者の配置技術者が工事関係者へ主体的に関与しているかをチェックします。	・・・	56
PC 1 5	受注者の配置技術者が下請負人へ実質的に関与しているかをチェックします。	・・・	57
PC 1 6～2 0	工事現場及び現場付近に掲示する看板、標識についてチェックします。	・・・	58
II. 配置技術者			
PC 2 1・2 2	現場代理人の連絡体制、管理運営状況をチェックします。	・・・	66
PC 2 3	受注者の配置技術者の同一性についてチェックします。	・・・	69
PC 2 4	主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐の技術的指導及び管理状況についてチェックします。	・・・	70
PC 2 5	受注者の技術者専任についてチェックします。	・・・	71
PC 2 6	施工に必要な作業主任者についてチェックします。	・・・	73
2 施工状況			
III. 施工管理			
PC 2 7	設計図書の照査についてチェックします。	・・・	76
PC 2 9	適正な施工計画書の作成、提出についてチェックします。	・・・	78
PC 3 0	施工計画書の記載と現場施工、仕様についてチェックします。	・・・	84
PC 3 1・3 4	使用材料の承諾、管理状況についてチェックします。	・・・	85
PC 3 5・3 6	出来形の管理状況をチェックします。	・・・	87
PC 3 7	品質の管理状況をチェックします。	・・・	90
PC 3 8・3 9	検査、確認及び立会いの実施状況についてチェックします。	・・・	96
PC 4 0・4 1	産業廃棄物及び指定副産物の適正処理についてチェックします。	・・・	97
PC 4 2・4 3	建設副産物並びに建設廃棄物の利用促進計画及び実施についてチェックします。	・・・	99
PC 4 4	建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型等）を仕様書に従い適正に使用しているかをチェックします。	・・・	100
IV. 工程管理			
PC 4 5	工事の履行状況をチェックします。	・・・	104

PC 4 7	完成届の提出についてチェックします。	・・・	105
PC 4 8	提案された工程管理による工期短縮をチェックします。	・・・	106
V. 安全対策			
PC 5 3	交通規制についてチェックします。	・・・	110
PC 5 4・5 5	交通誘導警備業務についてチェックします。	・・・	111
PC 5 6	過積載防止の取組み状況をチェックします。	・・・	112
VI. 対外関係			
PC 5 8	関係機関との協議、折衝等についてチェックします。	・・・	116
PC 5 9	近接工事又は施工上密接に関連する他工事の受注者との調整 協力状況についてチェックします。	・・・	117
PC 6 0	地元住民等（直接関係者）への対応状況をチェックします。	・・・	118
PC 6 1	第三者（直接関係しない）への対応状況についてチェックしま す。	・・・	119
PC 6 2	請負工事中の公衆損害、事故等の対応状況についてチェック します。	・・・	120
第4章 工事の完成			
○工事完成までの流れについて		・・・	123
第5章 別添資料			
1.	建退共済証紙購入の考え方【別添資料1】	・・・	126
2.	建設工事の種類と建設業許可区分【別添資料2】	・・・	128
3.	監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等【別添資料3】	・・・	138
4.	交通誘導警備員の資格【別添資料4】	・・・	142
5.	特定建設作業について【別添資料5】	・・・	143
6.	（欠番）	・・・	
7.	建設発生土の利用について	・・・	146
8.	（欠番）	・・・	
9.	（欠番）	・・・	
10.	出来形測定時の注意事項【別添資料10】	・・・	148

11. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の留意事項【別添資料 11】	・・・	150
12. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の 取扱いについて【別添資料 12】	・・・	152
13. 現場で発生したコンクリート取壊し材の処理について【別添資料 13】	・・・	153
14. 作業主任者、作業指揮者の選任を必要とする業務【別添資料 14】	・・・	154
15. 施工体制台帳の作成と提出について【別添資料 15】	・・・	161
16. 主任（監理）技術者等の兼務に係る取扱いについて（通知）【別添資料 16】	・・・	166
17. 主任技術者等の専任要件に係る資格審査について（通知）【別添資料 17】	・・・	178
18. 現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について（通知）【別添資料 18】	・・・	182
19. （欠番）	・・・	
20. 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針【別添資料 20】	・・・	185

第 6 章 工事関係図書の取りまとめについて

○工事関係図書の取りまとめについて	・・・	188
-------------------	-----	-----

第 7 章 補足

○期間の定めについて		191
------------	--	-----

第 1 章 一般事項

1 岡崎市における監督・検査体制

1) 監督検査に関する法令等の体系とあらまし

地方自治体における監督検査は、地方自治法、地方自治法施行令及び政令に基づき地方自治体が定めることとなっているが、基本的には国、県と同様に要綱、要領等が定められている。岡崎市では、岡崎市契約規則、岡崎市工事等検査規定、岡崎市工事監督要領、岡崎市工事検査要領、岡崎市工事成績評定要領及び岡崎市工事施工事務取扱要領等を定めて実施している。

ア) 地方自治法

地方自治法第 234 条の 2（契約の履行の確保）には、

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

と定められている。

イ) 地方自治法施行令は地方自治法の細部を定めている。

第 167 条の 15（監督と検査の方法）には、

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でない認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

と定められている。

ウ) 岡崎市契約規則、岡崎市工事等検査規定は、地方自治法、地方自治法施行令に基づき岡崎市
長が、その事務について定めたものである。

岡崎市契約規則 第5章 監督及び検査 では、

(監督及び検査)

第52条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督又は検査
は、監督職員又は検査職員が行うものとする。

(監督職員の一般的職務)

第53条 監督職員は、当該請負契約の履行について、契約書、仕様書、設計書その他の関係
書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又
は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、必要に応じて市長に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにす
るとともに、その実施に当たって知り得た契約者の秘密に属する事項は、これを他に漏らし
てはならない。

(兼職禁止)

第54条 検査職員は、特別の理由があるときを除き、監督職員の職務を兼ねることができな
い。

(検査)

第55条 検査職員の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

と定められている。

岡崎市工事等検査規定第3条(検査職員の任命)では、

検査職員は、市長又は予算執行伺(予算執行伺が不要なときは支出負担行為)の専決の権限を
有する者(以下「専決権者等」という。)が、前条に規定する検査の必要が生じたときに、所属
する職員の中から任命するものとする。ただし、専決権者等が自ら検査を行うとき又は地方自
治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の15第4項の規定に
より検査を委託するときは、この限りでない。

2 検査職員は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める職員を任命する
ものとする。

(1) 契約金額が100万円未満のもの 主任主査以下の職員

(2) 契約金額が5,000万円未満のもの 主幹、副主幹又はこれに相当する職にある者

(3) 契約金額が5,000万円以上のもの 課長又はこれに相当する職にある者

3 省略

4 前3項の規定にかかわらず、工事の請負契約の検査職員は、土木建設部建設企画課長が任
命するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、随時検査については、監督職員が検査職員の職務を行うこと

ができる。

6 前各項の場合における検査職員の任命は、口頭で行うものとする。

と定められている。

工) 岡崎市工事検査要領第 1 条(趣旨)では、

この要領は、岡崎市工事等検査規定第 25 条の規定に基づく工事請負契約に係る検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

と定められ、ほかに(検査の種類)(検査の依頼及び時期)(検査職員の任命)(検査の基準)(検査の立会)(検査の実施)(工事成績評定)(検査調書の作成)(検査結果の通知)等が定められている。

2 監督とは

1) 監督とは

普通地方公共団体の職員は、工事若しくは製造その他について請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項)

工事監督の主たる目的は、「契約の適正な履行の確保」にあるが、「公共工事の品質確保等のための行動指針」では、次のように監督の必要性が謳われている。

公共工事の品質確保等のための行動指針 平成 10 年 2 月 建設省

Ⅲ 発注者の役割・立場の明確化

1. 発注者・設計者・施工者の役割分担

(抜粋)

建設工事は屋外一物生産であり、かつ自然対峙型の生産が一般的であるため、現場における発注者と受注者の権利義務関係をあらかじめ明確に規定し得ない事態を惹起しやすく、また請負施工に伴う射幸性(偶然の利潤の獲得が隠されやすいこと)、公共の場における不適格成果物の修復等に伴う地域又は国家的損失などから、施工過程における発注者の介在の必要がある。

監督は、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行の過程において、当該履行の場所において施工状況の確認等を行い、工程及び工事に使用する材料の試験又は品質確認等によって良質な工事目的物を確保するものである。

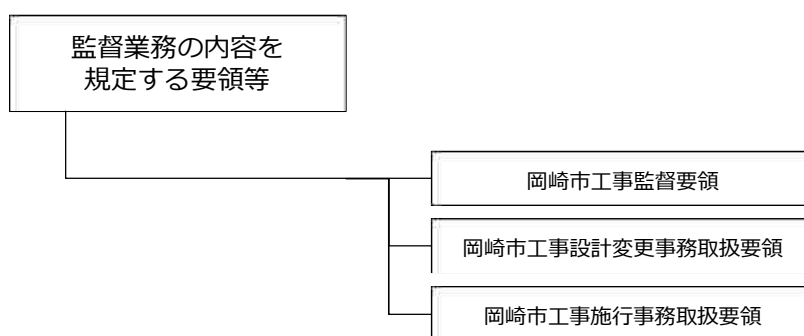
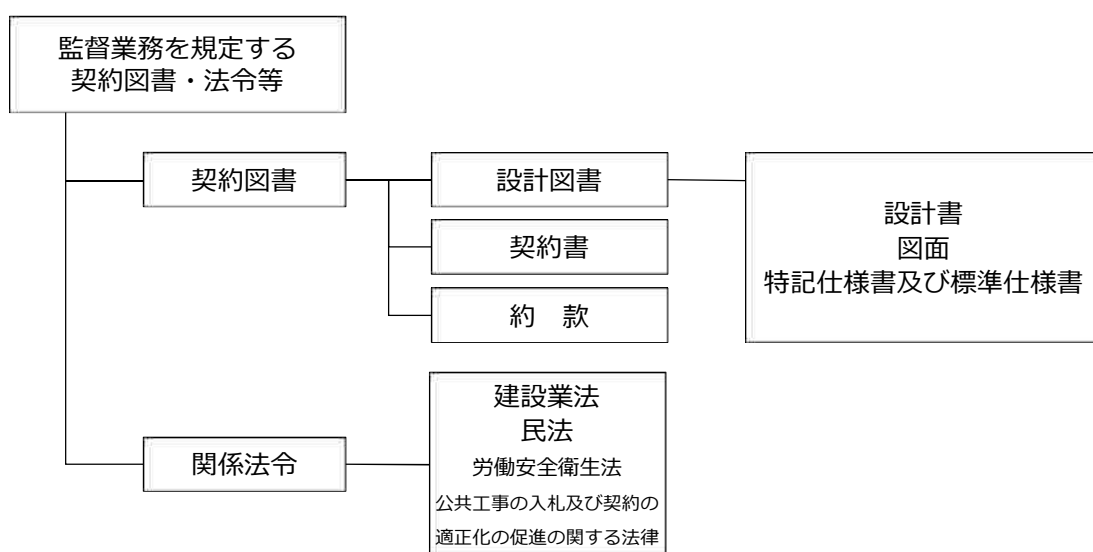
約款第 9 条(監督職員)に、監督職員の位置付けがなされており、受注者側の現場代理人に対する指示、承諾又は協議や設計図書に基づく立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査等の業務を行うことが明記されている。

なお、「公共工事の品質確保等のための行動指針」では、「**工事の監督行為は、施工プロセスにおいて契約の履行状況を確認するために、必要な範囲内で段階確認行為を行う程度にとどめることを**

基本とし、受・発注者間の責任分担を曖昧にするような無用の指示や、コスト増につながるような不要な確認等を行うべきではない。」と明記されている。(引用元：国交省作成「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評価の手引き」)

2) 監督業務の責務と権限を規定する契約図書や関係法令等

公共工事における職員による監督業務の必要性については、地方自治法に位置付けられている。公共工事の監督業務の目的は、契約の適正な履行(契約図書に規定された品質の遵守、関係法令の遵守など)を確認することである。この目的を達成するために監督職員に与えられる権限と果たすべき責務が、契約図書と関係法令等に規定されている。



条文の中で特に重要となるものは、約款第 1 条の 3 (自主施工の原則)、第 9 条第 2 項 (監督職員の権限)、第 18 条 (条件変更等) 及び第 19 条 (設計図書の変更) である。施工方法の選択については、発注者が指定する場合を除いて受注者の責任において定めるものである。一方「岡崎市工事監督要領」において「関連工事との調整」、「工事促進指示」、「段階確認及び施工状況把握」、「地元対応及び関係機関調整」、「施工体制把握」及び「臨機の措置」などが監督職員の業務として定め

られており、受注者とは異なった立場から現場に関わることは必要とされている。また、設計図書の作成・変更は発注者の重要な責務であり、発注者の権限で実施すべきものとされている。

監督職員は、これらの条文に規定された権限と責務の内容を理解し、監督業務において

- ・受注者に対して契約図書や関係法令の条文に基づいた権限を行使する。
- ・契約図書や関係法令の条文に位置付けられた責務を果たす。

ことに努めなければならない。(引用元：愛知県建設部作成「監督業務の基本事項」)

3 監督職員と監督業務の分担（岡崎市公共工事特記仕様書第3条）

監督職員	監督業務の分担内容
専任監督職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾若しくは協議等。 2 契約図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾。 3 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）。 4 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整。 5 上記1から4に関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督職員への報告。 6 工事検査に必要な工事関係書類の整備。
主任監督職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要と判断される契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾若しくは協議等。 2 専任監督職員の指導、監督業務の掌握。 3 上記1、2に関する事項のうち特に重要と判断される事項及び工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる事項の課長、副課長並びに係長への報告。

4 監督の方法

監督の方法	内 容	根拠
指示	契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について 書面 により示し、実施させることをいう	特記第 3 条(4)
承諾	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が 書面 により同意することをいう。	特記第 3 条(5)
協議	書面 により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	特記第 3 条(6)
提出	監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員若しくは検査職員に対し、工事に係わる 書面その他の資料 を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。	特記第 3 条(7)
提示	監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員若しくは検査職員に対し、工事に係わる 書面その他の資料 を示し、説明することをいう。	特記第 3 条(8)
報告	受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について 書面 により知らせることをいう。	特記第 3 条(9)
通知	発注者若しくは監督職員と受注者若しくは現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、 書面等 により互いに知らせることをいう。	特記第 3 条(10)
連絡	監督職員と受注者若しくは現場代理人の間で、約款第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、 口頭、ファクシミリ、電子メールなど により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とするものとする。	特記第 3 条(11)
受理	契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に差し出された 書面 を受け取り、内容を 把握 することをいう。	特記第 3 条(12)
確認	契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	特記第 3 条(13)
立会	契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	特記第 3 条(14)

5 建設工事の施工に必要とする主な工事書類の例

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者		
契約時	建り法書類		説明書（鏡）	建り法第 12 条	201	←	提出		
			分別解体計画	"	202	←	提出		建築物に係る解体工事
			分別解体計画		203	←	提出		建築物に係る新築・増築・修繕・模様替え工事
			分別解体計画		204	←	提出		
			特記事項	"	205	←	提出		建築物に係る解体工事
			特記事項		206	←	提出		建築物に係る新築工事等
			特記事項		207	←	提出		
			特記事項		208	←	提出		
		通知書	建り法第 11 条	209					
契約後	契約関係書類	1	現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届	約款第 10 条	17	←	提出		契約課入札時は契約時に提出 担当課入札時は、契約締結後 5 日以内に提出
			現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届	特記第 7 条	18	←	提出		現場代理人、主任（監理）技術者、監理技術者補佐の変更後速やかに提出
			監理技術者資格者証 ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・源泉徴収票 ・国家資格者等及び監理技術者一覧表（許可添付書類） ・技術職員名簿（経審） ・所属会社の雇用証明書	監理技術者制度 運用マニュアル			把握		

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考	
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者			
			現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届(写)*	特記第5条		把握 ← 提出		○	現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について（通知）	
		2	請負代金内訳書*	約款第3条 特記第4条	15	← 提出			契約締結後14日以内に提出	
			監督職員指定通知書	約款第9条	12	通知 →			監督職員を変更する場合においても、本書面で通知する	
着手前	契約関係書類		前払金請求書 ----- 保証証書	約款第34条 特記第12条	19-1	← 提出				
			前払金請求辞退届	特記第12条	20	← 提出				
		3	登録のための確認のお願い(CORINS)	特記第8条		確認 ← 通知			請負額500万円以上が対象 受注時は、契約後土日祝を除き10日以内に登録	
		4	登録内容確認書(CORINS)	"					登録機関の電子メールにより、登録したことを把握する	
		5	掛金収納書 掛金収納書提出用台紙	特記第41条		確認 ← 提出			契約後原則1ヶ月以内（電子申請の場合は、契約後原則40日以内）	
		13	発注者との協議等	特記第19条		協議等 ↔ 協議等		○		
		14	回覧、お知らせ文	特記第32条		把握 ← 報告		○		
		22	現場代理人との協議等	特記第19条		協議等 ↔ 協議等		○		
		23	・監理技術者証 ・監理技術者講習修了証	監理技術者制度 運用マニュアル		把握				現場確認
			工事従事者証	特記第16条						
		26	作業主任者資格者証等	特記第26号		把握				
		27	照査資料 ----- 確認できる資料	約款第18条 特記第9条		把握 ← 通知			○	確認事実がある場合
			確認事実の回答	"	26-1	通知 → 了解			○	
		29 30	・施工計画書 ・【総合施工計画書】 ・【工種別施工計画書】	特記第13条		受理 ← 提出			○	・次の事項について記載 (1)実施工程表、(2)現場組織表、(3)安全管理、(4)指定機械及び主要機械、 (5)主要資材、(6)施工方法、(7)施工管理計画、(8)緊急時の体制及び対応、 (9)交通管理、(10)環境対策、(11)現場作業環境の整備、(12)再生資源の利用の

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考	
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者			
									促進と建設副産物の適正処理方法、(13)法定休日・所定休日、(14)その他 ・なお、請負額 4500 万円未満は内容の一部 (2)(4)(5)(10)(11) を省略	
			変更施工計画書	特記第 13 条		受理 ← 提出		○	施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、それらを着手する前に提出 重要な変更とは、次をいう 新規工種の追加、(2)安全管理方法の変更	
着手前	工事関係書類		段階確認書・施工状況把握報告書の予定	特記第 20 条 特記第 21 条	30				施工計画書の(7)に含める 県標仕 p.1-15「段階確認一覧表」に示す確認時期の予定 " p.1-18「施工状況把握一覧表」に示す施工時期の予定	
		42	・再生資源利用計画書 (CREDAS 打出様式 1) ・再生資源利用促進計画書 (CREDAS 打出様式 2)	特記第 34 条					・当初請負額 100 万円以上が対象 ・施工計画書の(13)に含める	
			建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証写し	"					・民間受入地の場合に限る ・施工計画書の(12)に含める	
			収集運搬、処理業者の許可証写し	"					施工計画書の(12)に含める	
			廃棄物処理委託契約書の写し	"					"	
			建設副産物の運搬ルート図	"					"	
		48	創意工夫の提案	特記第 13 条	83					提案の計画を施工計画書に含める
			現場環境改善	特記第 26 条						施工計画書の(11)に含める
		58	・関係機関への協議書 ・関係官公庁への提出書類写し	特記第 32 条			提出把握		○	監督職員は許認可書類のみ提出を請求する 届出等は打合簿で指示をし、原本で確認する
		59	近接工事との協議書	標仕(土木) 第 1 章 1-1-13			受理 ← 報告		○	
60	地元住民との交渉・苦情	特記第 32 条			受理 ← 報告		○			
61	第三者からの苦情	"			受理 ← 報告		○			

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者		
施工中	建り法書類	16	通知済みステッカー	特記第 10 条					公衆が見やすい場所（主看板等）に貼付
	大防法書類		事前調査結果報告書	大防法・石綿則 特記第 11 条		受理 ← 報告	○		大気汚染防止法の改正に伴う解体当工事に関する事務手続の取扱いについて（通知）
		16	建築物の解体等の作業 に関するお知らせ	〃					公衆が見やすい場所（補助看板等）に掲示
	工事関係書類	6	「建退共適用事業主工 事現場」の標識	特記第 39 条					公衆が見やすい場所（補助看板等）に掲示
		7	中退共 特退共 事業主の就業規則	特記第 41 条					発注者は受注者に口頭で確認する。 受注者は発注者に口頭で回答する。
		8 9	施工体制台帳(写) 再下請負通知書 作業員名簿	特記第 16 条	105 105-1 110	受理 ← 提出	○		国県等が定める様式でもよい
		10 11	施工体系図(写)	〃	106	受理 ← 提出			・警備業務及び各種試験業務等(積み上げ積算計上対象業務)の分担関係 を加えること ・国県等が定める様式でもよい
		12	名札・工事従事者証						監理技術者、下請者を含む主任技術者は着用 現場確認
		27	条件変更確認 (確認できる資料)	特記第 9 条		通知 ← 通知	○		
			確認事実の回答	〃	26-1	通知 → 了解	○		
		29 30	【施工図】	標仕(建築・設備) 第 1 章 1.2.3		承諾 ← 提出	○		監督職員の承諾を受けたのち施工
		31	品質規格に関する資料	特記第 14 条		受理 ← 提出	○		JIS、JAS、JWWA、JSWAS 規格材料、あいくる材（コンクリート 2 次製品のみ）、発注者による材料承認委員会等に定めのある指定材料等の「品質規格に関する資料」は、「品名、規格、仕様、製造者、型番、設計数量、使用数量等を記載した一覧表」とし、製品カタログは省略
		31	材料確認書	〃 標仕(土木) 2 編 1 章 2 節 5.		確認 ← 提出			標仕（土木）において、監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料（p.2-2 リンケ材・リンケ製品、p.3-25 セメント混和材料、p.3-134 地盤改良工業液注入工事の材料 など）が対象

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考	
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者			
		31	【材料搬入報告書】	標仕(建築・設備)	29	受理 ← 提出			やむを得ず机上確認を行う場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料等により確認する	
		31	机上確認の資料	第1章 1.4.3		受理 ← 提出	○			
施工中	工事関係書類	31	工事材料の品質を証明する資料 設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果	特記第14条		把握			完成時は提出	
		37	品質試験結果	"		受理 ← 提出				
		38	段階確認書		30					監督職員は、現場臨場し施工状況を把握する やむを得ず机上確認を行う場合は、その施工管理記録及び写真等を照合し確認した資料等を提出し確認する
		39	施工管理記録（出来形管理資料等）写真等	特記第20条		確認 ← 提出				
		38	施工状況把握報告書		30					県標仕
		39	机上確認の資料（品質管理資料等）	"		受理 ← 報告	○			
		45	履行報告（実施工程表）	特記第18条		受理 ← 報告	○			
		55	・交通誘導警備員資格者証 ・誘導業務経歴書	"						現場で確認する
		58	・関係機関への協議書 ・関係官公庁への提出書類	特記第32条		把握				監督職員は許認可書類のみ提出を請求する 届出等は打合簿で指示をし、原本で確認する
		59	近接工事との調整			受理 ← 報告	○			
		14 60	地元住民との調整			受理 ← 報告	○			
		61	第三者からの苦情			受理 ← 報告	○			
62	事故報告書			67	← 報告			工事事故の報告の改訂について（通知）		

提出時期	種別	P C No.	書類名称	根拠	様式 No.	発議・処理・回答		工事 打合簿	備考
						監督職員 発注者	現場代理人 受注者		
完成時	工事関係書類	7	建設業退職金共済制度掛金充 当総括表 工事別共済証紙受払簿	特記第 41 条		把握 ← 提示			
		31	工事材料の品質を証明する資 料 設計図書において試験を行う こととしている工事材料の試 験結果	特記第 14 条		受理 ← 提出			
		35 36	・出来形管理表 ・出来形管理図	特記第 35 条		受理 ← 提出			
		40	マニフェスト管理台帳	特記第 34 条	212	受理 ← 提出			
		41	産業廃棄物管理票（マニフェ スト）	”		把握 ← 提示		電子マニフェストの場合、受渡確認票とする	
		43	・再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書 ・建設発生土搬出集計表	”	69	受理 ← 提出		打出様式 1・2 を書類で提出	
		47	完成届	特記第 37 条	72	← 提出			
		48	創意工夫の実施状況が確認で きる写真	特記第 13 条	83	受理 ← 提出			
	建り法書類		再資源化等報告書	建り法第 18 条	210	← 提出			

注意 1：岡崎市工事請負契約約款を「約款」、岡崎市公共工事特記仕様書を「特記」、建設リサイクル法を「建り法」、大気汚染防止法を「大防法」、石綿障害予防規則を「石綿則」という。

注意 2：建築工事の場合、書類名称は【】内のとおりとする。

注意 3：青字は工事書類簡素化の内容とする。また、従来から慣例的に求めてきた書類は、提出、提示を求めない。（提出提示が不要の書類の例：下請届、下請負の内訳、作業手順書、使用材料管理表、使用材料納入伝票、工事履行報告書、交通誘導員報告書、車両検収、積載管理表、積載伝票、あいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表）

注意 4：検査職員は、基本的に標準仕様書に定めのない書類の提示を求めない。（例：退職金制度の確認書類、作業主任者資格証明書等、安全管理書類（KY・TBM 活動記録、新規入場者教育記録、安全訓練実施報告書 など）

6 建設リサイクル法の事務手続について

建設リサイクル法（正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」という。以下「建リ法」という。）が平成 14 年 5 月 30 日から施行され、建築物などの解体工事等には分別解体及び再資源化等の計画について岡崎市長（建築指導課）へ届出が必要になった。

(1) 届出が必要な工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体又は特定建設資材を使用する工事で、次の規模以上となる工事は建リ法の対象となる。

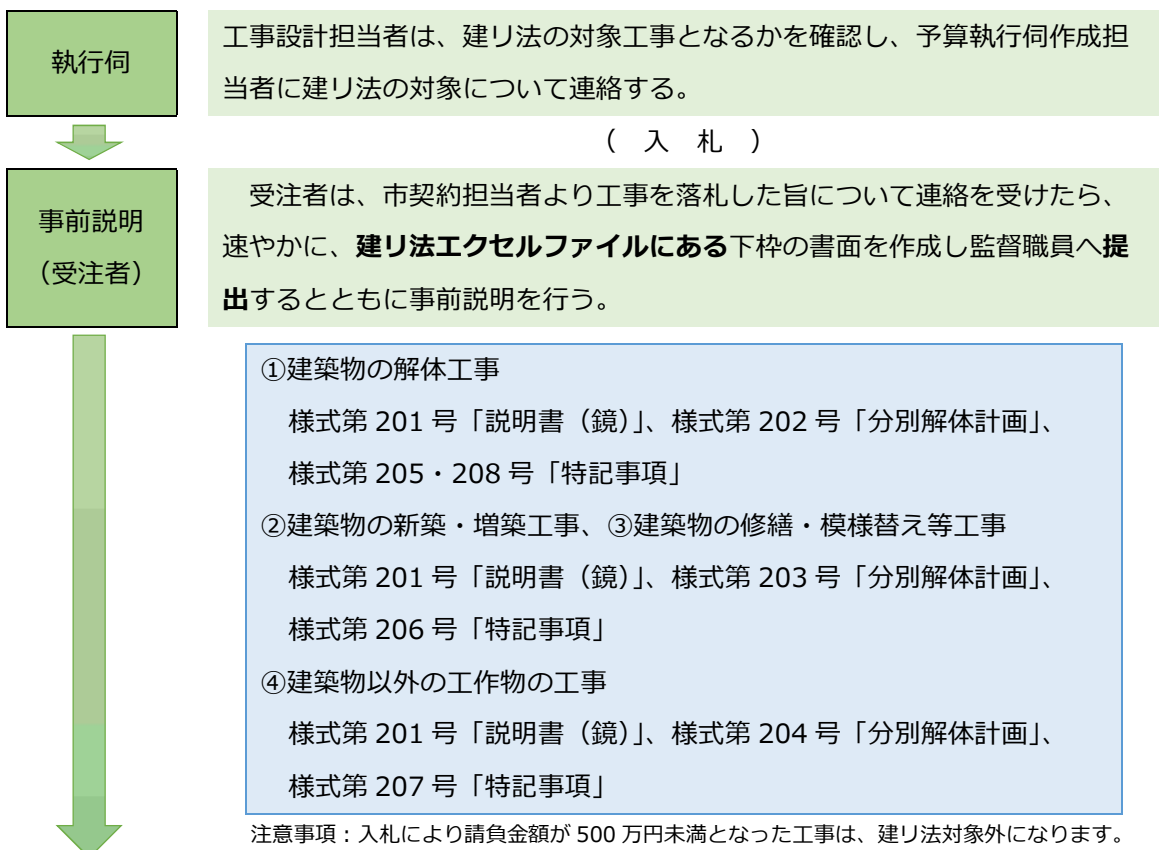
① 建築物の解体工事	… 床面積の合計が 80 m ² 以上
② 建築物の新築・増築工事	… 床面積の合計が 500 m ² 以上
③ 建築物の修繕・模様替え等工事	… 請負代金が 1 億円以上（リフォーム、建築設備等）
④ 建築物以外の工作物の工事	… 請負代金が 500 万円以上（土木工事等）

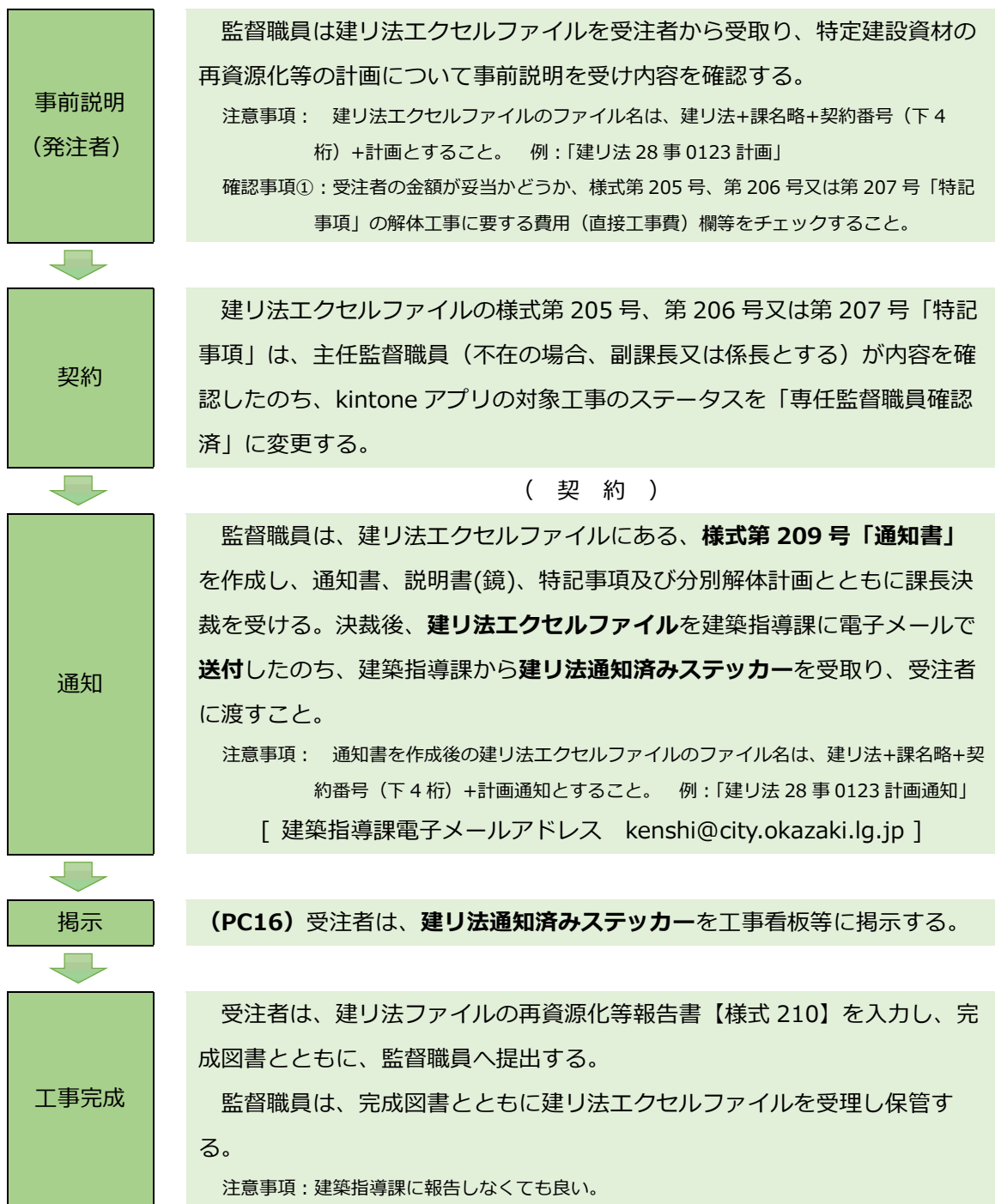
(1) 特定建設資材とは

コンクリート、コンクリートと鉄から成る資材、アスファルト・コンクリート及び木材の 4 品目をいう。具体例は、後述の『(6) 特定建設資材具体例一覧』を参照すること。

(3) 事務手続

建リ法対象工事の事務手続は、次を参考に適切に行うこと。





(4) 参考 URL (国交省 HP、建設リサイクル法質疑応答集)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm

(5) 建築指導課宛 (kenshi@city.okazaki.lg.jp) のメール送信例

標 題	建リ法 28 事 0123 の通知書 (送付) 建設工事に伴う建リ法の通知書を送付します。
本 文	発注課 : 岡崎市〇〇部〇〇課 担当者 : 〇〇 〇〇

(6) 特定建設資材具体例一覧

資材名	規格	判定	説明
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る資材
無筋コンクリート 有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板 U字溝等二次製品		○	コンクリート コンクリート及び鉄から成る資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し形成版)	JIS A 5422	×	
普通レンガ	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物 粒度調整砕石、再生粒度調整砕石 クラッシュラン、再生クラッシュラン		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(MDF)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材		×	
伐採木、伐根、梱包材		×	建設資材ではないので対象外
調査業務の廃アスファルト		×	業務は建設工事に当たらないので対象外

出典：国土省 HP、建設リサイクル法質疑応答集 Q15

第2章 プロセスチェックリスト

☆施工プロセスチェックリスト記入の仕方

施工プロセスチェックリスト

様式[103]

1. 工事名	〇〇整備工事	6. 工事担当課	〇〇課	
2. 工期	平成28年5月10日	平成28年12月9日	7. 支出席番号	9999999
3. 契約日	平成28年5月9日	8. 工事契約番号	4281009999	
4. 請負者	〇〇土木株式会社	9. 担当監督職員	愛知太郎	
5. 監理・主任技術者				

項目	確認事項	確認する書類等	提出 提出	チェック内容 【チェック時確認の目安】	項目	チェック時期					チェック結果		
						着工前	着工中	着工後	竣工時	竣工後	適正	口頭	指導
1	現場代理人・主任(監理)技術者 理)技術者由	現場代理人・主任(監理)技術者 (様式第17号)	提出 (契約)	現場代理人と提出技術者の雇用関係の確認をしたか。(保証証等の提示) 提出技術者の資格要件の確認をしたか。(資格者証等の提示) 【工時1回確認、竣工時】	適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	
2	工事表	工事表 (様式第14・16号)	提出 (契約)	契約締結後、14日以内工事表が提出されたか。 記載内容に不備はないですか。 【契約時】	適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	
3	登録のための確認のお願		提出	登録期間内に監督職員の確認を受けたか。 内容が適正ですか。	適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	
4	施工体制台帳	施工体制台帳(様式第105号) 市と元請者の契約書等] 元請の技術者資格と技術者雇用金 証する書類等]	提出	施工体制台帳を現場に提出したか。かつ、同一のものを提出したか。 【竣工時の台帳、竣工時】	適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	
5	再下請負通知書	再下請負通知書(様式105-1号) 下請負者の契約書等]	提出	施工体制台帳に必要な事項が記載されている。また、必要な書類が提出されている。	適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	
10	施工体制台帳 施工体系図	施工体系図 (様式第105号)	提出		適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	適正 口頭 指導	

概要記入

確認をする書類の整理保管方法
提出：完成までに監督職員へ提出
提示：監督職員の確認後、受注者にて保管

施工中適宜確認を受け日付を記載
確認の状態を記載
適：指示なし
口：口頭指示
指：指示書

項目対象外の時チェック

工事完成時に施工中の指導状況について記載
工事成績評価へ反映されます。
適正：加点
無印：加減点なし（未確認）
口頭：減点なし（1回まで）
指導：減点

注意事項

- 着手から完成に至る各プロセスにおいて、発注者、受注者双方にて確認を行い、適正な施工体制の確保に努めること。
- 受注者は、必要に応じて完成時に監督職員にプロセスチェックリストの確認を受けてください。

第3章 プロセスチェックの手引

本手引の見方

施工プロセスチェックリスト No

この項目でチェックする内容

PC1	現場に配置される受注者の現場代理人と技術者を確認します。	
提出	現場代理人・主任(監理)技術者届(様式第17号)	プロセスチェックの内容を提出により確認します。
現場確認	「雇用関係の確認」・「技術者要件の確認」(必須)	プロセスチェックの内容を提出により確認します。

注意事項(受注者)

- 「現場代理人・主任(監理)技術者等届」(様式第17号)を提出
- 契約後、監督職員に雇用関係と技術者用要件が確認できる書面を
- 技術者の途中変更については、やむを得ない場合を除き、認めない

注意事項

プロセスチェックの項目における受注者の注意事項を記載

プロセスチェックの内容を提示により確認します。

必須：必ず確認する内容

任意：受注者からの提示

Check-point(監督職員)

- 現場に配置される現場代理人及び技術者の雇用関係を「**保険証**」等の提示
- 現場に配置される技術者の技術者要件を「**監理技術者証**」「**技術者証**」(実務経験による場合は、最終学歴と実務経験年数を聴き取りで確認)
- 現場に配置される技術者の他工事の従事について、工事実績情報サービス
- 配置技術者の専任義務のない工事(建築一式工事にあつては請負額9,000万円未満、その他工事にあつては請負額4,500万円未満)の従事状況を確認し、適正に現場を巡回し、適正に現場を巡回し、適正に現場を巡回すること。
- 受注者より、技術者の途中変更について協議があつた場合、建設企画課

チェックポイント

プロセスチェックの項目における監督職員の確認事項を記載

評価	PC1 判断基準
適正	現場代理人と技術者の雇用関係及び配置技術者の技術者要件が書面の提示で確認できた。
口頭	書面の提示がなかったが、口頭指導後に書面の提示による確認ができた。
要指導	提示を求める口頭指導をしたが、提示による指導をした。
対象外	対象外事例無し

参考資料

プロセスチェック項目に関連する参考資料を記載

判断基準

プロセスチェック項目の監督職員の評価時の判断基準を記載

基準の統一的想法

適正…特に監督職員が指導することなく、適切に行われた。

口頭…施工体制等に不備があり、監督職員の口頭指導によって適切に行われた。

要指導…施工体制等に重大な不備があり、監督職員が書面によって指示をした。

参考資料

※ 雇用関係及び技術者要件に虚偽が判明した場合

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係
主任技術者、監理技術者はペーパーカンパニー等のため、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的

1. 施工体制

I. 施工体制一般

PC 1	現場に配置される受注者の現場代理人と配置技術者をチェックします。
提出	現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届（様式第 17 号） 現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届（様式第 18 号）
現場確認	「雇用関係を証する書面」・「技術者要件を証する書面」（必須） ※施工体制台帳の添付書類を現場で確認

注意事項（受注者）

- ・「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」（様式第 17 号）を**提出**すること。
- ・技術者の途中変更については、やむを得ない場合を除き認められない。
- ・やむを得ず技術者の途中変更を行う場合は、「**現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届**」（様式第 18 号）を**提出**すること。

Check- point!（監督職員）

- ・「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」（様式第 17 号）を**受理**し、現場代理人と、主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という）を**把握**する。
 - ・現場に配置される現場代理人及び配置技術者の雇用関係を「**保険証**」等で把握する。
 - ・現場に配置される配置技術者の技術者要件を「**監理技術者証**」、「**監理技術者講習修了証**」、「**技術者証**」等で把握する。（実務経験による場合は、最終学歴と実務経験年数を聴取りで把握する。）
 - ・現場に配置される配置技術者の別工事従事状況は、工事实績情報サービス（CORINS）で確認する。
 - ・配置技術者の専任義務のない工事（建築一式工事にあつては請負金額 9,000 万円未満、その他工事にあつては請負金額 4,500 万円未満）の従事状況を確認し、適正に現場を管理し得る範囲かどうかの確認を行い適切に指導すること。
 - ・受注者より、配置技術者の途中変更について協議があつた場合には、建設企画課と契約課へ連絡すること。
- ※現場に配置される現場代理人及び配置技術者の雇用関係、技術者要件は、現場に備え付けた施工体制台帳の添付書類で確認すること。

評定	PC 1 判 断 基 準
適 正	書面が適切に 提出 され、現場代理人及び配置技術者が把握できた。 現場代理人及び配置技術者の雇用関係が、書面により適切であることが 把握 できた。 配置技術者の技術者要件が、書面により適切であることが 把握 できた。 ※雇用関係、資格要件は施工体制台帳の添付書類を現場で確認できた。
口 頭	口頭指導後に書面が 提出 又は確認でき、適切であることが 把握 できた。
要指導	提出 又は確認できるよう、書面にて 指示 をした。
対象外	対象外事例なし

※ 雇用関係及び技術者要件に虚偽が判明した場合は、契約課及び建設企画課へ連絡すること。

(1) 現場に配置される技術者等の種類

・現場代理人（約款第 10 条）

現場代理人は請負契約の適正な履行を確保するため、受注者の代理人として工事現場の運営取締りを行い、通常、当該工事現場に常駐することが必要である。

・主任技術者（建設業法第 26 条 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、元請負・下請負の請負金額に係わらず工事現場における工事施工について技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。（建設業許可のない下請負者は、主任技術者を配置する必要はない。）

また、以下の全ての要件を満たした場合、下請の主任技術者の配置は不要となる。

- 1 対象となる工事が「特定専門工事」であること
- 2 下請契約の請負代金の額が政令で定める金額未満であること
- 3 書面での合意があること
- 4 元請・上位下請の主任技術者が一定の要件を満たしていること
- 5 再下請をしないこと

・監理技術者（建設業法第 26 条 2 項）

下請負契約の契約代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は、下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をする。

工事の途中で下請負の契約代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければならない。

・特例監理技術者

発注者から直接受注した特定建設業者が、監理技術者を専任で置くことが必要となる工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置き、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、当該監理技術者のことをいう。

・監理技術者補佐

監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる技術者で、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

・専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施工する場合の屋根工事、電気工事等の専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関する主任技術者の資格を有する専門技術者を配置しなければならない。

専門技術者を配置できない場合は、専門工事に係る建設業の許可業者に下請させなければならない。

下請の契約金額が 500 万円以上の専門工事、500 万円以上の附帯工事についても同様の扱いとなる。

(2) 配置技術者の要件【別添資料3】

建設工事の現場には、下表の要件に該当する者を配置しなければならない。(建設業法第26条第1項、第2項)

技術者名		要件
主任技術者		1) 下記の実務経験を有する者 ① 高等学校の指定学科卒業後※1 5年以上(建設業法第7条第2号のイ) ② 高等専門学校の指定学科卒業後※1 3年以上() ③ 大学の指定学科卒業後※1 3年以上() ④ 上記以外の学歴の場合 10年以上(建設業法第7条第2号のロ) 2) 1)と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者(建設業法第7条第2号のハ) →1級及び2級施工管理技士等の国家資格取得者等
	指定建設業※2以外	1) 1級施工管理技士等の国家資格者(建設業法第15条2号のイ) 2) 主任技術者要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上である工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者(建設業法第15条2号のロ) 3) 1)又は2)と同等以上の能力を有すると認められる者(建設業法第15条2号のハ)
監理技術者	指定建設業※2	1) 1級施工管理技士等の国家資格者(建設業法第15条2号のイ) 2) 1)と同等以上の能力を有すると認められる者(建設業法第15条2号のハ) →国土交通大臣特別認定者

※1 指定学科とは、建設業の種類ごとに定められている、当該建設業に密接に関連した知識及び技術等を学習することができるものと認められる学科。

例) 土木工事業：土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

建築工事業：建築学、都市工学に関する学科

※2 指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業のことであり、建設業法施行令第5条の2に定められている。

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者、監理技術者は、ペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するため、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としている。

【現場代理人・主任技術者の雇用関係を確認するための書類】

①監理技術者資格者証

②住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 (給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。)

③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。)

④源泉徴収票 (給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し源泉徴収票を支払を受ける者に交付する義務がある。)

⑤国家資格者等及び監理技術者一覧表(許可添付書類) (建設業許可申請書の添付書類)

⑥技術職員名簿(経審) (経営事項審査申請書の別表)

⑦所属会社の雇用証明書 (現在雇用されている事実の証明として事業者が任意様式で作成)

※施工体制台帳(PC8~PC12)により、確認してもよい。

【監理技術者の雇用関係と資格を確認するための書類】

- ④監理技術者資格証（所属建設業者及び交付年月日を確認）と監理技術者講習修了証を現場で確認する。

氏名	年月日生		本籍
住所			
写 真	初回交付	年月日	交付
	交付番号		
	監理技術者資格者証		
	()年()月()日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付期間代表者			印
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板力塗防内機絶通門井具水消消		
有・無			

※ 指定資格者証交付機関においては資格者証交付の際、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書等により確認している。

有効期間は5年間

監理技術者資格証（表面）

- ⑤監理技術者講習修了証

監理技術者講習修了証	
写 真	修了証番号 第 ()号
	本籍
	氏名
	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を終了したものであることを証します。	
修了年月日 ()年()月()日	
登録講習実施機関代表者 ()印 (登録番号 第 ()号)	

※ 監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、講習を修了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講しなければいけません。

監理技術者講習修了証（表面）

- (4) 監理技術者等の途中交代について（国交書作成「監理技術者制度運用マニュアルについて」抜粋）
 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や、工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。

関連サイト：国土交通省「ガイドライン・マニュアル」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

- (5) 現場代理人の途中交代について
 配置技術者と異なり、交代に関する条件はないが、工事の実績については工期の半分以上かつ完成まで従事しないと考慮されない。

PC 2	契約締結後に提出される請負代金内訳書をチェックします。
提出	請負代金内訳書（様式第 15 号）
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・「**請負代金内訳書**」（**様式第 15 号**）を作成し、工事請負契約締結後 14 日以内に監督職員を通じて発注者へ**提出**すること。（約款第 3 条）
- ・「**請負代金内訳書**」（**様式第 15 号**）の法定福利費の記載は、工事費目（直接工事費、現場管理費等）ごとに内訳明示せず、請負代金の総額に対して明示すること。また、法定福利費は、下請企業の負担分も含めた工事全体の金額になることに注意すること。

Check- point!（監督職員）

- ・**提出**された書類の記載内容及び日付が適正であるか、**把握**する。
- ・請負代金内訳書に、法定福利費が記載されていることを確認する。

評価	PC 2 判 断 基 準
適 正	提出期日までに請負代金内訳書が適正に 提出 され、法定福利費が 把握 できた。
口 頭	書類内容に不備があり監督職員が口頭指導したが、提出期日内に適正に 提出 された。
要指導	提出期日までに書面が 提出 されなかった。
対象外	対象外事例なし。

PC3 PC4	工事实績情報「日本建設情報総合センター（JACIC）」へ登録されたかをチェックします。
提出	登録のための確認のお願い
メール 確認	登録内容確認書

注意事項（受注者）

請負代金額が 500 万円以上の工事は、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報サービス（CORINS）に、契約後（契約日の翌日から）、土、日、祝日を除き 10 日以内に登録すること。（特記第 8 条）

受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員へ通知する。

監督職員の**確認**を受け、期日までに工事实績情報として（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請をすること。

(1) 受注時

- ・ 契約後（契約日の翌日から）、土、日、祝日を除き 10 日以内に登録すること。
- ・ 受注登録が必要となる条件は、「請負代金額が 500 万円以上の場合」とする。
- ・ 「工事名」、「請負代金額」、「工期」、「工事内容」等の記載事項を確認し、技術者の専任が必要な場合は監理技術者番号を必ず記入すること。
- ・ 現場着工するまでの期間（準備期間）が明記されている工事については、配置技術者の「従事期間」は専任期間を記入すること。

(2) 登録内容の変更時

- ・ 変更があった日から、土、日、祝日を除き 10 日以内に登録すること。
- ・ 変更登録は、「工期」、「現場代理人」、「主任技術者」又は「監理技術者」に変更が生じた場合に行うものとする。工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金額が「4,500 万円未満から 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満から 9,000 万円以上）」、「4,500 万円以上から 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上から 9,000 万円未満）」、「500 万円未満から 500 万円以上」及び「500 万円以上から 500 万円未満」に契約変更された場合は、変更登録する。（※500 万円未満となっても登録の抹消は必要ありません。）

(3) 完成時

- ・ 工事完成後、土、日、祝日を除き 10 日以内に登録すること。
- ・ 完成時に作成する工事实績情報としての「登録のための確認のお願い」は、最終契約変更の内容を登録すること。

(4) 訂正時

- ・ 適宜、登録機関に訂正手続をしなければならない。

Check- point!（監督職員）

- ・ 原則として登録内容確認システムで内容を**確認**し、適正であれば結果を登録する。
- ・ JACIC からの登録完了電子メールにより登録期日までに登録されたかを**把握**する。
- ・ 現場着工するまでの期間（準備期間）を明記した工事については、配置技術者の「従事期間」が専任期間であるか確認すること。

評定	PC3 PC4 判 断 基 準
適 正	登録機関からの登録完了電子メールにより登録期日までに適正に登録されたことが 把握 できた。
口 頭	申請期日内に事前確認されたが登録期日が守られなかった。(未確認は無印)
要指導	登録されておらず、登録するよう書面で 指示 をした。
対象外	請負代金額が 500 万円未満の場合

参考資料

(1) CORINS/JACIC 検索システムとは？

各公共発注機関が工事を発注する際に、より公正で客観的な企業選定（各事業の地域制、特殊性、企業の技術的適性を総合的かつ公正に評価・判断）が行える実績データベースの整備を図ることとなり、建設省（現国土交通省）の要請を受けて、J A C I C（一般財団法人日本建設情報総合センター）において工事实績情報システム（コリンズ）を開発し、運用を開始した。

平成 17 年 4 月に施行され平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき定められた政府の基本方針では、「発注関係事務の適切な実施」、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価」、「発注関係事務の環境整備」等がうたわれており、国の機関、都道府県、市区町村等の公共発注機関が発注した工事に関する情報を蓄積し、一元的に管理・運用するコリンズの重要性がますます高くなっている。

PC5 PC6 PC7	受注者の退職金制度について確認します。
提出	掛金収納書及び掛金収納書提出用台紙（証紙貼付方式の場合） 掛金収納書（電子申請方式の場合） 上記を提出できない場合には、理由書 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の写真（建退共の場合）
提示	掛金充当実績総括表及び工事別共済証紙受払簿（建退共の場合）

注意事項（受注者）

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入しなければならない。（特記第 41 条）

(1) 契約後

（証紙貼付方式の場合）

金融機関で建退共証紙購入の際に発行される発注者用「掛金収納書」を所定の様式「掛金収納書提出用台紙」に貼り付け、工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

（電子申請方式の場合）

建退共本部の電子申請専用サイトから発行された「掛金収納書（電子申請方式）」を、工事請負契約締結後原則 40 日以内に、提出しなければならない。

（提出できない場合）

自社退職金制度もしくはほかの退職金制度に加入しているなど、その理由及び証紙購入予定等を書面により提出しなければならない。

(2) 施工時

工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

(3) 工事完成時

速やかに「掛金充当実績総括表」及び「工事別共済証紙受払簿」を作成し、提示しなければならない。

受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、岡崎市発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。

受注者は、共済証紙を「建退共事務受託様式 3 号 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理するとともに、監督職員からの請求があった場合には提示しなければならない。

Check- point!（監督職員）

- ・証紙貼付方式の場合、契約後原則 1 ヶ月以内に「掛金収納書」「掛金収納書提出用台紙」を把握すること。
- ・電子申請方式の場合、契約後原則 40 日以内に、「掛金収納書（電子申請方式）」を把握すること。
- ・掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、その理由等を書面で把握すること。
- ・「建退共」標識の現場掲示を把握する。
- ・提出された工事写真により、「建退共」標識の掲示状況を把握する。
- ・工事完成時、速やかに「掛金充当実績総括表」及び「工事別共済証紙受払簿」を把握すること。

評価	PC5 判断基準
適正	掛金収納書の写しを契約締結後 1 ヶ月以内（電子申請による場合は 40 日以内）に提出され把握できた。 提出できない場合には理由を書面で提出され把握できた。
口頭	監督職員が口頭指導したことにより、掛金収納書の写しまたは理由書が提出され把握できた。
要指導	掛金収納書の写しまたは理由書を提出するよう、書面によって指示した。 確認できる資料が提出されなかった。
対象外	対象外事例なし。

評価	PC6 判断基準
適正	建設現場内の見やすい場所に掲示されていることを、臨場又は写真で把握した。
口頭	監督職員が口頭指導したことにより、建退共の標識が掲示され把握できた。 （未確認は無印）
要指導	建退共の標識を掲示するよう、書面によって指示した。 掲示されなかった、掲示状況の確認できる資料が提出されなかった。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合

評価	PC7 判断基準
適正	掛金充当実績総括表及び工事別共済証紙受払簿が提示され把握できた。
口頭	監督職員が口頭指導したことにより、掛金充当実績総括表及び工事別共済証紙受払簿が提示され把握できた。（未確認は無印）
要指導	掛金充当実績総括表及び工事別共済証紙受払簿を提示するよう、書面によって指示した。 確認できる資料が提示されなかった。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合。

参考資料

退職金を支給するかどうかの基準は、事業主（社長）の自由裁量の範囲であり、法律上の支給義務ではないが、退職金を支給すると決めた場合は、従業員が常時 10 人以上の労働者を使用する事業所であれば、就業規則に必要な事項を定め、労働基準監督署へ届出しなければならない（労働基準法第 89、90 条）。従業員が 10 人未満の事業所については就業規則の届出義務はない。

ただし、岡崎市発注工事は、積算基準及び歩掛表（愛知県建設局）において、現場管理費の項目及び内容に、現場従業員に係る退職金制度及び退職給与引当金繰入額が含まれていることから、発注した工事の全ての作業員について必要な退職金制度が整っているか把握することが必要である。

退職金制度には、就業規則によるものを除くと、以下のものがある。

(1) 【建設業退職金共済制度】

建設業退職金共済制度は、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとして制定された国の制度である。勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じた共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことを止めたときに、機構が直接労働者へ退職金の給付を行う仕組みとなっている。

中小企業退職金共済法に基づき創設され、勤労者退職金共済機構により運営されている。



赤色：従業員 300 人以下、又は
資本金 3 億円以下

青色：従業員 300 人超、かつ
資本金 3 億円超

掛金収納書及び掛金収納書提出台紙



注：被共済者となる労働者は、建退共と中退共の両方
には加入できない。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識
(図 1)

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

工事別共済証紙受払簿

関連サイト：厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/taisilyokukin_kyousai/kensetsu/

【建退共済証紙購入の考え方】 【別添資料1】
 関連サイト：建設業退職金共済事業本部
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(2) 【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を設けることが困難な中小企業でも、大企業と同様な退職金を支払うことを可能にする国の制度である。中小企業退職金共済事業本部が実施し、中小企業退職金共済法に定められている中小企業が加入できる。新規加入又は掛金を増額する場合は、掛金の一部を国が助成している。(上限が設定されている。)

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業従業員の福祉増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付し、従業員が退職したときに、その従業員へ中退共から退職金が直接支払われる。

加入条件

常勤の従業員数 300 人以下、又は出資金 3 億円以下

関連サイト：中小企業退職金共済事業本部
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/index.html>

(3) 【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、個人事業主又は法人が、所得税法施行令第 73 条に定める特定退職金共済団体(商工会議所、商工会、商工会連合会等)と退職金共済契約を締結し、加入事業主によって特定退職金共済団体から被共済者(従業員)へ直接退職金等の給付を行う制度である。

この制度は、地域の商工会等が国の承認の下に特定退職金共済団体を設立し運営している。

(4) 企業年金保険契約も退職金制度加入として認められる。

PC8 PC9	施工体制台帳の現場への備付け、写しの提出により施工体制をチェックします。
提出	施工体制台帳の写し
現場確認	添付書類（現場に備付けの原本）

注意事項（受注者）

- 平成 26 年法律第 55 号「建設業法等の一部を改正する法律」により、平成 12 年法律第 127 号「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」が改正された。
これにより、平成 27 年 4 月 1 日から、公共工事については、発注者から直接請負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、**下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くとともに、施工体制台帳の写しを監督職員に提出する義務が生じた。**（建設業法第 24 条の 7、入札契約適正化法第 15 条第 1 項及び第 2 項、特記第 16 条）
- 施工体制台帳を作成する手順について
工事の施工に伴い、受注者である元請負業者が下請負業者と下請契約した場合、速やかに次の手順により作成するものとする。
手順 1…下請契約を締結した下請負者に対し、**受注者の商号又は名称及び再下請負の内容を書面で提出させる旨の書面（参考様式第 105-2 号）**を交付する。
手順 2…**同様の書面（参考様式第 105-3 号）**を工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。（場所の例：補助看板）
手順 3…**施工体制台帳（参考様式第 105 号）、施工体系図（様式第 106 号）**を作成する。
施工体制台帳は工事現場に備え置く。
施工体系図を工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。（場所の例：補助看板）。
手順 4…監督職員に**施工体系図（写）、施工体制台帳（写）**に**工事打合簿（様式第 26-1 号）**を付けて提出する。
- 施工体制台帳を構成する書類について
施工体制台帳を構成する書類は、次のとおりとする。
① 施工体制台帳（参考様式第 105 号）
② 岡崎市と受注者との契約書の写し ※約款を含めること。
③ 一次下請負者の下請契約書の写し
④ 受注者の主任（監理）技術者の資格を証する書面の写し
⑤ 受注者の主任（監理）技術者の雇用を証する書面の写し
⑥ 専門技術者（配置が必要な場合）の資格と雇用を証する書面の写し
⑦ 再下請負通知書（参考様式第 105-1 号） ※二次以下の下請負者全て
⑧ 下請負者の契約書の写し ※二次以下の下請負者全て
⑨ 作業員名簿 ※下請負者全て
※ 監督職員へ施工体制台帳の写しを提出する際は、施工体制台帳（様式第 105 号）、再下請負通知書（様式第 105-1 号）、施工体系図（様式第 106-1 号または 106-2 号）、作業員名簿（様式第 110 号）を提出する。
（添付書類②③④⑤⑥⑧は、現場に備付けの原本を監督職員は確認しなければならない）
※ 公共工事の場合、全ての③⑧下請契約書について請負代金額は明記されていなければならない。
- 施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負者の把握に努め、これら下請負者に対し、速やかに「再下請負通知書」を元請負者へ提出するよう指導するとともに、自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。
- 一度作成した施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく変更

後の施工体制台帳等を追加しなければならない。同様に、変更した施工体制台帳等の写しに工事打合簿を添付して速やかに監督職員へ**提出**しなければならない。

・ 作業員名簿について

施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知を行う事項について（建設業法第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係）、以下の事項を追加することとなった。

- ① 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載することとする。
- ② 当該建設工事の従事者に関する事項を追加する。具体的には、当該建設工事に従事する者に関する記載事項は以下のとおりとする。

- ・ 氏名、生年月日及び年齢
- ・ 職種
- ・ 社会保険の加入状況
- ・ 中退共又は建退共への加入の有無
- ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。）

また、①の者を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有すること及び恒常的に雇用されていることを示す書類を施工体制台帳に添付することとする。

※ ①の記載については作成建設業者に限る

Check- point!（監督職員）

- ・ 現場に備え付けられている施工体制台帳と、**提出**された施工体制台帳の写しを照合し、施工体制台帳を構成する書類が同一であることを把握する。
- ・ 施工体制台帳の記載内容について次のことを把握する。
 - (1) 施工体制台帳に必要な事項が記載されていることを把握する。
 - (2) 一次下請負業者の「保険加入の有無」の各保険の欄に「未加入」がないかを確認する。
 - (3) 配置技術者が、必要な建設工事の資格を所有していることを把握する。【別添資料 3】
 なお、土木一式工事又は建築一式工事において、受注者が専門技術者を配置する場合は、受注者の専門技術者欄に、また、下請負会社で配置する場合は下請負会社の専門技術者欄に、必要な専門技術者が記載されていることを把握する。
 - (4) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負通知書に必要な事項が記載されていることを把握する。
 - (5) 次の添付書類が揃っていることを把握する。
 - ・ 岡崎市と受注者との契約書の写し
 - ・ 下請契約書の写し
 - ・ 受注者の主任（監理）技術者の資格及び雇用を証する書面の写し
 - ・ 専門技術者（配置が必要な場合）の資格と雇用を証する書面の写し
 - ・ 二次以下の下請負がある場合、再下請負人との契約書の写し
 - (6) 下請金額による監理技術者の確認（下請金額 5,000 万円以上、建築一式工事は 8,000 万円以上）
 - (7) 現場に臨場し、目視とヒヤリングにより下請負者を把握する。なお、施工体制台帳に記載のない下請負者が現場で作業している場合は、速やかに施工体制台帳の作成と写しの**提出**を求めること。

評価	PC8 判断基準
適正	施工体制台帳が速やかに作成されており、現場に備え置かれている。 施工体制台帳の写しが速やかに 提出 された。
口頭	施工体制台帳が現場に備え置かれていなかったが、監督職員の間頭指導により速やかに備え置かれた。 施工体制台帳の写しが提出されなかったが、監督職員の間頭指導により 提出 された。 (軽微な口頭指導及び未確認は無印)
要指導	施工体制台帳を現場に備置くよう書面により 指示 をした。 施工体制台帳の写しを 提出 するよう書面により 指示 をした。

対象外	下請負工事がない場合。
-----	-------------

評価	PC9 判断基準
適正	施工体制台帳を構成する書類が全て揃っている。 施工体制台帳の必要な記載事項が全て記載されている。 一次下請負に社会保険未加入業者がない。
口頭	施工体制台帳を構成する書類に不足があった又は記載事項に漏れがあったが、監督職員の口頭指導により適正に修正され、速やかに提出された。(未確認は無印)
要指導	施工体制台帳を構成する書類に不足があった又は記載内容に漏れがあり、作成、修正及び提出するよう、書面により指示をした。
対象外	下請負工事がない場合。

参考資料

- (1) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号：平成26年6月4日改正)に基づき、平成13年4月1日から、公共工事の適正な施工体制の確保等に関して、次の事項が義務付けられている。

1. 一括下請負の全面的な禁止。
2. 施工体制台帳の写しを発注者へ提出。
3. 現場施工体制の発注者による点検。
4. 施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所へ掲示。
5. 施工体制台帳に関しては、二次以下の下請契約についても請負代金額を明示した下請契約書の写しの添付。
6. 作業員名簿の作成 ※2020年10月改正より施行

- (2) 施工体制台帳の記載例

岡崎市工事施工体制点検様式集 105号(記載例)参照

<https://www.city.okazaki.lg.jp/business/nyusatsu/1005011/1011225/1011211.html>

関連サイト：国土交通省 中部地方整備局「施工体制台帳記入要領」P.4～P.11

https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/sekoutaisei_kaisei.pdf

- (3) 添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)について

「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には「監理技術者資格者証」、「指定された国家資格の免許証又は免状」、「指定学科を収めたことを証する証明書+使用者による実務経験証明書」など、建設業法施行規則第3条第2項に規定する書面の写しを添付すること。

「主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面」は、作成建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には「監理技術者資格者証」、「住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、「源泉徴収票」、「国家資格者等及び監理技術者一覧表(許可添付書類)」、「技術職員名簿(経審)」、「所属会社の雇用証明書」などの書面の写しを添付すること。

- (3) 建設業法第19条に規定する契約書面への必須記載事項

請負契約の締結に当たっては、重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着手前までに署名して相互に交付しなければならない。建設業法では次の14項目を満たしていなければならないとしている。なお、公共工事においては、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

1. 工事内容。
2. 請負代金の額。

3. 工事着手の時期及び工事完成の時期。
 4. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法。
 5. 当事者の一方から、設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め。
 6. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め。
 7. 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更。
 8. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め。
 9. 注文者が工事に使用する資材を提供し又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め。
 10. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期。
 11. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法。
 12. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容。
 13. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金。
 14. 契約に関する紛争の解決方法。
- (5) 下請契約を電子契約した場合の施工体制台帳の取扱い（出典：電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン国土交通省平成 17. 3. 3）
1. 電子契約を行った場合の、工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて
契約の内容がパソコン等に記録され、必要に応じて当該工事現場において明確に紙面に表示できるときは、施工体制台帳に添付する必要はない。
 2. 工事現場にパソコンが常時設置されておらず、電子契約の内容を常時紙面に表示することが困難な場合における対応について
下記の 3 つの条件全てを満たしていること。
 - ① あらかじめ当該電子契約の内容が印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること。（見読性の確保）
 - ② ①の書面の内容に間違いのない旨が、現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。（原本性の確保）
 - ③ 発注者が①の書面の内容に疑義を持ち、直接紙面に表示することを要求した場合は、その要求に対応すること。
 3. 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一貫性が確保できないことに対する措置について
1 の「契約の内容がパソコン等に記録され、必要に応じて当該工事現場において明確に紙面に表示できるときは、施工体制台帳に添付する必要はない。」の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付すること。
 4. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて
下記の 2 つの条件全てを満たしていること。
 - ① 当該電子契約の内容が印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること。（見読性の確保）
 - ② ①の書面の内容に間違いのない旨が、現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。（原本性の確保）
- (6) 施工体制台帳のよくあるミス
1. 施工体制台帳
 - ・日付が記載されていない。
 - ・建設業の許可業種欄に、受注者が持っている許可業種の全てが記載されていない。
 - ・契約営業所の下請契約区分において、下請負者の社名及び住所が記載されている。
 - ・同様に、健康保険等の加入状況の下請契約区分において、下請負者の社会保険に関する記述が記載されている。

- ・《下請負人に関する事項》工事内容欄に1式と記載されている。
 - ・様式が古い。(見分け方は、一号特定技能外国人の従事の状況(有無)があるものが最新)
 - ・様式の右側のみ、左側のみをそれぞれ作成しており、元請・下請関係が把握できない。
 - ・積上げ積算業務の下請負者(誘導警備業務等)の施工体制台帳を作成している。
2. 岡崎市と受注者との契約書の写し
 - 約款の写しが添付されていない。
 3. 一次下請負者の契約書の写し
 - ・契約書(請書又は注文請書)の写しが添付されていない。
 - ・収入印紙が貼られていない契約書(請書又は注文請書)の写しが添付されている。
 4. 主任(監理)技術者の資格を証する書面の写し
 5. 主任(監理)技術者の雇用を証する書面の写し
 6. 専門技術者(配置が必要な場合)の資格と雇用を証する書面の写し
 7. 再下請負通知書(参考様式第105-1号) ※二次以下の下請負者全て
 - ・日付が記載されていない。
 - ・《再下請負関係》健康保険等の加入状況欄に未記入がある。
 - ・《再下請負関係》に斜線を引いた再下請負通知書がある。
 8. 下請負者の契約書の写し ※二次以下の下請負者全て
 - ・契約書(請書又は注文請書)の写しが添付されていない。
 - ・収入印紙が貼られていない契約書(請書又は注文請書)の写しが添付されている。

(7) 施工体制点検について

監督職員は、下請負の内容が次に該当する場合は、「岡崎市施工体制点検要領」に基づき、重点点検ケースとして、受注者の技術者からその事情を聴取し、適正な施工体制を整えるよう指導すること。あわせて、受注者の実質的関与についても確認すること。

1. 一次下請契約のうち1社が単独で元請契約額の過半を占めている。
2. 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が下請に存在している工事
3. 低入札価格対象工事 等

いわゆる相請に関しては、対外的に見た場合に一括下請や受注者の実質的関与の疑念、適正な競争がなされていないのではないかとの誤解を招きやすいことから、公共工事の適正な施工体制の確保、入札手続の透明性と公正性の確保の観点から、基本的には認めがたいものである。該当する場合については、監督職員は重点点検ケースとして必要なチェックを適宜行うものとする。

(8) 建設業における社会保険未加入対策について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という。)について、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、技能労働者の医療や年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省及び愛知県においては、一次下請負者に対する社会保険等未加入建設業者の排除(元請負者への制裁金、指名停止、工事成績評定の減点など)の対策を実施しており、岡崎市においても平成30年度より社会保険未加入業者を原則として一次下請負者としてはいけないこととする。(岡崎市工事請負契約約款第7条の2)

1. 社会保険とは

私たちが日々暮らす中では避けがたいさまざまなリスクがある。そういったときに生活を支えるために設けられている公の仕組が雇用・医療(健康)・年金の各公的保険制度である。これらは、加入する労働者・事業主が払う保険料と税金で賄われている。

社会保険への加入は法律上の義務だが、建設労働者の権利でもある。

・医療(健康)保険	一定の自己負担だけで医療機関で診療してもらうことができる。
・年金保険	60歳以上になったときに加入期間に応じて毎月年金が給付される。

	障害を負ったときや本人が亡くなったときには障害年金や遺族年金が給付される。
・雇用保険	失業したときに一定期間失業手当が給付される。

2. 適切な社会保険の加入について

国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における、事業所形態別の適切な社会保険の加入は次ページのとおり。（建設業法の許可を受けている業者が対象となる。）

事業所の形態	常用労働者の数	健康保険 (いずれか加入)	年金保険	雇用保険	適切な保険の範囲
法人	1人～	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2	3保険
個人事業主	5人～	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2	3保険
	1人～ 4人	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険 ※2	雇用保険 (健康保険と年金保険は個人で加入)
一人親方	-	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-	- (健康保険と年金保険は個人で加入) ※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る。

	事業主が労働者を加入させる義務があるもの (施工体制台帳で「加入」となっていなければならない)
	個人で加入するもの

3. 年金保険の適用について

※個人事業主とその家族従業員は、使用される者ではないため、常用労働者に含まない。

注) 記載内容は、簡易にまとめたものである。詳細は所管する機関のHP等を参考にすること。

(10) 参考ホームページ

関連サイト：国土交通省 建設業の社会保険未加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

PC10	施工体系図の内容、掲示状況についてチェックします。
提出	施工体系図、掲示状況写真
現場確認	監督職員による現場確認

注意事項（受注者）

- ・ 工事の一部を下請負者と下請契約を締結した場合、各下請負者の施工分担関係と警備業務及び各種試験業務等（積上げ積算計上対象業務）の分担関係を示した施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- ・ 施工体系図は、現場に掲示している施工体系図の写しを監督職員に**提出**すること。
- ・ 下請負内容に変更があった場合は、そのつど速やかに施工体系図を修正し掲示するとともに、修正された施工体系図の写しを監督職員に**提出**すること。

Check- point!（監督職員）

- ・ 施工体系図の記載内容について、下請負者の工事範囲、分担状況を**把握**する。
- ・ 施工体系図と現場体制に相違がないかを**把握**する。
- ・ 施工体系図の掲示状況を**把握**する。

評定	P C 10 判 断 基 準
適 正	速やかに適正な施工体系図が 提出 された。 工事関係者、公衆の見やすい場所に施工体系図が掲示されていることを 把握 した。
口 頭	施工体系図の掲示、記載内容及び提出時期に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正され掲示及び 提出 された。（未確認は無印）
要指導	施工体系図の掲示や記載の不備の修正及び提出するよう、書面により 指示 をした。 現場の掲示状況を確認できる資料が 提出 されなかった。
対象外	下請負工事がない場合。

参考資料

建設工事の請負契約とみなす業務、みなさない業務について、次ページに示す。

- (1) 建設工事の請負契約とみなす⇒○ みなさない⇒×
 (2) 下請負総額に含める⇒○ 含めない⇒×
 (3) 施工体系図に記載する⇒○ 記載しない⇒×
 (4) 施工体制台帳に記載する⇒○ 記載しない⇒×

		(1)、(2)	(3)	(4)
1 運搬業務	1) 資材（現場渡し）を現地に搬入する運搬業者	×	×	×
	2) 資材（工場渡し）あるいは工場製作品で運搬費を設計計上している場合の現地に搬入する運搬業者	×	×	×
	3) 生コンミキサー車	×	×	×
	4) As 合材運搬車	×	×	×
	5) ダンプトラック（運搬のみの場合） 注1)	×	×	×
2 生コン打設業務（=生コンポンプ車）	○	○	○	
3 クレーン（オペレータ付き） 材料の組立又はコンクリート打設含む	○	○	○	
4 クレーン（オペレータ付き） 材料の荷下ろしのみ 注2)	×	×	×	
5 交通誘導業務（=交通誘導員）	×	○	×	
6 調査試験業務（積上げ計上分）	×	○	×	
7 測量業務（積上げ計上分）	×	○	×	

注1) 建設工事に附帯するダンプトラック運搬は建設工事に含まれるが、単に土を運搬するための積込み、残土の敷均し（仮置き等）は、建設工事には当たらない。

注2) 直接建設工事を行わないクレーン（オペレータ付き）は、建設工事には当たらない。

・ 施工体系図の記載例

岡崎市ホームページ 「岡崎市工事施工体制点検様式集」の106-1号、106-2号（記載例）参照 https://www.city.okazaki.lg.jp/business/nyusatsu/1005011/1011225/1011211.html
--

PC11 PC12	施工体制台帳に記載された業者による作業であることをチェックします。
提出	「-」
現場確認	監督職員による現場確認

注意事項（受注者）

- ・施工体制台帳及び施工体系図に記載されていない下請負者が現場内で作業をすることのないようにすること。
- ・工事現場内の配置技術者は、受注者、下請負者を問わず、その身分を証明する従事者証を携行すること。

Check- point!（監督職員）

- ・受注者に当日作業している下請負業者の聞取りを行い、あわせて施工体系図や工事従事者証等により確認する。
- ・配置技術者が着用している名札、作業員のヘルメットや資材に記載された業者名が、施工体制台帳に記載された業者であることを下請負者含め**把握**する。

評定	PC 11 PC 12 判 断 基 準
適 正	施工体制台帳、施工体系図に記載されている業者が現場で作業していることを、ヒヤリングや名札等により 把握 できた。
口 頭	施工体制台帳及び施工体系図に記載されていない業者が現場内で作業していたが、監督職員の口頭指導により速やかに作成・掲示・ 提出 された。(未確認は無印) 工事従事者証等に不携行があり、現場内作業業者が確認できなかったが、監督職員の口頭指導により速やかに対応された。(未確認は無印)
要指導	施工体制台帳に記載されていない業者が現場内で作業をしていたことから、施工体制台帳の作成及び施工体系図を、作成・掲示・ 提出 するよう、書面で 指示 をした。 再三に渡り現場内作業業者の確認ができず、工事従事者証等を携行するよう、書面で指示をした。
対象外	PC11…下請負工事がない場合。 PC12…対象外事例なし。

参考資料

名札作成例（愛知県土木工事標準仕様書 1-1-12 3.名札等の着用）

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
(写真) 2cm × 3cm	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社

工事従事者証（図1）

PC13	受注者の配置技術者が発注者に対し主体的に関与しているかをチェックします。
提出	工事打合簿
確認	主任技術者又は監理技術者へのヒヤリング

注意事項（受注者）

- ・受注者の配置技術者は、設計内容、現場状況を十分に把握し、発注者との協議、施工計画及び工程打合せを主体的に行うこと。

Check- point!（監督職員）

- ・設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、受注者の配置技術者が主体的、実質的に関与しているかを確認する。

評価	PC13 判断基準
適正	設計内容、現場条件などを十分に把握し、発注者との打合せも主体的に実施している。
口頭	設計内容、現場条件などの把握状況に不明瞭なところがあったが、監督職員の口頭指導により是正された。（未確認は無印）
要指導	設計内容、現場条件などの把握状況が不十分であり、書面により指示をした。
対象外	対象外事例なし。

参考資料

(1) 「実質的に関与」

受注者の配置技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完了検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。

単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。

PC14	受注者の配置技術者が工事関係者へ主体的に関与しているかをチェックします。
提出	工事打合簿、工事回覧、お知らせ文
確認	配置技術者へのヒヤリング

注意事項（受注者）

- ・受注者の配置技術者は、住民への説明、苦情への対応、また近隣工事との調整等の全てにおいて、主体的な役割を果たすこと。
- ・地元住民と工事の施工上必要な交渉を行うこと。交渉に先立ち監督職員に**連絡**すること。(特記 32 条)
- ・工事回覧等を配布するときは、事前に監督職員へ**連絡**すること。

Check- point!（監督職員）

- ・地元への説明や工事回覧などの実施状況等を、配置技術者からの**連絡**により**把握**する。
- ・近隣工事との調整状況について**把握**する。

評定	PC14 判断基準
適正	住民への説明や工事関係者との協議について、受注者の配置技術者自らが主体的に対応していることが 把握 できた。
口頭	住民への説明や工事関係者との協議について、受注者の配置技術者自らが主体的に対応している状況が不明瞭であったが、監督職員の口頭指導により是正された。 (未確認は無印)
要指導	住民への説明や工事関係者との協議について、受注者の配置技術者自らが主体的に対応している状況が確認できず、書面により 指示 をした。 下請負者が対応していることが 把握 された。
対象外	関係する地元や工事関係者がいない場合。

参考資料

(かいらん作成例)

表面

- ・「かいらん」の文字を上部に必ず入れること。
- ・文字の大きさは12p以上とするなど、見やすいよう体裁等に配慮すること。

裏面

PC15	受注者の配置技術者が下請負人へ実質的に関与しているかをチェックします。
提出	「-」
確認	現場臨場による、主任技術者又は監理技術者へのヒヤリング

注意事項（受注者）

- ・受注者の主任（監理）技術者は、下請負者の施工調整・指導監督において主体的な役割を果たすこと。
- ・下請負をさせる施工範囲を明確にし、作業手順書や指示書により、下請負者に対し適切に指導監督を行うこと。
- ・下請負者には工事内容を書面で示し、範囲外の施工をさせないこと。

Check-point!（監督職員）

- ・下請負者への指示事項について、聞取り等により、下請負者に対して主体的に施工指導や調整が行われているか把握する。

評価	PC15 判断基準
適正	配置技術者が主体的に、下請負者に対し指導調整を行っていることが 把握 できた。
口頭	下請負者への指導監督状況が不明瞭である。（未確認は無印）
要指導	下請負者への指導監督が不十分であり、改善を求め書面により指示をした。配置技術者が下請負者の作業状況を把握していない。
対象外	下請負工事がない場合。

参考資料

(1)一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であり、工事施工責任の不明確化による不良工事の誘発要因となることから、「如何なる方法をもってするかを問わず、一括して請負わせること（建設業法第22条1項）、また請負うことを禁止する。（同2項）」と示されている。また、公共工事においては例外なく、一括下請負は全面的に禁止されている。（入札契約適正化法第12条）

受注者がその下請負工事の施工に「実質的に関与」していると認められるときを除き、一括下請負に該当する。

一括下請負の疑いがある場合には、まず当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒヤリングを行う。ヒヤリングの際、その請負った建設工事の施工監理等に関し、十分に責任ある受答えができるか否かがポイントになる。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒヤリングを行うことが有効である。

関連サイト：国土交通省 国土建第275号「一括下請負の禁止について」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203447.pdf>

PC16 PC17 PC18 PC19 PC20	工事現場及び現場付近に掲示する看板、標識についてチェックします。
提出	設置状況写真、各種拡大写真
現場確認	監督職員による現場確認

注意事項（受注者）

下記の標識を工事現場付近の公衆の見やすい場所に設置すること。

(1) 工事主看板、工事補助看板（参考資料）

- ・「道路工事保安設備設置基準」（平成 19 年 4 月（平成 30 年 3 月改定）愛知県建設部）に基づき、適正に工事看板類を設置すること。
- ・主看板の工事期間については、交通上支障を与える実際の終了期日を記入すること。（敷地内の固定場所における掲示の場合は、工事内容案内の意味で工事期間とする。）
- ・主看板の夜間連絡先の記載を行う。（建築工事等で敷地内の固定場所における掲示の場合を除く。）
- ・週休 2 日制工事である旨の掲示（R6. 1. 1 以降に契約した工事）

(2) 建設業の許可票（図 2）

（建設業法第 40 条、建設業法施行規則第 25 条の様式第 29 号 平成 23 年 12 月 27 日改正）

建設業の許可票			
商号又は名称		○○○○○	
代表者の氏名		○○ ○○	
主任技術者の氏名	専任の有無	○○ ○○○ ○	
監理	資格名	資格者証交付番号	○○○○○ ○○○○○○○
一般建設業または特定建設業の別			
許可を受けた建設業		○○○○○	
許可番号		○許可○第○号	
許可年月日		平成○年○月○日	

↔ 35 cm以上 ↔

- ・標識寸法(縦)25cm以上×(横)35cm以上。
- ・公衆の見やすい場所に掲示。
- ・元請負者が建設業の許可を受けた者であれば掲示が必要。
- ・「主任技術者の専任に関する有無」欄は、専任であるべき工事は「専任」と表示すること。（「有」と記述する間違いが多い。）非専任工事については「無」と表示すること。
- ・「許可を受けた建設業」欄は、当該建設工事で請負った建設工事の施工に必要な業種を記載すること。

(3) 労災保険関係成立票（図 3）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（施行規則第 77 条の様式第 25 号 平成 26 年 1 月 8 改正）

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成○年○月○日
労働保険番号	○○○○○○○○○○○○○○
事業の期間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで
事業主の住所氏名	岡崎市○○○○○ ○○○○○(株)
注文者の氏名	岡崎市長 ○○ ○○
事業主代理人の氏名	

↔ 35 cm以上 ↔

- ・表寸法(縦)25cm以上×(横)35cm以上。
- ・公衆の見やすい場所に掲示する。
- ・「保険関係成立年月日」は一括有期事業であれば会社設立時に労基へ保険関係成立届を届けた日又は毎年の更新日とする。請負額 1.9 億円以上の工事は単独有期事業となり、単独工事の保険関係成立届を労基に届けた日となる。
- ・事業主代理人の氏名欄は、通常社長であるが、労災保険代理人選任届により、社長の代理として労災保険の手続をする人である。（事業主代理人に、現場代理人を記述している間違いが多い。）

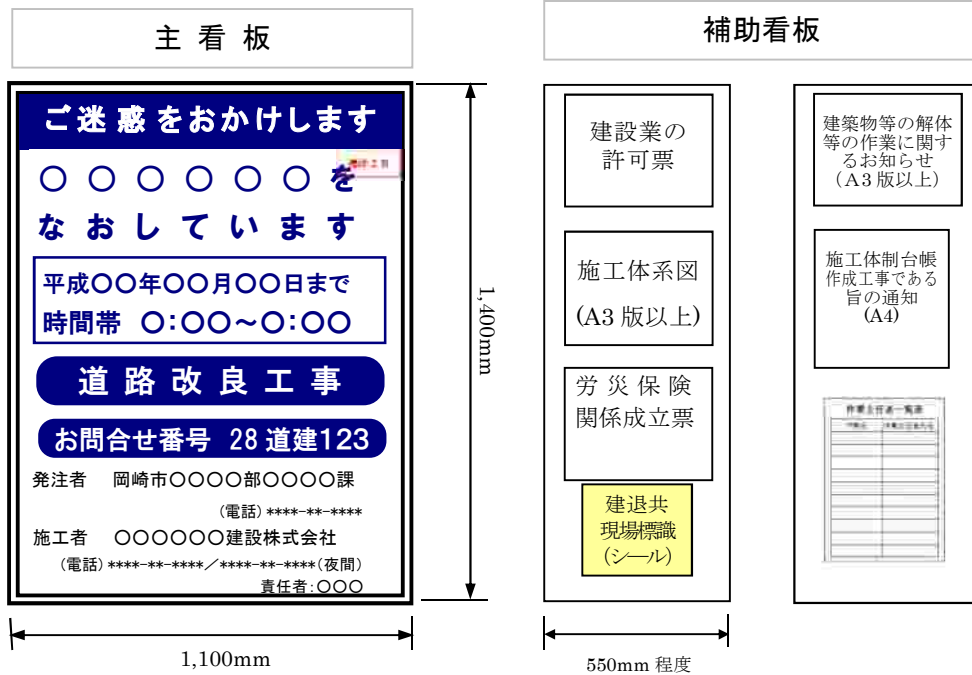
- (4) 作業主任者（労働安全衛生規則第 18 条）
- ・労働安全衛生法は、作業主任者の選任が義務付けられた作業について、一定の資格を有する「作業主任者」を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせ、労働災害を防止するための管理をさせることとしている。
 - ・工事現場内の関係労働者が見やすい場所に、作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を記載したものを掲示する。
- (5) 施工体系図（PC10）
- ・建設業法第 24 条の 7 第 4 項、公共工事の入札及び契約の適正の促進に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、工事関係者が見やすい場所かつ公衆が見やすい場所に掲示する。
- (6) 建退共現場標識
- ・岡崎市公共工事特記仕様書第 39 条(3)の規定により、工事現場の見やすい場所に掲示する。
- (7) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ
- ・大気汚染防止法第 18 条の 17 の規定により、公衆が見やすい場所に掲示する（A 3 版以上）。
 - ※ 平成 18 年 9 月 1 日以降に設置工事に着手した建築物等のみの解体等工事、建築物等のうち平成 18 年 9 月 1 日以降に改造・補修工事に着手した部分のみの改造・補修工事は不要です。
 - ※ 大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、一部規定を除き、令和 3 年 4 月から施行されます。そのため、従来の方法を廃止します。詳細について環境保全課に確認して対応することとします。
- (8) 施工体制台帳作成工事である旨の掲示（PC8、9）
- (9) 建り法ステッカー
- (10) 再生資源利用計画（搬入）、再生資源利用促進計画（搬出）、確認結果票の掲示
- ・資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について令和 5 年 1 月 1 日に施行されました。次のいずれか 1 つでも満たす条件の場合は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
 - 建設資材を搬入する工事
 1. 建設発生土の搬入が 500 m³以上
 2. 碎石の搬入 500 t 以上
 3. 加熱アスファルト混合物の搬入 200 t 以上
 - 建設資材を搬出する工事
 1. 建設発生土の搬出が 500 m³以上
 2. コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材の搬出合計 200 t 以上
 - ※ 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事は確認結果票を掲示（R5. 5. 26 以後に契約した工事）
 - ※ 保存期間が 5 年間に延長（現行は 1 年間）

Check-point!（監督職員）

- ・標識の掲示状況と記載主任技術者等を、現場臨場時に把握する。
- ・写真により、その掲示状況を把握する。

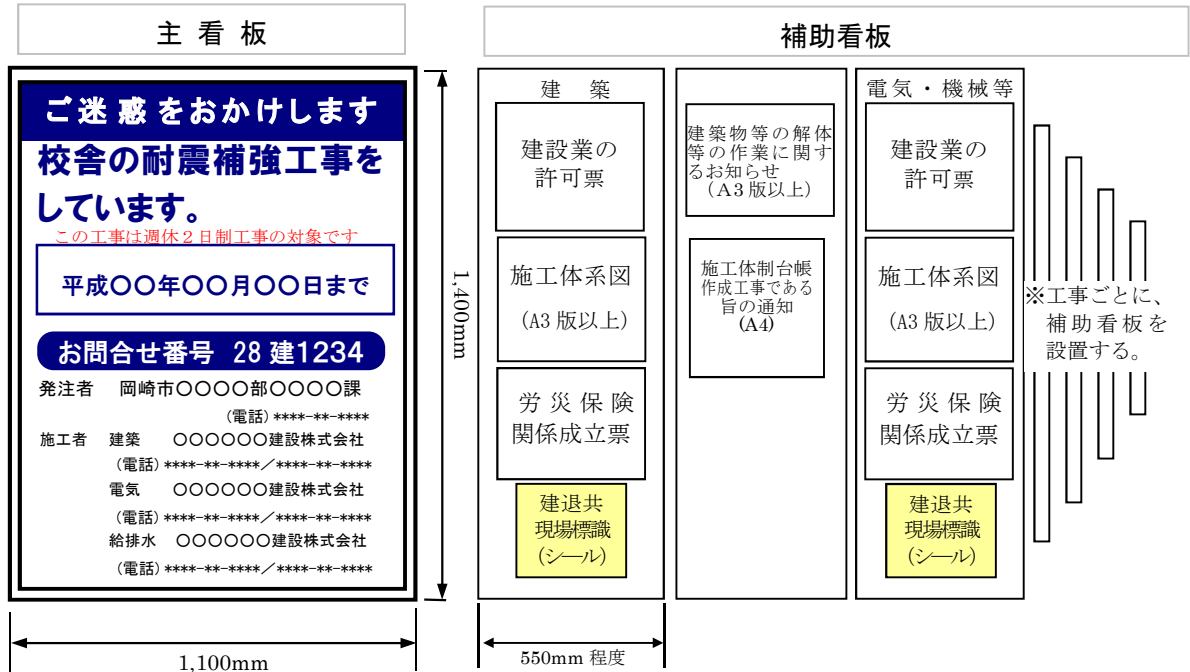
評定	判 断 基 準
適 正	記載内容、掲示場所が適正であることを把握した。
無 印	記載内容や掲示に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正された。 (未確認は無印)
要指導	標識等の設置や記載内容の修正等をするよう、書面により指示をした。 工事着手後においても設置されていない。
対象外	作業主任者一覧、建退共現場標識等は対象外の場合あり。

(作成例) 工事看板 (土木系)



(作成例) 工事看板 (建築系)

・耐震補強工事の工事看板記載例



(1) 主看板について

工事区間の起終点に設置する。

車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。

ドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置する。

道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。

工事予告看板については、道路工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間設置する。主看板を利用して、ステッカー等で表示してもよい。なお、工事開始時に速やかにステッカー等を取り外すこと。

同一目的で分離発注された建築工事、建築設備工事の場合の「工事目的」及び「お問合せ番号」は、代表で建築工事の内容を記載する。

工事看板等を現場周辺に適正に設置できない場合は、監督職員と適切な掲示方法等について協議すること。

高輝度反射式又は同等以上のものとする。

●主看板（縦1.4m×横1.1m）の標示内容

- ・工事内容は、工事の内容、目的等とする。
- ・工事期間は、交通に支障を来たす実際の工事期間のうち、工事終了日と時間帯とする。
- ・工事名ではなく、工事種別を表示する。
- ・週休2日制工事の場合は表示する（R6.1.1以降に契約した工事）
- ・監督職員に工事内容等を確認の上工事看板を設置する。
- ・お問合せ番号は、原則として本請負工事契約番号の下4桁の通し番号（有効数字のみ）とする。
例 契約番号 4281000123 の道路建設課発注工事の場合、「28道建123」とする。
契約番号 4281001234 の建築課発注工事の場合、「28建1234」とする。
- ・施工者の連絡先は、作業中のほか、夜間等の休業時における緊急時の対応に支障のないように、あらかじめ責任者を定め、氏名及び連絡先を記載すること。

※出典「道路工事現場における表示施設等の設置基準（愛知県建設部）」現場必携 p.530

「道路工事保安設備設置基準（平成30年4月愛知県建設部）」現場必携 p.533

建設業の許可
建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事のみを請負うことを営業とするものは、この限りではない。（建設業法第3条第1項抜粋） 「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額（消費税を含む。）が、 ①建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事。 ②建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅の工事をいう。
大臣許可と都道府県知事許可
2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は、国土交通大臣の許可が必要。 1の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合には、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可が必要。
建設業の許可業種【別添資料2】
建設業の許可は、次の29の業種ごとに取得する必要がある。 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業* ※解体工事業は、平成28年6月1日より建設業法の一部改正する法律が施行され追加された。

<p>一般建設業の許可と特定建設業の許可</p>
<p>建設業の許可は、許可を受けようとする業種ごとに、一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければならない。どちらの許可も建設工事の発注者から直接請負う金額には制限はないが、特定建設業の許可を受けていない者は、発注者から直接請負った一件の建設工事について、下請負金額が 5,000 万円以上（建築工事業については 8,000 万円以上）となる下請負契約を締結して施工することはできない。</p>
<p>許可の有効期限</p>
<p>許可の有効期限は 5 年間。許可の更新中であれば、現在の許可の有効期限が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われる。</p>
<p>資格名と交付番号</p>
<p>資格名・・・当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第 7 条第 2 号ハ又は第 15 条の第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載 例) 1 級土木施工管理技士</p> <p>交付番号・・・監理技術者番号を記載（主任技術者の場合は、記載の義務なし）</p>
<p>労災保険とは</p>
<p>労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。</p> <p>この制度は、昭和 22 年に、労働基準法による災害補償制度を保険システムにより担保する制度として創設され、その後、度重なる改正により、適用事業の拡大、給付水準の引上げ、通勤災害保護制度の導入、労働福祉事業の創設等が行われ、今日、災害補償の水準面では充実した制度となるに至っている。</p>
<p>適用事業</p>
<p>労災保険法は、原則として労働者を使用する全ての事業に適用される。ただし、例外として、国の直営事業、非現業の中央・地方の官公署及び船員には、労災保険法の適用はない。</p> <p>これらの適用除外事業を除いた事業は、原則として法律上当然に、いわば自動的に労災保険に加入することとなり、このような事業を適用事業という。この適用事業については、その事業が開始された日又は適用事業に該当することとなった日に、自動的に労災保険の保険関係が成立する。保険関係が成立したときは、その日から 10 日以内に、事業主は「保険関係成立届」を労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出するよう義務付けられている。</p>
<p>適用事業の種類</p>
<p>【有期事業】 同一事業主が、建設の事業又は立木の伐採の事業を同時に 2 以上行う場合において、それぞれの有期事業が次の条件を全て満たしているときは、それらの有期事業を一括して一つの継続事業とみなして保険事務が処理される。</p> <p>【請負事業】 建設の事業が数次の請負によって行われている場合には、原則として、下請負事業を元請負事業に一括して受注者のみを事業主として取り扱い、一つの保険関係で処理することとしている。</p>

関連サイト：財団法人労災保険情報センター
http://www.rousai-ric.or.jp

II. 配置技術者

PC21 PC22	現場代理人の連絡体制、管理運営状況をチェックします。
提出	工事打合簿
現場確認	監督職員による現場立会い

注意事項（受注者）

- 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として工事現場の管理運営、取締りを行い、工事の施工に関する一切の事項を処理する者である。通常、当該工事現場に『常駐』することが必要である。現場代理人として工事全体の把握に努め、監督職員との連絡を密にすること。
- 『常駐』とは
常駐とは、現場施工の稼働中は『特別の理由』がある場合を除き常時継続的に当該工事現場に滞在していることを意味する。
『特別の理由』とは、次のことをいう。
 - 市又は関係機関等との協議・打合せ等
 - 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合
例：材料調達に当たり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合
：発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合
 - 法定休暇、労使協定又は就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
 - 研修を受講する場合
 - 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
 - 兼務する工事現場間を移動中の場合
 - その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合
- 現場作業が行われているときに不在にする場合は、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行うほか、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し指示を受けるものとする。なお、連絡員の資格は問わない。
- 現場代理人の常駐緩和及び兼務について（7建企第8号「現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について（通知）」令和7年4月23日）
 - 現場代理人の常駐緩和について
次に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。
 - 現場代理人を兼務できる工事
現場代理人の兼務ができる工事は、次の条件をすべて満たさなければならない。なお、合算による

諸経費の調整を行っている工事等については、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

- (1) 兼務する工事が国、愛知県等及び岡崎市の発注する公共工事であること。
ただし、国、愛知県等の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとする。
- (2) 受注者が岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内本店業者）であること。
- (3) 施工実績特例制度（一般競争入札において施工実績が無い者が入札参加できる制度）の適用を受けた工事でないこと。
- (4) 兼務する各々の工事の契約額（税込み）が4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満（主任技術者の専任要件に抵触しない工事）であること。
ただし、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上の工事で、以下に該当する場合は、2本まで兼任できるものとする。

- I 密接な関係のある2以上の建設工事が隣接した場所（重なる場合を含む。）または同一区域内において施工する場合。
- II 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
- III 工事の施工にあたり相互に調整を要すること。

3 兼務する場合の手続き

受注者は、現場代理人を兼務させる場合は、工事打合簿に兼務する工事すべての「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の写しを添付し、兼務期間の始期日より5日以内に兼務する工事すべての監督職員に提出しなければならない。

4 留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。（兼務する現場内のいずれかに常駐すること。）
 - ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等。
 - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合。
例・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合。
・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合。
 - ウ 法定休暇、労使協定または、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合。
 - エ 研修を受講する場合。
 - オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合。
 - カ 兼務する工事現場間を移動中の場合。
 - キ その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合。
- (2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行う他、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。）
- (3) 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (5) 兼任配置とした工事が、契約変更で増額したことにより条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。ただし、主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行うこと。
- (6) 営業所技術者等（建設業法第7条第2号及び15条第2項による、建設業または特定建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満の工事においてのみ、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、営業所技術者等との兼務を認める。
- (7) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができる。

この場合、受注者は専任できる別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。

ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。

イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。

ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

エ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないとき。

(8) 現場代理人の常駐期間は、現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届の提出日から完成届の受理日までとする。

Check- point!（監督職員）

- ・現場代理人の常駐状況及び連絡体制についてチェックする。
- ・現場代理人として工事全体の状況を把握しているか聞き取り及び監督職員との工事打合簿等の連絡調整の記録によりチェックする。
- ・現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務する場合は、「兼務する工事全ての「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の写し」により把握するとともに、当該工事現場に臨場した際に常駐状況をチェックする。また、現場代理人と連絡員との連絡調整に支障がないかチェックする。

評価	PC21 判断基準
適正	現場代理人と常に連絡がとれる体制にあり、現場監理運営業務に支障がない。
口頭	連絡体制等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。 (未確認は無印)
要指導	再三に渡り現場代理人に連絡が取れないことがあったため、連絡体制の改善を求め、書面にて 指示 をした。 現場の常駐状態が確認できず、業務に支障があった。
対象外	対象外事例なし。

評価	PC22 判断基準
適正	現場代理人として工事全体をよく把握し、打合記録等がしっかりと整理されている。
口頭	工事全体の把握、記録等整理に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。(未確認は無印)
要指導	工事全体の把握、管理運営について改善を求め、書面にて 指示 をした。 工事全体の把握、記録等整理がされていなかった。
対象外	対象外事例なし。

PC23	届出された配置技術者の適正な配置状況についてチェックします。
提出	「-」
現場確認	監督職員による現場調査

注意事項（受注者）

- ・届出た監理技術者・主任技術者（下請負含む）・監理技術者補佐により施工管理を行うこと。

Check- point!（監督職員）

- ・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届、施工体系図、工事従事者証により同一であることを把握する。
- ・監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯を確認する。
- ・監理技術者補佐の場合は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者証等を確認する。
- ・工程、品質、安全管理が行われているか聞き取りし把握する。

評定	PC23 判断基準
適正	届出された技術者が適正に配置され、施工管理及び監督されていることを把握した。
口頭	届出以外の技術者による管理・監督が確認されたため、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	届出以外の技術者による管理・監督が確認されたため、是正を求め書面にて 指示 をした。
対象外	対象外事例なし。

PC24	主任技術者・監理技術者の技術的指導及び管理状況についてチェックします。
提出	「-」
現場確認	監督職員による現場調査

注意事項（受注者）

・届け出た監理技術者・主任技術者（下請負含む）・監理技術者補佐が、施工の技術的な指導・管理を現場作業員に対して行うこと。

Check-point!（監督職員）

・届出された監理技術者・主任技術者（下請負含む）・監理技術者補佐の現場での技術的指導状況やトラブル等の対応状況について、聞き取り等により**把握**する。

評価	PC24 判断基準
適正	技術的指導やトラブルへの対応に問題がなく、適正に施工管理、監督されていることを 把握 した。
口頭	技術的指導やトラブルへの対応に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	現場管理状況に問題があったため、是正を求め書面にて 指示 をした。
対象外	対象外事例なし。

参考資料

(1) 主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐の職務

・主任技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、出来形管理を行う。また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理等も行う。

・監理技術者は、前述した主任技術者の職務に加え、下請負人を適切に指導、監督し、主任技術者と同様に直接的、具体的かつ密接に関与して細かな指示を与えるとともに、さらに工事規模が大きくなることによって複雑化する工事監理を行う。

・監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても特例監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者との間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

PC25	受注者の配置技術者の専任についてチェックします。
提出	「-」
現場確認	監督職員による現場調査

注意事項（受注者）

- ・ 建設工事で工事 1 件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の場合は、工事現場ごとに『専任』の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。
ただし、密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、所定の手続により同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。
- ・ 『専任』とは
他の工事現場に係る職務と兼務せず、常時継続的に当該建設工事の現場に係る職務のみに従事することをいう。なお、専任が求められる期間中は、実質的に常駐することが合理的であることからほとんど同義に使われる。
この専任制度は、元請負、下請負にかかわらず適用される。
- ・ 『専任』の期間
発注者から直接建設工事を請負った建設業者が、主任技術者又は監理技術者を専任で設置する期間は、契約工期となる。
下請負工事における専任の必要な期間は、当該下請負工事の施工期間が基本となる。
- ・ 専任の主任技術者の兼務については、【別添資料 16】による。

Check- point!（監督職員）

- ・ 配置技術者の専任状況を**把握**する。
- ・ 疑義がある場合は現場での確認頻度を増やし、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。

評価	PC25 判断基準
適正	配置技術者の専任が確認され、適正な現場の把握に努めていることを 把握 した。
口頭	現場を離れる際の連絡漏れや専任状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	専任状況が悪かったため、是正を求め書面にて 指示 をした。
対象外	請負金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の工事

参考資料

- (1) 専任の主任技術者の兼務について（4 建企第 287 号「専任の主任技術者の兼務に係る取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）令和 4 年 12 月 13 日）

建設業法施行令第 27 条第 2 項に基づき、岡崎市の発注した工事で次のいずれかに該当する工事は、所定の手続により主任技術者を兼務できるものとする。ただし、合算による諸経費の調整を行う工事は同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも主任技術者を兼務できる。

- (1) 密接な関係のある2以上の建設工事が隣接した場所（重なる場合を含む。）又は同一区域内において施工する場合。
 - (2) 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
 - (3) 工事の施工に当たり相互に調整を要すること。
- ・主任技術者を兼務できる工事の件数
 - 1人の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は原則2件程度とする。ただし、岡崎市が認める場合はこれによらない。
 - ・主任技術者を兼務させる場合の手続
 - (1) 兼務を希望する場合は、当該工事の公告日から1週間以内に「主任技術者兼務届」（様式第17-1号）を建設企画課へ提出する。
 - (2) 兼務の可否について建設企画課から連絡を受けた後、入札に参加する。
 - (3) 兼務可との連絡を受け落札候補者となった場合は、速やかに「主任技術者兼務届」を3部作成し、そのうち1部を既工事発注課へ提出する。
 - (4) 兼務させる工事の発注課へ「現場代理人・主任（監理）技術者届」の提出と同時に「主任技術者兼務届」を1部提出する。なお、残りの1部は受注者の控えとする。
 - ・主任技術者の兼務の取扱いは、監理技術者や営業所における専任の技術者には適用されない。
 - ・主任技術者は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。（兼務する現場内のいずれかに常駐すること。）
 - ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等
 - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合
 - 例：材料調達に当たり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合
 - 発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合
 - ウ 法定休暇、労使協定又は就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
 - エ 研修を受講する場合
 - オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
 - カ 兼務する工事現場間を移動中の場合
 - キ その他、市監督職員の承認を受けたやむを得ない事情の場合
 - ・主任技術者は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不測の事態が発生したときは速やかに主任技術者に連絡し指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。）
 - ・主任技術者は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。
 - ・兼務配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理により一層配慮すること。
 - ・発注者は、兼務配置とした工事において、次に掲げる場合は兼務配置の解除を命じることができる。この場合受注者は専任できる別の主任技術者を速やかに設置することとし、設置できない場合は契約を解除するものとする。
 - ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。
 - イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。
 - ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

PC26	施工に必要な作業主任者についてチェックします。
提出	作業主任者一覧（施工計画書添付）、同看板掲示状況写真
確認	各資格者証等の写し（必須）

注意事項（受注者）

- ・ 工事の施工に必要な作業主任者を定め、その者に労働者の指揮等を行わせて、労働災害の防止に努めなければならない。
- ・ 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知させなければならない。

Check- point!（監督職員）

- ・ 作業主任者の選任が必要な作業の確認を行い、選任された技術者の資格要件を把握する。
- ・ 現場において作業主任者の資格者証等を把握する。

評価	PC26 判断基準
適正	必要な作業の作業主任者が適正に選任されており、資格要件等の資料、現場での指揮状況について把握した。
口頭	作業主任者の選任、指揮状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	必要な作業主任者の選任の不備、指揮状況が悪かったため、是正を求め書面にて指示をした。 必要な作業主任者の選任がされずに作業を行った。
対象外	作業主任者の選任が必要な該当作業がない場合

参考資料

- ・ 「労働安全衛生法」により、特に労働災害を防止するための管理を必要とする作業においては、一定の資格を有する「作業主任者」を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせることとされている。また、表2に示す各作業については「作業指揮者」（特に資格要件は定められていない）を選任しなければならない。
 1. 作業主任者の選任を必要とする業務【別添資料14表1】
 2. 作業指揮者の選任を必要とする業務【別添資料14表2】
- ・ 建設機械の運転については、表3に示す各業務が「労働安全衛生法」により「就業制限」の対象となっており、同表に示す「有資格者」でなければその業務に就かせてはならないことになっている。また、表4に示す各業務に従事するためには、「安全衛生特別教育規程」等に基づいて、当該業務に関する安全、衛生のための「特別教育」を受ける必要がある。
 3. 就業制限を必要とする危険・有害業務【別添資料14表3】
 4. 特別教育を必要とする危険・有害業務【別添資料14表4】

※作業主任者の掲示は、労働安全衛生規則第18条に定められている。

2. 施工狀況

III. 施工管理

PC27	設計図書の照査についてチェックします。
提出	「工事打合簿」、「確認資料」
—	「—」

注意事項（受注者）

(1) 監督職員に確認を求める通知

着手前： 受注者は、着手前に契約書の約款第18条第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、現場と相違がある場合は、「工事打合簿」に詳細を記載し監督職員に対し確認を求め**通知**しなければならない。確認事実がある場合はさらに「**確認できる資料**」を添付する。

施工中： 受注者は、施工途中において設計図書と施工条件・仕様書を照査し、現場と相違がある場合は、「**工事打合簿**」に「**確認できる資料**」を添付し監督職員に対し確認を求め**通知**しなければならない。

【参考】

「**確認できる資料**」とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加要求があった場合は従うこと。

(2) 監督職員の受理、立会い（着手前、施工中ともに共通）

- ・受注者は、監督職員が条件変更の通知を受理し現場に臨場して調査を行う際は立ち会うこと。

(3) 監督職員が確認した結果を通知（着手前、施工中ともに共通）

- ・受注者は、監督職員に求めた確認について、その結果に基づき該当する施工を行う。

Check-point!（監督職員）

(1) 監督職員に確認を求める通知

- ・着手前：現場と相違がある場合は「**工事打合簿**」で適正に**通知**されたかチェックする。
- ・施工中：「**工事打合簿**」で適正に**通知**されたかチェックする。

評価	PC27 判断基準
適正	設計図書の照査を実施したことが書面で 確認 できた。「 確認できる資料 」が 工事打合簿 に添付し 提出 され、当該箇所の 施工前 に調査検討し結果を 通知 することができた。
口頭	設計図書の照査に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。「 確認できる資料 」に不備（軽微な不備は、立会い時に現場説明やヒヤリングで把握できることから除く）があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正され、協議できた。
要指導	設計図書の照査を実施したことが確認できなかったため、是正を求め書面にて 指示 をした。「 確認できる資料 」が当該箇所の 施工前 に提出されなかったため、書面にて 指示 をした。
対象外	確認事実のない場合。（当初設計どおりに施工できた場合）

(2) 監督職員の受理、立会い（着手前、施工中ともに共通）

- ・受注者から「**確認できる資料**」により契約図書と現場の相違について確認を求められた場合又は監督職員自ら契約図書と現場の相違を発見した場合は、直ちに受注者立会いの下で調査を行いその確認内容を把握し検討する。

(3) 監督職員が確認した結果を通知（着手前、施工中ともに共通）

- ・監督職員は、契約図書と現場の相違について検討した結果を工事打合簿に記述し、資料を添付し、「本打合せ事項については、設計図書の条件変更と する。しない。」欄の該当するチェックボックスにレ点を入れて、**調査終了後 14 日以内に受注者に通知**する。

(4) 設計変更する（着手前、施工中ともに共通）

- ・監督職員は、「する。」のチェックボックスにレ点を付けた条件変更について、必要に応じて設計図書を変更する。
- ・設計変更に関する事務は、「**工事設計変更事務取扱要領**」による。

PC29	適正な施工計画書の作成、提出についてチェックします。
提出	施工計画書、変更施工計画書
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・受注者は、工事着手前に、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について記載した施工計画書を作成し、監督職員へ**提出**すること。
- ・施工計画書の記載事項は次のとおりとする。
 - (1) 実施工程表（工事概要を含む） **(2) 現場組織表** (3) 安全管理
 - (4) 指定機械及び主要機械** **(5) 主要資材** (6) 施工方法 (7) 施工管理計画
 - (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 **(10) 環境対策**
 - (11) 現場作業環境の整備** (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (14) その他（監督職員の指示事項等）
- ・施工計画書の作成に当たり、請負金額 4,500 万円未満の工事及び単価契約工事については一部の事項を省略する。省略項目は、(2) (4) (5) (10) (11) とする。なお、(11)現場作業環境の整備は、現場環境改善の熱中症対策について、対策を行う場合は記載する。ただし、監督職員が提出するよう書面により指示するものはこの限りではない。また (1) 実施工程表は岡崎市工事請負契約約款第3条に記載の工程表とする。

- ・変更施工計画書の**提出**が必要な重要な変更は、以下に該当する場合をいう。
 - (1)新規工種の追加
 - (2)安全管理方法の変更
- ・下請負者に対しても施工計画書の内容を周知させること。
- ・当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。
- ・施工計画書を遵守し工事の施工に当たること。

Check-point!（監督職員）

- ・着手前に**提出**されたか。
- ・その内容から、工事を完成させる手段、施工方法、出来形管理及び品質管理の概要を把握する。

評定	PC29 判 断 基 準
適 正	施工計画書が、着手（変更含む）される前に 提出 された。 適切な施工計画書により、手順、工法、管理方法の概要が把握できた。
口 頭	提出時期や記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに 是正された。 (未確認は無印)
要指導	着手（変更含む）までに 提出 されなかったため、書面により 指示 をした。
対象外	対象外事例無し。

参考資料

1 施工計画書記載例及び留意事項

(1)実施工程表

- ・契約書の工期に基づき、各工種別に作業の始めと終わりが分かるバーチャートと曲線式工程表

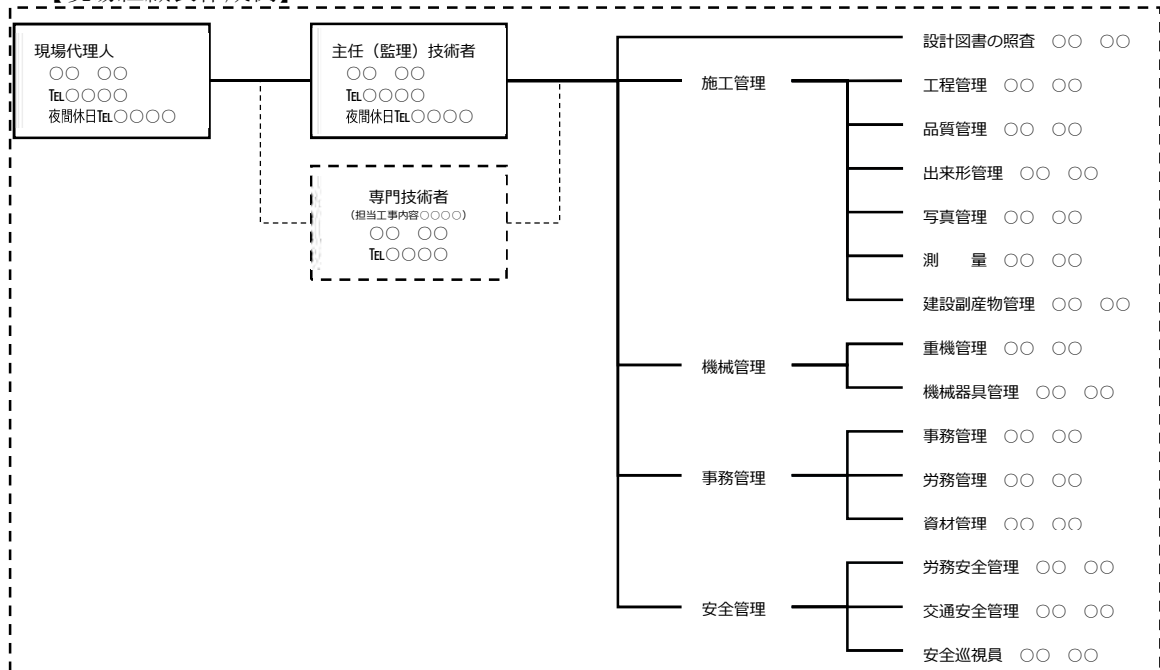
で示す。長期休暇時の進捗曲線の表記に注意のこと（通常は進捗しない）

- ・工種別の工程比率（直接工事費ベース）を記載のこと。（建築工事は除く。）

(2) 現場組織表

- ・現場代理人、主任（監理）技術者のほか、施工管理担当者、安全巡視員等の現場施工に必要な責任者（担当者）を定め現場組織表を作成する。責任者は夜間・休日の連絡先を記載する。また、余白部分に現場代理人及び監督職員メールアドレスを記載すること。

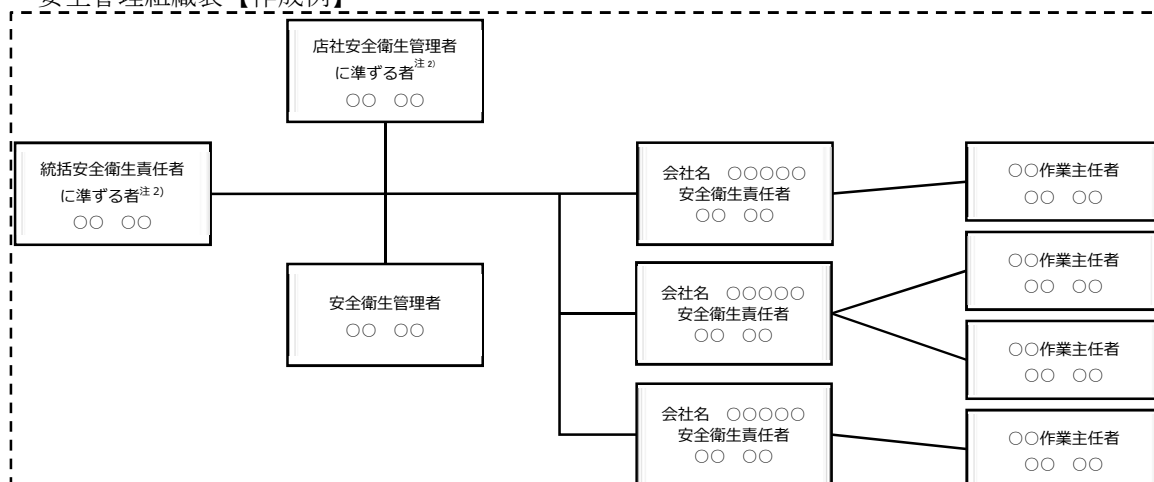
【現場組織表作成例】



(3) 安全管理

- ・安全委員会の構成表又は安全管理の組織表を作成し、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等の実施について記載すること。
- ・安全教育及び安全訓練等を始めとする安全活動の計画を記載すること。
 - ①安全活動の実施内容、参加者、頻度等
 - ②安全教育・安全訓練等の具体的な計画
 - ア) 工事期間中の月別安全訓練等実施全体計画
 - イ) 月別の安全訓練等の実施内容及び工程を具体的に記述する
 - ウ) 資材搬入者等一時入場者への工事現場誘導方法
 - エ) KY及び新規入場者教育の方法
 - カ) 場内整理整頓の実施
- ・現場における安全巡視、災害防止協議会・安全委員会等の活動予定がある場合は具体的に記載すること。実施についても記録すること。

・安全管理組織表【作成例】



現場作業員が常時 10 人以上いない場合でも、安全衛生に関する措置については作業員の多少に関係なく、常時 10～49 人の場合の体制に準ずることが望ましい。

別添資料 20【中規模建設工事現場における安全衛生指針】

(4) 指定機械及び主要機械

- ・工事に使用する排出ガス対策型建設機械及び設計図書で使用が義務付けられた低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械の機種、性能、台数等についての一覧表を作成する。
- ・建設機械の指定区分（低振動型、低騒音型、排出ガス対策型）を記入すること。

(5) 主要資材

- ・主要材料について、名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表を作成する。
- ・主要資材の数量は、使用材料の本数、個数等を記載すること。（建築は設計数量を記載。）

【例】 PU-3 側溝 ○○m→ ○○個（46.3 個は 47 個とする。）

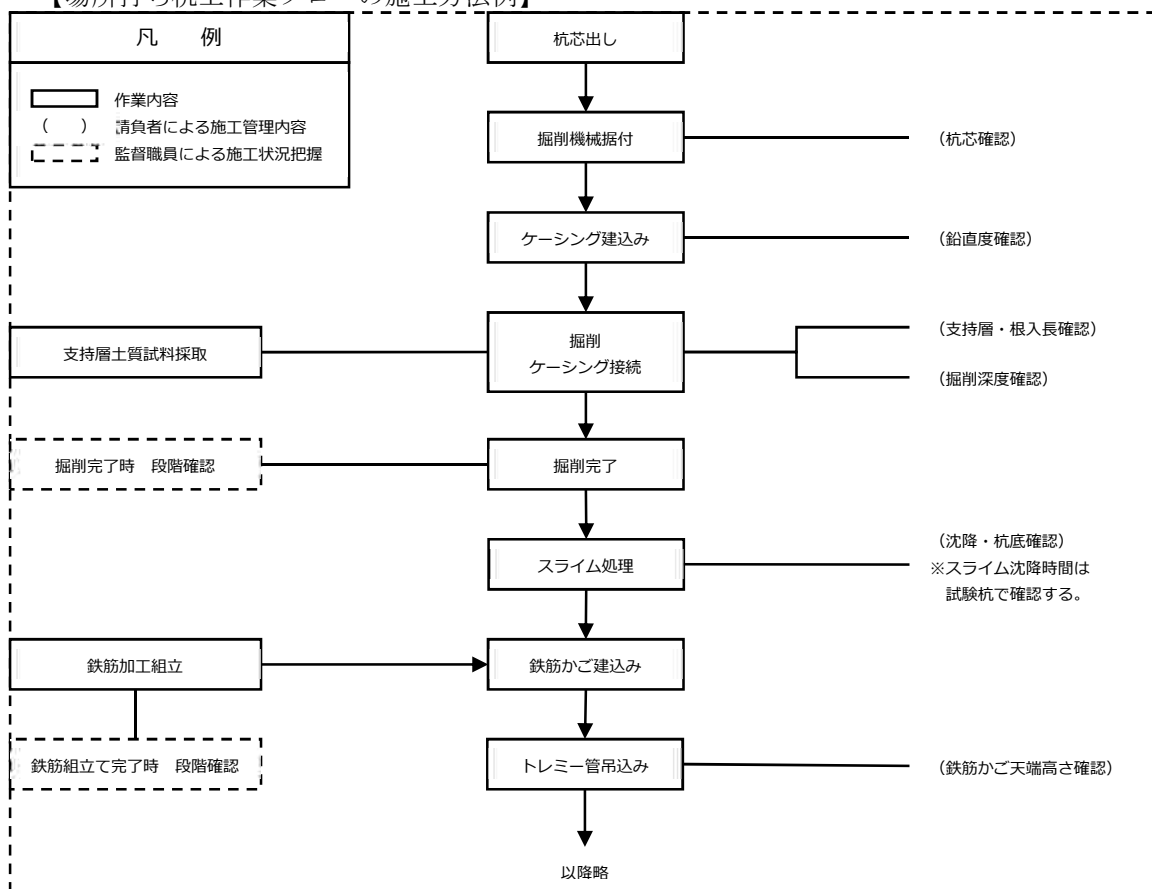
側溝甲蓋も 10.5 枚は 11 枚とする。

プライムコート○○m²→○○%

(6) 施工方法

- ・主要工種について、工事の安全を考慮して施工順序等を記載する。
- ・様式第 30 号「段階確認書・施工状況把握報告書」により段階確認の予定を記載する。
- ・工事施工中における作業員の労働災害防止を図るため、昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に 15 分程度の休憩を実施するものとし、具体的な休憩時間を記載する。
- ・作業時間及び作業休日等を記載する。
- ・コンクリート構造物の型枠脱型時期、残土を仮置する場合の記載等、設計内容、現場状況を的確に把握した上で、工種ごとに具体的な手順、施工方法等について記載する。

【場所打ち杭作業フローの施工方法例】



・基礎杭工事においては、以下の内容を施工計画書に記載し、確実に実施すること。

- (1) 杭工事における掘削などは不可視な施工となるため、元請業者は杭施工業者との責任と役割分担、支持層確認方法等を明確に定め、適正な施工を行うこと。
- (2) 杭の施工に関するデータ管理について、機器の不具合などにより記録が取れない場合を想定した事前予防対策や、記録が取れなかった場合の措置について対策を講ずるなど、確実な管理を行い、施工結果報告書を提出すること。

(7) 施工管理計画

- 工程管理 … 工程管理の方法を記述する。また、実施工程表どおりに工事が進捗しない場合の改善措置についても記載する。
- 出来形管理 … 施工管理基準・標準仕様書・自社基準等に基づき当該工事等に必要な測定項目、試験項目を記述する。
- 品質管理 … 品質管理基準・標準仕様書・自社基準等に基づき当該工事等に必要な測定項目、試験項目を記述する。
- 写真管理 … 写真管理基準・標準仕様書・自社基準に基づいた適切な撮影計画を記述する。
- ※自社管理基準を設定している場合は、その取組み等も記載すること。

(8) 緊急時の体制及び対応

- ・大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故が発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述する。また、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の臨機の措置を記述する。
- ・熱中症における緊急連絡体制を別途記載すること。

関連サイト：気象庁＞南海トラフ地震について

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

(9) 交通管理

- ・工事等に伴う交通対策と交通処理について記述する。
- ・具体的な保安設備配置計画（交通誘導警備員を含む）、通学路対策、交通誘導計画、出入口対策、主要資材の搬入・搬出経路、過積載運搬防止対策等について詳しく記載する。

1) 建設残土

- ・土砂・破碎岩は 1m³ 以上を対象とすること。
- ・現場から処分地までの経路を朱書した運搬経路図を添付すること。
- ・大型輸送機械の交通安全等輸送に関する事項の計画
- ・指定された工事用道路の維持管理、補修及び使用方法の計画

2) 建設廃棄物

- ・全ての廃棄物を対象とすること。
- ・現場から処分地までの経路を朱書した運搬経路図を添付すること。

3) 建設機械・資材等の運搬

- ・建設機械・資材等の運搬経路を朱書した運搬経路図を添付すること。
- ・建設機械・資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ること。

(10) 環境対策

工事現場周辺地域の生活環境の保全及び円滑な工事施工を目的として、環境保全対策並びに騒音・振動公害防止対策について記述する。

- ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月 2 日建設省機発第 54 号）を遵守すること。
- ・特定建設作業に該当する工事については、作業を開始する 7 日前までに、市環境保全課に特定建設作業実施届出書を提出する。【別添資料 5】
- ・日曜・祝日の特定建設作業は、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規制されている。ただし、人の生命又は身体に対する危険を防止するためなど法等に定められた要件においてはその限りではない。なお、要件に該当する場合は、監督職員と環境保全課に事前調整を行った上で届出を行うこと。

関連サイト：岡崎市環境保全課

<https://www.city.okazaki.lg.jp/business/eigyo/1005614/1005644.html>

(11) 現場作業環境の整備

- ・イメージアップの計画を記載する。
- ・熱中症対策の具体的な実施内容・実施期間を記載すること。

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

- ・再生資源の搬入及び再生資源の搬出に当たっては、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に準拠するものとする。
- ・次の①～⑥までを施工計画書に添付すること。
 - 1) COBRISデータ（対象：請負金額 100 万円以上の全ての工事。）
 - ①再生資源利用計画書建設資材搬入工事用（様式 1）
 - ②再生資源利用促進計画書建設副産物搬出工事用（様式 2）
 - 2) 建設残土【別添資料 7】
 - ③建設発生土の受入地が民間受入地の場合、関係法令に基づく許可証の写し。
 - ・承諾期間内に工事が終了しない場合は、承諾期間の延長の措置を忘れずに行うこと。
 - ・残土置場、資材置場については、周辺住民より騒音、振動、ほこり等の苦情が多く寄せられるため、周知及び施設養生等を適正に行うこと。
 - ・発注者と受注者間で協力し建設発生土の工事間流用を図ること。
 - 3) 建設廃棄物
 - ④廃棄物収集運搬、処理業者の許可書の写し。

- ・許可品目及び許可期限が適正か確認すること。
 - ・同一廃棄物において処理業者が異なれば処理業者ごとの許可証の写しが必要となる。
 - ・廃掃法の施行に伴い、積込み場所、降し場所双方の収集運搬の許可が必要となる。※平成 23 年に法改正があり、愛知県で許可があれば県内の収集運搬は行えることになった。ただし、積替え保管場所が岡崎市の場合は、岡崎市の許可が必要。
 - ・中核市移行（平成 15 年 4 月）に伴い、許可権者が岡崎市長に変更となっている。
- ⑤廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬業者、処分業者）
- ・工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、処分先 No.（許可番号）等、必要事項は必ず確認すること。
 - ・工期延長等で当初の委託契約期間で対処できない場合は、再度委託契約を締結すること。

⑥運搬ルート図

(13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

- ・岡崎市週休 2 日制工事実施要領に基づき、適切に休工計画表を提出する。

(14) その他

- ・創意工夫

PC30	施工計画書の記載と、現場における実際の施工、仕様についてチェックします。
提出	施工計画書、変更施工計画書、施工図（建築系）
現場確認	監督職員による現場調査

注意事項（受注者）

- ・受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。（土木工事）
- ・施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。（建築工事）
- ・当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。
- ・下請負者に対しても施工計画書の内容を周知させること。

Check- point!（監督職員）

- ・施工計画書に基づく施工がされているかを現場にて**把握**する。
- ・建築工事は、施工計画書及び施工図に基づく施工がされているかを現場にて**把握**する。

評定	PC30 判断基準
適正	施工計画書等に基づく工事の施工が行われた。
口頭	施工計画書等に基づかない勝手な施工が行われていたが、監督職員の口頭指導により是正された。 （未確認は無印）
要指導	施工計画書等に基づかない勝手な施工が行われ、是正を求め書面で指示をした。
対象外	対象外事例無し。

PC31 PC34	使用材料、管理状況についてチェックします。
提出	(共通) 工事材料の品質規格に関する資料、主要材料検収写真 (土木工事) 材料確認書 (建築工事) 使用材料報告書、材料の品質等を証明する資料
確認	(土木工事) 工事材料の品質を証明する資料、設計図書において試験を行うこと としている工事材料の試験結果(必須) ※工事完成時に提出する。

注意事項 (受注者)

(1) 工事材料の品質規格に関する資料

- ・ 工事に使用する「材料の品質規格に関する資料」(製品カタログ資料等)を、工事材料を使用するまでに監督職員へ**提出**しなければならない。
なお、JIS、JAS、JWWA、JSWAS 規格材料、あいくる材(コンクリート二次製品のみ)、発注者による材料承認委員会等に定めのある指定材料等の「材料の品質規格に関する資料」は、「品名、規格、仕様、製造者、型番、設計数量、使用数量等を記載した一覧表」とし、製品カタログ資料は省略する。工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
- ・ カタログ等を使用する場合は、該当する材料等が明確に把握できるようにして**提出**すること(使用する材料をマーカー等で印する。)
- ・ 材料の品質規格又は強度を求めないものの提出については監督職員と協議し決定すること。

土木工事においては、(1)以降の手順は次の2通りの方法に分かれる。

(2) 監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料

- ・ 受注者は、設計図書において、監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、事前に「材料確認書」等を提出し、該当する材料の確認を受けてから使用すること。
- ・ 様式は愛知県建設部の様式を使用してよい。

(3) (2)以外の材料

- ・ (2)で示す以外の工事材料は、「**工事材料の品質を証明する資料**」及び「**設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果**」を、段階確認及び施工状況把握の際に監督職員に確認を求める。これらの書類は工事完成時に**提出**する。
- ・ 段階確認及び施工状況把握時に、使用材料の確認、品質規格の把握について、監督職員の確認を受けること。

建築工事においては、(1)以降の手順は次のとおり。

(4) 材料搬入報告書

- ・ 主要な材料及び監督職員の指示による材料の搬入ごとに、材料搬入報告書を監督職員に**提出**する。
なお、材料の使用前であれば、材料確認報告書をまとめて提出することができる。
- ・ 監督職員の材料検査に合格した材料を使用する。なお、合格した材料と同じ種別の材料は、以降抽出検査となる。
- ・ 材料検査は、監督職員の臨場又は机上確認にて行う。その際は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして把握できる資料や試験結果により材料検査を受ける。

Check- point! (監督職員)

1 土木・建築共通

- ・ 施工計画書と工事材料の品質規格に関する資料により、使用材料の品質規格が設計図書に適合しているかを**把握**する。

2 土木工事

- ・監督職員の**確認**を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、一部の材料かサンプルと品質規格証明書等をもとに、設計図書で指定された材料の品質と規格が適合しているかを確認する。ただし、設計図書で全数確認が指定されている場合は、全ての材料を**確認**する。
- ・「監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料」の例を次に示す。

監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料の例	標準仕様書(土)の頁
リサイクル材及びリサイクル製品(あいくる材、JIS マーク表示品及びアスファルト混合物事前審査認定混合物を除く。)	p. 2-2
薬液注入工事の材料	p. 3-136
残存型枠工(外壁兼用型)の材料	p. 6-7
道路植栽工で使用する樹木類	p. 7-37
樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類	p. 7-163
自然育成工において現地で採取した材料	p. 8-100
種子吹付工の肥料	p. 9-64

- ・「監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料」以外の工事材料の材料確認は、工事材料の品質を証明する資料及び工事材料の試験結果の確認により、設計図書で指定された材料の品質と規格が適合しているかを確認する。
- ・材料確認はなるべく監督職員が臨場して行う。
- ・現場臨場時は材料等の保管状況をチェックする。

3 建築工事

- ・受注者は、材料の搬入ごとに、様式第 29 号「工事材料搬入報告書」を**提出**する。なお、材料の使用前であれば、「工事材料搬入報告書」をまとめて提出してもよい。
- ・監督職員は、現場に臨場又は机上により材料検査を行い、合格した材料について「工事材料搬入報告書」の検査日、検印欄を記録する。
- ・合格した材料と同じ種別の材料は、以降抽出検査となる。
- ・材料検査は、次の確認方法により設計図書との適否を判断する。
 - (1) 規格を証明するマーク等の表示がある資材等を照合する。
 - (2) 規格証明書、品質(性能)証明資料等により確認する。
 - (3) 工場検査報告書、工場試験成績書等により確認する。

評価	PC31・PC34 判断基準
適正	適切な「材料等の品質規格に関する資料」が、工事材料を使用する前に 提出 された。材料試験の結果、材料検査等により工事材料の品質管理が適切であることが 把握 できた。
口頭	資料提出、管理状況等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。(未確認は無印)
要指導	資料未提出、不適切な管理状況等を是正するよう、書面により 指示 をした。
対象外	使用材料がない場合等。

PC35 PC36	出来形の管理状況をチェックします。
提出	出来形管理表、出来形管理図
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・ 日常の出来形管理は、公共施設の品質確保の上で非常に重要であることから、施工計画書、仕様書等の基準を遵守し適正な管理を行うとともにその記録を残すこと。
- ・ 社内検査により出来形管理表、出来形管理図の記載内容を確認すること。
- ・ 出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し管理するものとする。ただし、測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表及び出来形管理図表の作成は不要とする。
 なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。
 また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1カ所」となっている項目については、小数点以下を切上げた箇所数を測定するものとする。（愛知県建設部作成「施工管理基準」抜粋）
- ・ 工事写真は施工管理の重要な記録である。各工事の施工段階並びに工事完成後明視出来ない箇所の施工状況及び出来形寸法を写真管理基準により撮影し、適切な管理の下に保管して、工事完成時に提出しなければならない。

Check-point!（監督職員）

- ・ 日常の出来形や品質管理状況を記録により把握する。施工計画書どおりの管理がされている。

評定	PC35・PC36 判 断 基 準
適 正	出来形管理について、良好な管理状況が確認された。
口 頭	出来形の日常管理に不明瞭な点があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	出来形の日常管理状況に不足、漏れ等の問題があったため、是正を求め書面により指示をした。 日常の必要な出来形管理がなされなかった。
対象外	建築系工事は対象外。ただし、事前協議や計画された項目がある場合は対象とする。

参考資料

(1)出来形管理

【全 般】

- ・ 出来形成果表の記載は、設計書の内訳に単位・数量が一式として計上されている工種についても、設計図等をもとに具体的な設計値を記入する。
- ・ 出来形成果表において規格値のあるものは、必ず規格値を記入すること。
- ・ 管理値の差引計算に相違がないか、黒板数値と整合しているか注意すること。
- ・ 設計値と実測値との差は、±の記載をすること。

- ・設計値と実測値との差と規格値は、単位を合わせること。
- ・出来形図は、設計図面に設計値と対比して出来形を朱書することを原則とする。
- ・KBMを設けた場合は、設置位置、高さを平面図に示し写真とともに報告すること。
- ・区画線については、出来形図の提出忘れに注意すること。
- ・区画線の厚さは、各線種ごとに1箇所、テストピースにより測定すること。(溶融式のみ)
- ・ガードレールのビーム取付け高の管理(1カ所/1施工)を忘れずに行うこと。
- ・任意仮設の出来形図書については、出来形図書の提出は不要とし写真のみ提出すること。なお、出来形寸法は写真にて確認するものとする。
- ・監督職員は、設計値等を必ず確認すること。
- ・【出来形測定時の注意事項 別添資料10】も参照のこと。

参考：施工管理基準「5. 管理項目及び方法(2)出来形管理」抜粋

(2)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

注) 岡崎市公共工事特記仕様書(平成28年6月)第3条により読み替え適用済

参考：土木工事現場必携「第3章3-1(2)出来形管理」抜粋

(イ) 出来形成果表及び出来形図

出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)は施工管理基準に基づき、第5章5-4出来形・品質管理関係様式等により作成する。

出来形図は、設計図面に設計値と対比し出来形を朱書することを原則とする。

出来形成果表及び出来形図は、工事完成時に提出する。なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、出来形成果表の作成を省略することができる。

なお、出来形成果表の作成例は、第3章3-1(5)出来形・品質管理関係様式の記載例を参照のこと。

平成22年度まで使用していた(様式3)「出来形管理図(工程能力図)」及び出来形管理に関する(様式4)「度数表」は廃止する。

(ウ) 現地表示(マーキング)

出来形の現地表示は、原則として次のとおりとする。

単位	大きさ	材料	色	現地表示
mm	3cm程度	ペイント等	出来形は赤色 設計値は黒(白)色	

【残土処分】

- ・積込みからの一連の状況写真を車番が確認できるように撮影するとともに、処分場所での処分状況全景が確認できる写真も忘れずに撮影すること。
- ・残土を仮置した場合は、仮置作業終了後の残土が全て撤去された状況を撮影すること。
- ・設計において残土の敷均しが計上してある場合は、処分地における敷均し状況も忘れずに撮影すること。
- ・ダンプのボディを計測（容量）するなど計画に沿った方法により搬出土量を明確にし、過積載を起こさないよう努めること。
- ・工事完成時に集計表を提出すること。

【廃棄物処理】

- ・積込みからの一連の状況写真を車番が確認できるように撮影するとともに、処分場での処分状況を確認できる写真も撮影すること。あわせて、処分場入口において許可看板を入れ撮影すること。
- ・廃棄物の収集運搬を行う場合は、収集運搬車に係る表示が確認できるように撮影すること。
- ・マニフェストの管理とあわせて実重量の計測を適宜行うこと。
- ・既設構造物の取壊しについても取壊し量が把握できる写真を撮影すること。

PC37	品質の管理状況をチェックします。
提出	品質試験結果表
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・ 施工計画書に基づき必要な品質管理試験を実施し、その結果を適切に整理すること。
- ・ 品質を、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成する。但し、測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。
試験区分で「必須」となっている試験項目は、全て実施する。
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、設計図書で指定するものを実施する。
なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施するものとする。
- ・ 各実測（試験・検査・計測）値は、全て品質管理基準の規格値を満足しなければならない。（愛知県建設部作成「施工管理基準」抜粋）
- ・ 品質管理試験の試験頻度は、現場数量に即した回数を実施すること。

Check-point!（監督職員）

- ・ 計画に沿った品質管理試験が実施され、良好な品質が確保されていること。施工計画書どおりの管理がされている。

評定	PC37 判 断 基 準
適 正	計画に沿った品質管理試験が実施され、良好な管理状況が把握できた。
口 頭	品質管理試験の取りまとめに不明瞭な点があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	計画に基づく品質管理試験に不足や漏れ等の問題があったため、書面により指示をした。 日常の必要な品質管理がなされなかった。
対象外	対象外事例なし。

参考資料

【全 般】

- ・ 工事写真は施工管理の重要な記録である。各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管して、工事完成時に提出しなければならない。
- ・ 試験結果データの期日（古過ぎるものがある）に注意すること。
- ・ 水抜き管（設計の長さに切断された状態）、吸出し防止材の材料検収も忘れずに行うこと。
- ・ 工場塗装工、コンクリート面塗装工、現場塗装工の材料使用量（塗料缶）は、全数量の使用が確認できるように、使用前後の塗料缶を横に並べる等により撮影すること。

【コンクリート】

(1) 土木工事の場合

JIS のレディーミクストコンクリートの製造に関する一般事項については、愛知県土木工事標準

仕様書 令和3年4月版（以下「土標仕」という）第3編第2章第3節による。また、品質管理基準及び規格値は、土木工事施工管理基準による。

参考：土標仕「第3編 2-3-2、2. JIS のレディーミクストコンクリート」抜粋

<p>2. JIS のレディーミクストコンクリート</p> <p>受注者は、第3編 2-3-2 工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。また、レディーミクストコンクリート納品書を整備及び保管するものとする。(以降略)</p>
--

注) 岡崎市公共工事特記仕様書(平成 28 年月 6)第3条により読み替え適用済

参考：土木工事施工管理基準「1 セメント・コンクリート工(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く)」抜粋

種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(H14.7.31 付国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回/6 月以上及び産地が変わった場合。		○
施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに 1 回の試験を行う。(以下略)	○
	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。(以下略)	2 回/日(午前 1 回、午後 1 回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1 日当りコンクリートの種別ごとの使用量が 100 m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(H16.3 国交省)による。 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20 mm~25 mm の場合は 175kg/m ³ 、40 mm の場合は 165kg/m ³ を基本とする。	
	スラップ試験	JIS A 1101	スラップ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差±1.5 cm スラップ 8 cm 以上 18 cm 以下：許容差±2.5 cm スラップ 2.5cm：許容差±1.0 cm	・荷卸し時 強度試験 供試体採取ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。(以下略)	小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに 1 回の試験を行う。(以下略)	

種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
施	コンクリート	JIS A 1108	1 回の試験結果	・荷卸し時	小規模工種で 1 工種当りの総使	

工	の圧縮強度試験		(供試体 3 本の平均値)は指定した呼び強度の 85% 以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	日当り打設量が 50m ³ 以上 150m ³ 以下の場合は 1 回/日、日当り打設量が 150m ³ を超える場合は 150m ³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 日当たり打設量が 50m ³ 未満の場合は、打設量累計が 50m ³ ごとに 1 回。	用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、または、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く (以下略)
---	---------	--	--	---	---

注) 本表は、試験区分が必須とされる試験項目のみ記載しており、その他試験区分や略した内容は出典元である土木工事施工管理基準により品質管理を行うこと。

参考：土標仕「第 3 編 2-3-2、12. 供試体の確認方法」抜粋

<p>12. 供試体の確認方法</p> <p>レディミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、以下の方法により実施しなければならない。</p> <p>(確認方法)</p> <p>① 供試体型枠の内側に、所定の事項を記入した供試体検印証(QC版)の表を型枠側にして型枠側部に置き、コンクリートを打設すること。</p> <p>② 強度試験前に供試体に貼付した検印証を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。</p> <p>③ 一連の作業は適宜工事写真に掲載すること。</p>

参考：土木工事現場必携 令和 3 年 4 月 p.106

共試体検印証の記載例			検印証の使用例
コンクリート検印			1) 記載事項
発注機関	建設企画課	監督職員 署名	①受注者 略称でもよい (例)〇〇JV
受注者	〇〇建設(株)		②工事名 略称でもよい (例)道路改良(〇号工)
工事名	〇〇建設工事		③部位 採取したロット等 (例)A1 橋台7-チング
部位	ボックスカルト底板		④監督職員 採取に臨場した発注者又は受注者の署名
規格	24-8-25BB		検印証の記入用具は、黒の油性ボールペン又は細字油性マジック
採取日	H28.8.17		上記のペンによる署名
岡崎市検印証			
2) コンクリート供試体に入れるときの注意			
①供試体 1 体につき 1 枚の検印証を供試体の上面下約 2~3cm の側面に入れる。			
②検印証の表面(記載面) に十分グリスを塗り付け、供試体型枠に手で押し付けて貼り付ける。			

(2) 建築工事の場合

- ・フレッシュコンクリートの試験は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成 28 年版(以下「建標仕」という) 6.9.2 による。
- ・コンクリートの強度試験の総則は、建標仕 6.9.3 による。
- ・調合管理強度の管理試験は、建標仕 6.9.4 による。
- ・構造体コンクリート強度推定試験は、建標仕 6.9.5 による。
- ・構造体コンクリートの仕上りの確認は、建標仕 6.9.6 による。
- ・軽量コンクリートの試験は、建標仕 6.10.4 による。
- ・寒中コンクリートの試験は、建標仕 6.11.6 による。
- ・機械設備工事のコンクリート工事の試験は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 平成 28 版 4.4.1、電気設備工事のコンクリート工事の試験は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 平成 28 版 2.4.1 による。

【アスファルト舗装】

(1) 土木工事の場合

アスファルト舗装については、土標仕第 7 編第 2 章第 3 節、及び第 3 編第 3 章第 8 節などによる。また、品質管理基準及び規格値は、土木工事施工管理基準による。

- ・アスファルト舗装に必要な品質試験結果の例
 - (a)アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し（要監督職員へ事前提出）
 - (b)品質管理図表（現場密度の測定）
 - (c)品質管理図表（初転圧前の温度測定）
 - (d)品質管理図表（混合物の外観検査）

参考：土標仕「第3編 3-8-1、8.アスファルト混合物」抜粋

<p>8. アスファルト混合物 アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを事前に監督職員に提出することにより、アスファルト混合物に関する次の各号の、基準試験等を省略することができるものとする。 なお、舗設現場に関する品質管理図表の提出は、省略できないことに留意すること。 (1)材料の試験結果、品質証明書の提出 (2)配合設計、試験練り、基準密度の決定 (3)材料及びプラントに関する品質管理図表の提出</p>

注) 岡崎市公共工事特記仕様書(平成 28 年 6 月)第 3 条により読み替え適用済

参考：土標仕「第3編 3-8-2、8.アスファルト舗装の材料」抜粋

<p>2. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 (3)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材</p> <p>3. 試験成績書の提出 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。 (1)セメント安定処理に使用するセメント (2)石灰安定処理に使用する石灰</p> <p>4. 品質証明資料の提出 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。 (1)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト (2)再生用添加剤 (3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。</p> <p>5. 小規模工事の試験成績書 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材</p> <p>6. 小規模工事の骨材試験 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材</p>
--

(2) 基層及び表層に使用する骨材

注) 抜粋内容は、岡崎市公共工事特記仕様書(平成 28 年 6 月)第 3 条に基づき、土標仕を読み替えし表記している。

参考：土木工事施工管理基準「8 アスファルト舗装」抜粋

種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が 2,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。* ・小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満の場合が該当する。* ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	○
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表 乾 密 度： 2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量： 0.25%以下			○
	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
	フィルターの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表 3.3.17 による。			○
	フィルターの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
プラント	粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2 回/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が 2,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満の場合が該当する。 	○
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-238	アスファルト量： ±0.9%以内			○
	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。			随時
舗設現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-91	基準密度の 94% 以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道舗装 基準密度の 90% 以上。 X10 90%以上 X6 90.5%以上 X3 91%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1,000 m²につき 1 個 (ただし 1 工事あたり 3 個以上) ・1,000 m²未満の工事は、1 工事につき 3 個以上。* ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が 2,000 m²あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 	
種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
舗			アスファルト安定	・歩道舗装においては、片側延長	・小規模工事とは、舗装施工面積	

設 現 場			処理路盤 基準密度の 93% 以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	200m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。(1工事当たり3個以上)・締固め度は、10個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。	が 2,000 m ³ あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満の場合が該当する。
	温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710	110℃以上	随時	・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。 ・同一配合の合材が 100 t 未満のものは、1日2回(午前・午後)。
	外観検査(混合物)	目視		随時	

注) 本表は、試験区分が必須とされる試験項目のみ記載しており、その他試験区分や略した内容は出典元である土木工事施工管理基準によるものとする。

PC38 PC39	検査、確認及び立会いの実施状況についてチェックします。
提出	[段階確認・施工状況把握]報告書（様式第 30 号）、添付資料
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・段階確認に係る報告（種別・細別・施工予定時期等）は、[段階確認・施工状況把握]報告書（様式第 30 号）により**提出**しなければならない。特に、完成時の不可視部分については、監督職員の立会いを基本とする。
- ・監督職員との立会い日は連絡により調整すること。
- ・監督職員の「段階確認」及び「施工状況立会い」については、公共施設の品質を確保する上で非常に重要であることから、標準仕様書に記載された段階確認一覧表、施工状況把握一覧表に基づいた計画により実施すること。
- ・机上による確認の場合は、その状況が確認できる施工管理記録、写真等の資料を提出すること。

Check- point!（監督職員）

- ・施工計画書に基づき、臨場等により出来形、品質、規格、数量等を確認する。
- ・段階確認及び施工状況の把握が良好な場合は、[段階確認・施工状況把握]報告書（様式第 30 号）に確認方法、確認・把握日を記録し、署名すること。
- ・監督職員は、日常の出来形を実測により確認し、受注者が作成した出来形管理資料に、確認した実測値を書き加えること。
- ・立会いによる段階確認が実施できない場合は、受注者による段階確認等が適切に行われたかを、状況記録等で把握する。

評定	PC38・PC39 判 断 基 準
適 正	監督職員による段階確認及び施工状況把握が適切に行われた。 机上確認において、施工管理記録、写真等の資料により、施工状況が適切であることが 確認及び把握 できた。
口 頭	段階確認記録等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正され適切に処理された。（未確認は無印） 段階確認及び施工状況把握により、不適切な施工状況が発覚したが、監督職員の口頭指導により速やかに修正され適切に施工された。
要指導	段階確認等が適切に行われなため、是正を求め書面により 指示 をした。 段階確認及び施工状況把握により、不適切な施工状況が発覚したが、修正出来ない状況だった。 段階確認等が実施されなかった。
対象外	対象外事例なし。

PC40 PC41	産業廃棄物及び指定副産物の適正処理についてチェックします。
提出	マニフェスト管理台帳（様式第68号）
提示	産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）（必須） 受渡確認票（電子マニフェスト）（必須）

注意事項（受注者）

- 産業廃棄物及び指定副産物については、自らの責任において「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する。処分する際はマニフェストを使用し、監督職員に提示するとともに、完了検査時に原票を検査職員に**提示**すること。（別添資料 11 参照）なお、電子マニフェストの場合は、最終処分終了日まで記入し**提示**すること。
- 産業廃棄物の適正な処理について、マニフェスト管理台帳（様式第68号）を作成し監督職員に**提出**すること。

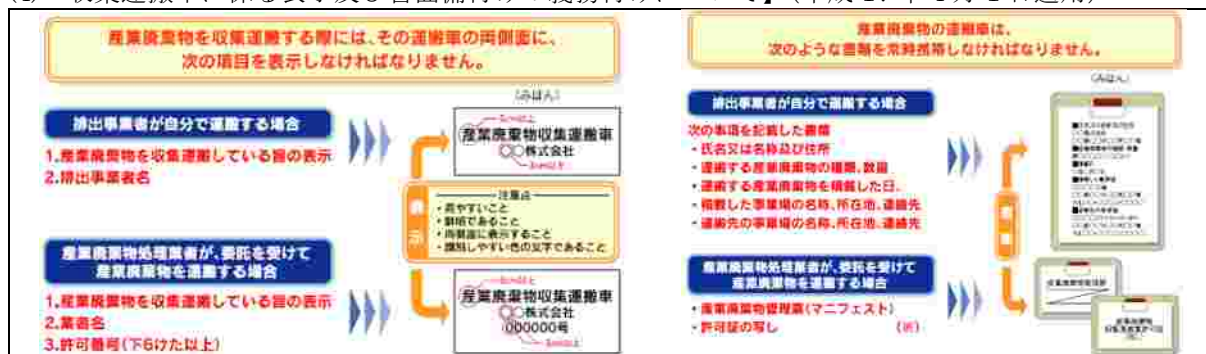
Check- point!（監督職員）

- 施工計画書に基づき産業廃棄物が適切に処分されているか、紙マニフェスト又は受渡確認表の記載内容とマニフェスト管理台帳及び工事写真により確認する。
- マニフェスト管理台帳が適切に作成されているかマニフェストとの整合を確認する。

評価	PC40・PC41 判断基準
適正	マニフェスト、管理台帳、工事写真などにより、適正に処理されたことが 把握 できた。
口頭	確認資料等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に処理された。（未確認又はマニフェストE票で未返却がある場合は無印）
要指導	処理方法、確認資料等に問題があったため、是正を求め書面により 指示 をした。またマニフェスト等の紛失があるなど、適正な処分が確認できない。
対象外	建設副産物の搬出がない工事。

参考資料

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2関連として、平成10年12月より情報処理センターで電子マニフェストの運用を開始している。
- マニフェスト保管期間・・・5年間
- 産業廃棄物契約書の契約金額が1万円未満は、非課税となる。（収入印紙不要）
- 収集運搬車に係る表示及び書面備付けの義務付けについて】（平成17年4月1日適用）



関連サイト：環境省

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html#p>

(5) 収集運搬車両に備付ける書面の例

運搬者の 氏名又は 名称				住 所				
				連 絡 先	() -			
運搬する 産業廃棄物	産 業 廃 棄 物			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物				数 量
	燃え殻		ゴムくず	引火性廃油			特定有害汚泥	
	汚泥		金属くず	腐食性廃酸			特定有害廃酸	
	廃油		鉛さい	腐食性廃アルカリ			特定有害廃アルカリ	
	廃酸		がれき類	感染性産業廃棄物			令2条第13号	
	廃アルカリ		動物のふん尿	特定有害廃 PCB 等			特定有害廃棄物	単 位
	廃プラスチック類		動物の死体	特定有害廃 PCB 汚染物				
	紙くず		がれ類(ばいじん)	特定有害指定下水道汚泥				t・m ³
	木くず		13号廃棄物	特定有害鉛さい				
	繊維くず		ガラスくず・コンクリートくず	特定有害廃石棉等				Kg・リットル
	動植物性残さ		ず及び陶磁器くず	特定有害ダスト類				
動物系固形不要物			特定有害廃油					
積載した 事業場 の名称	積載日：平成 年 月 日			所在地 連絡先				
運搬先の 事業場 の名称				所在地 連絡先				

※ マニフェスト同様に1枚/車を作成する。

【建設発生土の利用について 別添資料7】

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の留意事項 別添資料11】

【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、

伐採木及び末木枝条の取扱いについて 別添資料12】

【現場で発生したコンクリート取壊し材の処理について 別添資料13】

PC42 PC43	建設副産物並びに建設廃棄物の利用促進計画及び実施についてチェックします。
提出	再生資源利用及び促進計画書、再生資源利用及び促進実施書、残土搬出集計表
—	「—」

注意事項（受注者）

(1) 計画時

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）及び愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理並びに再生資源の活用を図ること。

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事は、COBRIS の対象となる。
- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、様式 1 を印刷して施工計画書に添付し**提出**しなければならない。
- ・ 記載内容、数量等は、間違いのないように記入すること。
- ・ 発注担当者チェック欄に監督職員の確認を受けること。

(2) 完成時

再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により入力し、様式 2 を印刷して**提出**しなければならない。

残土搬出集計表（様式 69 号）を**提出**すること。

Check- point!（監督職員）

- ・ 各計画書及び実施書の記載内容について、設計数量との比較並びに実施内容と整合が取れているかを確認する。
- ・ 監督職員は、COBRIS システムによりエラーがないことを確認し、「確認済」にすること。

評定	PC42 判断基準
適正	計画書が適正に作成され、施工計画書に含め 提出 された。
□ 頭	記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	計画書の提出を求め書面にて 指示 をした。
対象外	該当資源がない場合。

評定	PC43 判断基準
適正	実施書が適正に作成され、工事完成後速やかに提出された。
□ 頭	記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	実施書の提出を求め書面にて 指示 をした。
対象外	該当資源がない場合。

PC44	建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型等）を仕様書に従い適正に使用しているかをチェックします。
提出	排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械等の認定シールの写真
現場確認	監督職員による現場調査

注意事項（受注者）

- ・ 工事標準仕様書の規定に従い、建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型等）を使用し、周辺環境へ配慮すること。
- ・ 受注者は、認定シールが把握できるような建設機械の使用状況（下請負者の建設機械を含む）を撮影し、監督職員に提出すること。認定シールの貼付がない建設機械については、その規格等の資料を確認すること。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、当該機種と同等程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

Check-point!（監督職員）

- ・ 現場において、建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。
- ・ 建設機械の使用状況を、認定シールが確認できる写真の提出により確認する。

評定	PC44 判断基準
適正	標準仕様書及び計画に基づく建設機械が適正に使用されていた。 建設機械（認定シール）の写真が提出された。
口頭	標準仕様書及び計画に基づかない建設機械が確認されたが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。 建設機械（認定シール）の写真が提出されなかった。（未確認は無印）
要指導	標準仕様書及び計画に基づく建設機械を使用するよう、是正を求め書面で指示をした。
対象外	対象となる建設機械を使用しない場合。

参考資料

- 「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づく認定シール

様式第4号（第十条関係）

低騒音型建設機械の標識

様式第5号（第十条関係）

超低騒音型建設機械の標識

様式第6号（第十条関係）

低振動型建設機械の標識



- 「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付国交省国総施第 291 号改正）及び「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 23 年 7 月 13 日付け国総環リ第 1 号）」に基づく認定シール

別記-1号



別記-2号



別記-1号



- 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく表示シール

型式届出特定特殊自動車少数生産車の表示 少数生産車の表示



IV. 工程管理

PC45	工事の履行状況をチェックします。
提出	履行報告（実施工程表）
—	「—」

注意事項（受注者）

(1) 履行報告

- ・約款第 11 条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月 5 日までに、実施工程表により監督職員へ提出する。なお、提出は工事完成月の前月までとする。（工事完成月が 2 月の場合、1 月の履行状況を 2 月 5 日までに提出すること。）
- ・軽微な工事や契約工期が 1 ヶ月未満の工事は監督職員の承諾により履行報告を省略できる。
- ・進捗が遅れた場合は、計画に基づき改善策を講じ、計画・工程の見直しをすること。また、工期、工種の変更、追加時にも適宜見直しをすること。
- ・進捗率、凡例の記入を忘れないこと。

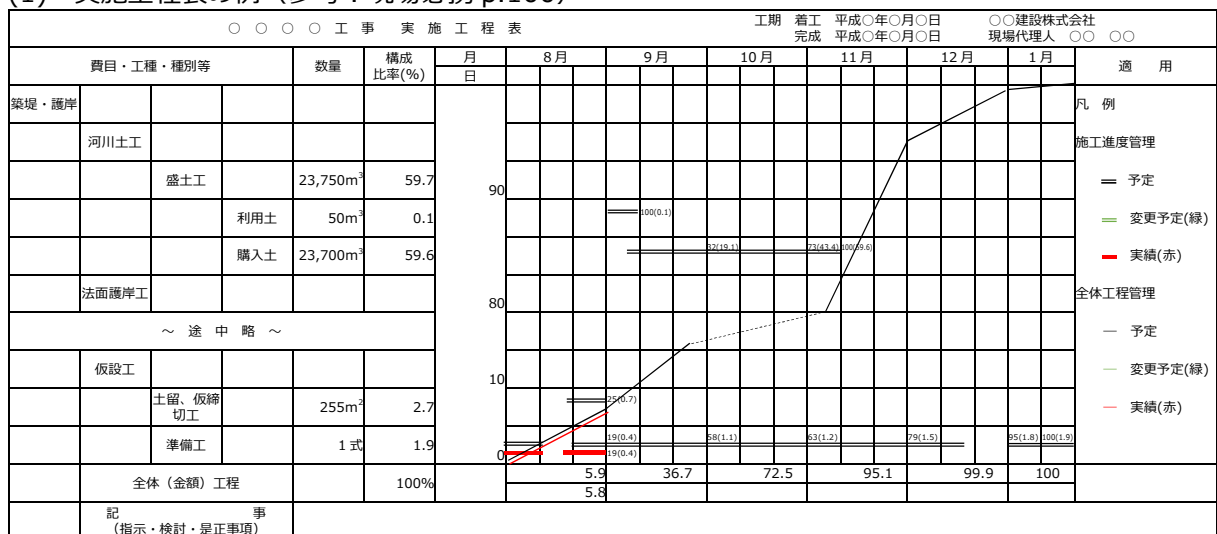
Check- point!（監督職員）

- ・受注者からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。

評定	PC45 判断基準
適正	工程が適正に管理され、履行報告が毎月あった。
口頭	履行報告が提出されなかったため、監督職員の口頭指導により速やかに改善対応された。（未確認は無印）
要指導	履行報告が提出されなかったため、是正を求め書面により指示をした。
対象外	軽微な工事や実稼働工期が 1 ヶ月未満の工事において、履行報告の省略を協議し承諾したもの。

参考資料

(1) 実施工程表の例（参考：現場必携 p.100）



PC47	完成書類・完成届の提出についてチェックします。
提出	完成書類・完成届（様式第 72 号）
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・受注者は、工事が完成したときは社内検査を実施すること。社内検査は、配置技術者以外で実施することが望ましい。社内検査により、現場の状況及び工事関係書類に手直しや不備があった場合は、速やかに修補を行うこと。 ※社内検査報告書（様式 71 号）の提出は不要とする。
- ・現場及び工事関係書類について、監督職員又は担当課の完了確認を受けること。
- ・完了確認の結果が良好である場合、完成届に日付を入れ工期内に通知すること。
- ・請負金額 4,500 万円以上（建築一式工事の場合 9,000 万円以上）の配置技術者の専任については、完成届の受理をもってその専任が解かれるものとする。

Check-point!（監督職員）

- ・監督職員は、完成届を受理する前に、現場及び工事関係書類の完了確認を行うこと。
- ・完了確認の結果が良好である場合は完成届を受理すること。
- ・確認時に手直しや訂正事項があった場合は、期日を指定し速やかに修補、訂正させ、手直しされた範囲及び状態を確認すること。

評価	PC47 判断基準
適正	工期内に工事関係書類に漏れ、大きな不備等がなく適正に完了した。
口頭	工事関係書類に漏れ、不備等があったが監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	完成届が工期内に提出されなかった。 工事関係書類に漏れや整理不備等が多く、訂正させるため書面により 指示 をした。
対象外	対象外事例なし。

PC48	提案された工程管理による工期短縮をチェックします。
提出	協議書
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・常に工程内容のフォローアップを行い、適正な工程管理を行うこと。
- ・工期の短縮に関する協議（提案等）は、あらかじめ発注者の確認を受けその実施状況を報告すること。

Check- point!（監督職員）

- ・工程のフォローについては適切に行い、過度な工程調整等が行われないよう指導すること。
また、工期短縮等の優れた提案に対しては、その提案内容を確認し、実施状況の把握を行うこと。

評定	PC48 判断基準
適正	工期短縮の提案が事前に行われ、提案どおりに工期が短縮された。
口頭	工程管理に関して問題があったため、監督職員の口頭指導により速やかに修正され、適切に実施された。 (以下、無印とする。) 適正な工程管理により、工期内に完成した。
要指導	工程管理に関して問題があったため、是正を求め書面により 指示 をした。
対象外	対象外事例なし。

V. 安全对策

PC53	交通規制についてチェックします。
現場確認	「-」

注意事項（受注者）

- ・受注者は、道路工事保安設備設置基準（平成30年3月改定、愛知県建設部）に基づき設置すること。

Check-point!（監督職員）

- ・許可条件を遵守しているか確認する。
- ・予告・工事中・休工中の規制看板が適切に設置されているか。
- ・規制看板等に請負業者名が記載されているか。

評定	PC53 判断基準
適正	道路使用回答書又は道路使用許可書のとおり適切に設置されている。
口頭	道路使用回答書又は道路使用許可書のとおり設置されていなかったが、口頭指導により速やかかつ適切に対応された。（未確認は無印）
要指導	再三に渡り指導したが対応しなかったため、改善を求め書面により 指示 をした。
対象外	交通規制を必要としない工事。

PC54 PC55	交通誘導警備業務についてチェックします。
提出	工事打合簿・誘導警備業務経歴書写し（有資格者が配置できないとき）
現場確認	交通誘導警備員資格者証（必須）

注意事項（受注者）

- ・工事の施工に伴って、工事車両の出入口や交差道路等一般交通の安全誘導が必要となる箇所には「交通誘導警備員」を配置し、その配置位置及び条件を**施工計画書**に記載して、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ・受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（公安委員会の検定合格者）としなければならない。また、有資格者の合格証明書について監督職員の確認を受けなければならない。
- ・公安委員会の許可条件等を遵守し、変更が生じた場合は直ちに監督職員と協議をすること。
- ・受注者は、有資格者が配置できないやむを得ない理由がある場合は、書面により監督職員の**承諾**を得て、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とする事ができる。その場合は、有資格者に代わる交通誘導警備員の経歴書を、監督職員に**提出**するものとする。

Check-point!（監督職員）

- ・公安委員会の許可条件を遵守し、適正な交通誘導が行われているか**把握**する。
- ・交通誘導警備員の資格者証を現場で確認する。【別添資料4】
- ・有資格者が配置できないやむを得ない理由があると受注者から申出があった場合は、実務経験の**確認**を行い、書面により**承諾**する。

評価	PC54 判断基準
適正	公安の許可条件を遵守し、適正な交通誘導警備員の配置、誘導が行われた。
口頭	公安許可条件の遵守、適正な交通誘導警備員の配置、誘導に若干問題があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に対応された。（未確認は無印）
要指導	交通誘導に関する苦情があった。 再三に渡り公安の許可条件が遵守されず、改善を求め書面により 指示 をした。 交通誘導警備員が配置されなかった。
対象外	交通誘導警備員を必要としない工事。

評価	PC55 判断基準
適正	有資格者が配置できないやむを得ない理由がある場合、事前に申し出があり、 承諾 のうえ、実務経験者の配置、誘導が行われた。
口頭	有資格者が配置できないやむを得ない理由があるにも関わらず事前に申し出がなく、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に対応された。（未確認は無印）
要指導	監督職員の口頭指導に従わなかったため、改善を求め書面により 指示 をした。
対象外	交通誘導警備員を必要としない工事又は有資格者が配備された工事。

PC56	過積載防止の取組み状況をチェックします。
現場確認 写真確認	監督職員による現場確認

注意事項（受注者）

- ・過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れを生じさせ、交通事故の誘発要因になるとともに、道路や橋梁等を損傷する一因となっている。さらに、エンジンや車体に過大な負荷がかかることにより、騒音、振動及び排気ガスの増大を招くことから、受注者は、道路法、道路交通法及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）等の法令を遵守し、過積載防止に努めなければならない。
- ・荷台枠高さによる容量管理や自重計等による計測管理などにより、積載量の管理状況、過積載防止の取組状況の分かる記録を整備すること。

Check- point!（監督職員）

- ・監督職員は、現場代理人及び配置技術者へのヒヤリングや目視により積載状況を確認し、疑わしい状況を発見した場合は、受注者に対し是正指導を行うこと。場合により、積載重量の確認立会いを行うこと。作業状況写真で確認する。

評定	PC56 判断基準
適正	適切な積載状況であることが確認された。 ヒヤリングにより、過積載防止の意識が高いことが把握できた。
口頭	疑わしい事例が確認されたが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。 受注者からの取組みがなかった。（未確認は無印）
要指導	再三に渡り不適切な事例が確認されたため、改善を求め書面により 指示 をした。 取組みが不十分であり、記録もない。
対象外	積載対象物がない場合。

参考資料

(1) 【過積載防止への取組み】

岡崎市工事特記仕様書第 31 条

5 過積載等の防止

受注者は、下記によりダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。

- (1) 土砂等及び工事用資機材等の積載超過をしないこと。
- (2) 過積載を行っている資機材等納入業者から購入しないこと。
- (3) 資機材等の購入等に当たっては、納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装置又は物品積載装置を不正に改造したダンプトラック等を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑みて、同法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、当該団体等の加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請負契約の相手方又は資機材等納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)について、下請負者を指導し遵守させること。

VI. 對外關係

PC58	関係機関との協議、折衝等についてチェックします。
提出	監督職員から指示のあった関係機関への協議書を提出すること。 官公庁への提出書類、許認可関係の書類は指示がなくても必ず提出すること。
確認	関係機関の許可証、届を確認する
注意事項（受注者）	

- ・ 工事着手前に関係機関との協議を速やかに行うこと。
- ・ 主な関係機関
 - ①岡崎警察署（道路使用許可証）岡崎市明大寺町字銭堤 4-1 TEL0564-58-0110
 - ②道路管理者（占用、作業届）
 - （国道1号）国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所
岡崎市岡町字西神馬崎北側 9-1 TEL0564-51-3546
 - （国道248, 301, 473号、県道）愛知県西三河建設事務所維持管理課 TEL0564-27-2757
 - （市道）岡崎市土木建設部道路維持課 TEL0564-23-6225、土木用地課 TEL0564-23-6637
 - ③鉄道事業者（近接工事届）
 - 東海旅客鉄道株式会社（岡崎駅）岡崎市羽根町字東荒子 TEL0564-52-5584
 - 名古屋鉄道株式会社（東部土木管理区）安城市東栄町1丁目1-14 TEL0566-98-7554
 - 愛知環状鉄道株式会社（施設区）豊田市小坂本町1丁目16 TEL0565-35-3788
 - ④バス事業者
 - 名鉄バス株式会社（岡崎営業所）岡崎市明大寺町字天白前 23 TEL0564-21-1918
 - 名鉄東部交通株式会社（西尾営業所）西尾市鶴ヶ池町柳田 114 TEL0563-79-5522
 - ⑤チョイソコおかざき（六ッ美中部学区のデマンドバス）
 - 岡崎市総合政策部地域創生課 TEL0564-23-6409
 - ⑥河川管理者（占用、作業届）
 - （矢作川）国交省中部地整局豊橋河川事務所岡崎出張所 岡崎市上里2丁目8-12 TEL0564-22-1564
 - （1級、2級）愛知県西三河建設事務所維持管理課 TEL0564-27-2758
 - （準用）岡崎市土木建設部河川課 TEL0564-23-6468
 - ⑦労働基準監督署（岡崎労働基準監督署）岡崎市羽根町字北乾地 50-1 TEL0564-52-3161
 - ⑧中央クリーンセンター（工事届）TEL0564-22-1153 Fax0564-25-8153
 - ⑨消防署（岡崎市消防本部中消防署本署）（工事届）岡崎市朝日町3丁目4 TEL0564-21-5151
 - ⑩矢作川沿岸水質保全対策協議会（工事届）安城市大東町 22-16 TEL0566-76-4925
 - ⑪岡崎市環境部環境保全課（特定建設作業実施届）TEL0564-23-6194【別添資料5】
 - ⑫水道事業者 岡崎市上下水道部水道工事課修繕係 岡崎市竜美台1丁目4 TEL0564-52-1510
 - ⑬電気事業者 中部電力株式会社岡崎営業所 TEL0564-55-5071
 - ⑭ガス事業者 東邦ガス株式会社東部支社岡崎営業所 岡崎市久後崎町字本郷 53 TEL0564-21-2231
 - ⑮通信事業者 NTT 西日本 東海 岡崎市羽根東町1丁目1-4 TEL0120-25-7975
- ・ 監督職員から書面による請求がない官公庁以外への許可書、届、埋設物などの記録は提出の必要はない。必要な書類は監督職員が打合簿で指示する。

Check- point!（監督職員）

- ・ 関係機関の許可証、届出書等を確認する。

評定	PC58 判 断 基 準
適 正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等が把握できた。
口 頭	関係機関との協議不足等があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に処理された。（未確認は無印）
要指導	関係機関との協議等に問題があったため、是正を求め書面により指示をした。 無許可、許可期限切れ等であった。
対象外	関係機関がない場合。

PC59	近接工事又は施工上密接に関連する他工事の受注者との調整協力状況についてチェックします。
提出	工事打合簿
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・近接工事又は工事施工に関連する工事（水道、ガス、架空線事業者等）との打合せを行い、スムーズな工事の進行に努めること。

Check-point!（監督職員）

- ・近隣工区との工程調整や他事業（占用）者との打合記録、事前立会い、試掘等の立会記録を把握する。

評定	PC59 判断基準
適正	近接工事や施工上密接に係る他工事の受注者との工程調整、立会い等が適切に実施、管理され、その記録が整理されている。
口頭	近接工事や施工上密接に係る他工事の受注者との工程調整、立会い等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。（未確認は無印）
要指導	近接工事や施工上密接に係る他工事の受注者との工程調整、立会い等に問題があったため、改善を求め書面により指示をした。
対象外	近接工事又は施工上密接に関連する他工事の受注者がいない場合。

PC60	地元住民等（直接関係者）への対応状況をチェックします。
提出	工事打合簿
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・直接関係する地元住民等との調整、打合せを十分に行い、スムーズな工事の推進に努めること。
- ・苦情に対しては速やかに対応し、適切に処理するとともに記録に残し、監督職員へ遅滞なく報告すること。（騒音振動、工事中の出入り、ごみ集積場、工事に伴う借地、資材置場周辺関係者 etc）

Check-point!（監督職員）

- ・地元住民等（直接関係者）との打合記録や苦情対応記録を把握する。

評定	PC60 判 断 基 準
適 正	地元住民等（直接関係者）からの苦情等がなかった。 地元住民等との交渉、苦情処理などが適切に行われ、記録が整理されている。
口 頭	地元住民等（同上）との交渉や苦情処理などへの対応、報告に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に対応処理された。（未確認は無印）
要指導	地元住民等（同上）との交渉や苦情への対応に問題があったため、改善を求め書面により 指示 をした。 苦情処理に対する誠意が感じられない。
対象外	地元住民等（同上）の対象者がいない場合。

参考資料

- ・特記第 29 条（環境対策）抜粋

第 29 条 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達 昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令及び仕様書の規定を遵守し、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の防止について、施工計画並びに工事施工の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 苦情対応

受注者は、環境への影響が予見され又は発生した場合には、直ちに応急措置を講じるとともに監督職員へ連絡しなければならない。また、それに伴う第三者からの苦情に対しては誠意を持って対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で取り交わす等明確にしておかなければならない。なお、状況を随時監督職員へ報告すること。

3 環境対策に係る注意義務

受注者は、工事の施工に伴う地盤沈下や地下水の断絶等を原因とする第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者としての注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員へ**提出**しなければならない。

PC61	第三者（直接関係しない）への対応状況についてチェックします。
提出	工事打合簿
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・第三者（直接関係しない）への工事周知を適切に行い、スムーズな工事の推進に努めること。また、苦情等に対し早急その事実を確認し、適切に対応すること。（通過通行車両、配送業者等各種団体、騒音振動等）

Check- point!（監督職員）

- ・第三者（直接関係しない）からの苦情等がなかったか聞き取りし把握する。
- ・第三者（同上）への工事周知等その取組みの記録を把握する。
- ・第三者（同上）からの苦情等に対し、その報告、適切な対応が行われたか記録を把握する。

評定	PC61 判断基準
適正	第三者（直接関係しない）からの苦情等がなかった。 第三者（同上）との交渉、苦情処理などが適切に行われ、記録が整理されている。
口頭	第三者（同上）からの苦情等に対し適切な処置を講じたが、監督職員への報告漏れがあり、口頭指導をした。（未確認は無印）
要指導	第三者（同上）からの苦情等に対し適切な処置を怠った。 再発防止処置が取られず、再度発生したため、改善を求め書面にて 指示 をした。 苦情等の処理に誠意が感じられない。
対象外	対象外事例なし。

PC62	請負工事中の公衆損害、事故等の対応状況についてチェックします。
提出	事故報告書（様式第 67 号）
—	「—」

注意事項（受注者）

- ・法令遵守はもとより、特に請負工事中の公衆損害・事故等の発生を防止すること。万一、公衆損害・事故等が発生したときは、直ちにその事実を確認し、適切に対応するとともに、速やかに監督職員へ連絡すること。
- ・監督職員から請求があった場合は、指定された期日までに、様式第 67 号「**事故報告書**」を**提出**すること。
- ・事故報告書に添付する事故の概要は、事故内容の詳細説明、損害や被害の程度及び対応並びに再発防止策と作業員等への周知の実施状況等を記載すること。
- ・公衆損害・事故等の対応については、誠意ある対応をすること。

Check- point!（監督職員）

- ・公衆損害・事故等がなかったか聞き取りし把握する。
- ・公衆損害・事故等の発生に対し、速やかに**連絡**されたか記録する。
- ・建設企画課及び契約課との打合せ結果により、受注者に対し事故報告書を請求すること。

評定	PC62 判断基準
適正	公衆損害・事故等がなかった。 公衆損害・事故等が発生した際は、直ちに適切な対応を行うとともに、速やかに監督職員への連絡が行われた。 監督職員からの請求により事故報告書が提出された。
口頭	公衆損害・事故等の発生に対し適切な処置が講じられたが、監督職員への連絡遅れがあり口頭指導をした。（未確認は無印） 再発防止措置の継続実施に不備があり、監督職員の手頭指導により速やかかつ適切に対応された。
要指導	公衆損害・事故等が発生したにもかかわらず、適切な処置を怠った。 再発防止措置の継続実施に不備があり、改善を求め書面にて指示をした。 公衆損害・事故等が発生したにもかかわらず、報告されなかった。 公衆損害・事故等の処置に誠意が感じられない。
対象外	対象外事例なし。

※重大な工事事務等については、入札参加停止措置が取られます。

第4章 工事の完成

工事完成までの流れについて

検査フロー	注意事項
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事完成</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社内検査</div> </div>	<p>工事完成後、速やかに社内検査を実施する。 (社内検査員は、配置現場代理人、主任(監理)技術者以外が望ましい。) 提出書類は、設計図書に定める時期又は工事完成時までに監督職員へ提出する。(特記第 35 条、第 36 条)</p>
<div style="text-align: center;"> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完了確認 現場・関係書類</div> </div>	<p>監督職員は、提出された出来形及び品質書類等について完了確認を行う。 訂正事項は速やかに訂正させること。また、修補事項があった場合は、期日を定めて修補させる。 (万一、重大な修補事項等が確認された場合は、しかるべき事務手続を執ること。)</p>
<div style="text-align: center;"> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完成届受理</div> </div>	<p>監督職員は完了確認(出来形管理に基づく確認を全数行う)を実施し、その結果が良好であることを確認し完成届を受理する。(特記第 37 条) 工期内受理厳守、完成年月日と提出年月日に記入漏れがないことを確認する。 完成届(様式第 72 号)の提出により工事が完成する。 この時点で、配置技術者の配置専任義務が解かれる。</p>
<div style="text-align: center;"> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査手続</div> </div>	<p>監督職員は、工事完成届受理後に遅滞なく検査の手続を進めること。</p>
<div style="text-align: center;"> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事検査</div> </div>	<p>検査職員は、工事完成届の受理後 14 日以内に完成検査を実施すること。<u>ただし、工事完成日が年度末付近の場合、3 月 31 日(休日を除く)までに検査を完了する必要がある。</u> <u>【参考】地方自治法施行令第 143 条 1 項 4 号 岡崎市会計事務ハンドブックの会計年度 所属区分</u></p>
<div style="text-align: center;"> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査結果通知</div> </div>	<p>完了検査の合格により、工事成果物は引渡しされる。</p>

第 5 章 別添資料集

別添資料1【建退共共済証紙購入の考え方】

①原積算基準では、一般管理費の内訳に退職金が含まれる。退職金制度には、自社の就業規則によるもの、建退共、中退共、特退共がある。

1. 一般管理費の項目及び内容

(3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

抜粋：積算基準及び歩掛表（その1）

建退共は、受注者が、建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて共済証紙を貼り、その労働者が建設業界を辞めたときに（独行）勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が退職金を支払う仕組である。建設現場ごとの対象労働者及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。

受注者に自社退職金制度があり、下請負会社の全てが建退共に参加していない場合、受注者は共済証紙を購入する必要はない。

しかしながら、下請会社がどの退職金共済制度にも参加していない状況であれば、下請会社に建退共制度への加入を促すことは、元請会社の責務であるとされている。（参照：県作成「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」）

なお、被共済者となる労働者は、中退共と重複して建退共制度に参加することはできない。

②的確な把握が困難である場合において、機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とする際には、「就労者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に[対象工事における労働者の建退共制度加入率(%) / 70%] を乗じた値を参考とすること。

<計算例>

総工事費 50,000 千円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が 50% の場合の共済証紙代金の参考値

$$50,000,000 \times 2.9 / 1,000 \times 50 (\%) / 70 (\%) = 103,571 \text{ 円}$$

土 木

総工事費（千円）	1,000 ～9,999	10,000 ～49,999	50,000 ～99,999	100,000 ～499,999	500,000 以上
舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
隧道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
堰堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000

建 築

総工事費（千円）	1,000 ～9,999	10,000 ～49,999	50,000 ～99,999	100,000 ～499,999	500,000 以上
住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000

設 備

総工事費（千円）	1,000 ～9,999	10,000 ～49,999	50,000 ～99,999	100,000 ～499,999	500,000 以上
屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは請負契約額（消費税相当額を含む）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

Q. 共済証紙を買ったら共済証紙が余ってしまいました。どうすればよいでしょうか。

A. 余った場合には、他の工事に使って下さい。

その際、建退共の共済契約者証及び過去の証紙払出状況の分かる資料の確認を求めます。（就労状況に応じて適正枚数を購入、払い出しを行うことが大切です。）

別添資料 2 【建設工事の種類と建設業許可区分】（建設業法第 2 条 1 項の別表）

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		<ul style="list-style-type: none"> ● 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	—
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ● ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ● 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業		<p>イ 足場の組立て 機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置 鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち くい抜き及び場所打 くいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎のない しは準備的工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 <p>—</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事 コンクリートブロック積み（張り）工事	<ul style="list-style-type: none"> 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽工事 水洗便所設備工事 ガス管配管工事 ダクト工事 管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事 レンガ積み（張り）工事 タイル張り工事 築炉工事 スレート張り工事 サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事 閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事 鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	—
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事 建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事 ガラスフィルム工事	—

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事 溶射工事 ライニング工事 布張り仕上工事 鋼構造物塗装工事 路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> ●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事 天井仕上工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上工事 たたみ工事 ふすま工事 家具工事 防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事 運搬機器設置工事 内燃力発電設備工事 集塵機器設置工事 給排気機器設置工事 揚排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 遊技施設設置工事 舞台装置設置工事 サイロ設置工事 立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
熱	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備 冷凍冷蔵設備 動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 ウレタン吹付け断熱工	—
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 ＴＶ電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事 屋上等緑化工事 緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事	—

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工	金属製建具取付け工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール取付け工事 シャッター取付け工事 自動ドア取付け工事 木製建具取付け工事 ふすま工事	—
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗ-設置工事 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 屋外消火栓設置工事 動力消防ポンプ設置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報器設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

● 建設工事にあたらなないと考えられる業務の例示

(1)炭坑の坑道掘削や支保工、(2)街路樹の枝はらい、(3)樹木等の冬囲い、剪定、(4)道路維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除雪業務、路面清掃、(5)建設機械のオペレータ付きリース、建設資材の賃貸、仮設材などの賃貸、(6)委託契約における設備関係の保守点検のみの業務、(7)造林事業、(8)苗木の育成販売、(9)工作物の設計業務、工事施工の監理業務、(10)地質調査、測量調査、(11)建売分譲住宅の販売、(12)水道管凍結時の解凍作業など

出典：国交省 HP 建設業ガイドライン・マニュアル (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

別添資料3【監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等】

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法「技術検定」	1級建設機械施工技士	◎				◎							◎																		
	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	○				○							○																		
	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎	◎	◎				◎										◎		◎	
	2級土木施工管理技士	種別 土 木	○				○	○					○	○	○														○		○
		種別 鋼構造物塗装 薬液注入					○												○												
	1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎	
	2級建築施工管理技士	種別 建 築		○																											○
		種別 軀 体 仕 上 げ			○	○		○	○				○	○	○			○	○	○	○	○		○			○				○
	1級電気工事施工管理技士								◎																						
	2級電気工事施工管理技士								○																						
	1級管工事施工管理技士									◎																					
	2級管工事施工管理技士									○																					
	1級電気通信工事施工管理技士																							◎							
	2級電気通信工事施工管理技士																							○							
1級造園施工管理技士																								◎							
2級造園施工管理技士																								○							
建築士法 「建築士試験」	1級建築士		◎	◎				◎			◎	◎									◎										
	2級建築士		○	○				○			○										○										
	木造建築士			○																											
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理 (建設)	◎				◎			◎				◎	◎										◎						◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術管理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎				◎			◎			◎	◎											◎						◎	
	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	◎				◎																									
	電気電子・総合技術監理 (電気電子)								◎														◎								
	機械・総合技術監理 (機械)																					◎									
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)									◎												◎									
	上下水道・総合技術監理「上下水道」									◎																				◎	
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)									◎																◎					◎
	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	◎				◎									◎																
	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)																								◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	◎				◎																			◎						
	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)										◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)										◎																				◎
	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」 ^{※1} 総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)										◎																				◎

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	消	解	
電気工事士法 「電気工事士試験」	第1種電気工事士								○																						
	第2種電気工事士 実務経験3年 ^{※21}								○																						
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 (1種・2種・3種)	電気主任技術者 実務経験5年 ^{※22}								○																						
	電気通信主任技術者 実務経験5年 ^{※22}																						○								
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者 実務経験1年 ^{※21}									○																					
消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士																													○	
	乙種消防設備士																													○	
職業能力 開発促進法 「技能検定」	建築大工			○																											
	型枠施工			○		○																									
	左官				○																										
	とび・とび土					○																								○※	
	コンクリート圧送施工					○																									
	ウエルポイント施工					○																									
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									○																					
	給排水衛生設備配管									○																					
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																					
	建築板金「ダクト板金作業」						○			○						○															
	タイル張り・タイル張り工										○																				
	築炉・築炉工										○																				
	ブロック建築・ブロック建築工						○				○																				
	石工・石材施工・石積み					○																									
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「鍋造物鉄工作業」）・製罐											○																			
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」）											○																			
	工場板金																○														
	板金（選択科目「建築板金作業」）・ 建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・ 板金工（選択科目「建築板金作業」）						○									○															
	板金・板金工・打ち出し板金															○															
	かわらぶき・スレート施工						○																								
	ガラス施工																	○													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
	建築塗装・建築塗装工																		○												
金属塗装・金属塗装工																		○													
噴霧塗装																		○													
路面表示施工																		○													
量製作・量工																				○											

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	消	解
職業能力 開発促進法 「技能検定」	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施 工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
	熱絶縁施工																					○								
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作 作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									○				
	造園																							○						
	防水施工																			○										
	さく井																									○				
その他	地すべり防止工事 実務経験1年 ^{※2③}					○																			○					
	基礎施工士（基礎ぐい工事）					○																								
	建築設備士 実務経験1年 ^{※2④}								○	○																				
	計装 実務経験1年 ^{※2③}								○	○																				
	解体工事施工技師																													○

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格

○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格

※1：「汚物処理」は昭和57年総理府令第37条による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。

※2：表中の「実務経験」は、次に掲げる時以後 ①免状公布後 ②資格証交付後 ③合格後 ④資格を有することになった後の実務経験年数を言う。

※3：経過措置として、平成33年3月31日までは、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たすものも「解体工事業」の技術者とみなされる。

※4：平成33年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年または登録解体工事講習の受講が必要。

※5：当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要。

（注1）監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者をなり得る。

（注2）主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と併せて、別途2年以上の指導監督的な実務経験を有する者については、指定建設業以外の建設業に関し、監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る。

（注3）職業能力開発促進法の技能検定においては、等級区分が2級である資格は合格後3年間（平成16年4月1日時点で合格していたものについては1年）の実務経験を要する。

出典：国交省中部地方整備局作成「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm>）

別添資料4【交通誘導警備員の資格について】

岡崎市公共工事特記仕様書第31条(交通安全管理)

4 交通誘導警備員

- (1) 受注者は、工事の施工に伴い工事車両の出入口及び交差道路等に対し一般交通の安全な誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という。)を配置しなければならない。また、その配置位置、条件を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事において、やむを得ず工用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、一般交通の安全を確保するため、監督職員の承諾を得て所定の標識その他の安全施設を設け、また、必要に応じて交通誘導警備員を配置しなければならない。
- (3) 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(公安委員会の検定合格者)としなければならない。また、有資格者の合格証明書について、現場で監督職員の確認を受けるものとする。
- (4) 受注者は、有資格者が配置できないやむを得ない理由があるときは、監督職員の承諾を得た上で、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とする事ができる。その場合は、有資格者に代わる交通誘導警備員の経歴書を、監督職員へ提出するものとする。
- (5) 交通誘導警備員の配置は設計図書及び特記仕様書に基づくものとするが、実施段階の配置計画等については、現場条件、施工方法、地元及び警察協議等を十分に勘案の上監督職員と協議し、施工計画書等に記載して提出しなければならない。また、設計条件等の変更に伴い配置計画を変更するときは、監督職員と事前協議を行うものとする。

※愛知県土木工事標準仕様書においては、第1編総則編1-1-39交通安全管理による。

○交通誘導警備 (警備業法)

法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)を実施する。

「交通誘導警備」の検定には1級と2級があり、2級は18歳以上であれば性別・学歴など特に受験資格は問われないが、1級の受験には2級合格後1年以上当該警備業務の実務経験が必要とされる。

○注意

警備員の行う交通整理については、警察官の行う交通誘導等とは性格が異なり、特別な権限を有するものではなく、もちろん実際の信号機と異なる誘導等を行うことはできない。それは、警察官の行為が法令の根拠に基づいて行われる特別なものであるのに対して、警備員の行為は一般私人の行為として行われるため、施設や建築現場等の敷地内であれば私的管理権の範囲内で行われ、道路等の公共の場であれば通行者等道路利用者の協力を得て行われるものとなることから、両者の交通整理の性質は根本的に異なるものと言える。

○警備員に対する教育制度について

警備業者の警備員に対する教育及び指導、監督は、警備業者の遵守すべき義務のうち、最も重要なものであり、警備業者は、警備業法14条第2項の規定に基づいて雇用している警備員に対して、一定の警備員教育を実施しなければならない。

警備員を新たに採用した場合には、実際の現場へ配置する前に新任教育(15時間以上の基本教育と15時間以上の業務別教育(交通誘導警備))を実施しなければならないが、既に雇用している現任警備員に対しては、教育期(4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間)ごとに現任教育(基本教育3時間以上と業務別教育(交通誘導警備)5時間)を実施しなければならないものであり、その教育事項、教育時間の詳細については警備業法施行規則第38条に定められている。

このように警備業が法律によって教育事項や教育時間等を定められているのは、他人の需要に応じて、その生命、身体、財産等を守ることを主な業務内容とする特殊性と、さらには、国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を果たしているからであると言える。

別添資料 5【特定建設作業について】

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）により、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業は、「特定建設作業」として指定され、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、受注者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について、市長による勧告などが行われる。

- 1 騒音規制法、振動規制法及び県条例による規制の対象となる地域
岡崎市全域

2 届出方法

受注者は、特定建設作業を開始する7日前までに、必要書類を2部作成し、岡崎市環境保全課に届出を行うこと。

必要書類は次のとおり

- (1) 特定建設作業実施届出書（両面刷り1枚）
- (2) 作業場所付近の見取図（作業場所付近の周囲80mを含む範囲のもので、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園があればその位置が示されているもの）
- (3) 作業全体の工程表（作業期間及び作業日を明記したもの）

3 規制対象建設作業（○は全て対象、×は対象外）※当該作業が、その作業を開始した日に終わるものは除く。

騒音				
区分	番号	騒音規制法	番号	県条例
くい打機を使用する作業	①	もんけん ^{注1)} 及びアースオーガーと併用する作業を除く	①	騒音規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	圧入式くい打くい抜機を除く ^{注1)}	①	騒音規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 ^{注3)}	②	○	②	○
空気圧縮機を使用する作業	④	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限り ・さく岩機の動力として使用する作業を除く	④	騒音規制法の条件と同じ
コンクリートプラントを設けて行う作業	⑤	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限り ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く	⑤	騒音規制法の条件と同じ
(A) バックホウを使用する作業 ^{注5)}	⑥	原動機の定格出力が80kW以上のものに限り	⑨	○
(B) トラクターショベルを使用する作業 ^{注5)}	⑦	原動機の定格出力が70kW以上のものに限り	⑨	○
(C) ブルドーザーを使用する作業 ^{注5)}	⑧	原動機の定格出力が40kW以上のものに限り	⑨	○
(D) パワーショベル、スクレイバを使用する作業	-	×	⑨	○
上記(A)(B)(C)(D)以外で、これらに類する機械を用いる作業	-	×	⑨	最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限り
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	-	×	⑦	○
コンクリートカッターを使用する作業 ^{注4)}	-	×	⑧	○
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	-	×	⑩	○

振動				
区分	番号	振動規制法	番号	県条例
くい打機を使用する作業	①	もんけん及び圧入式くい打機を除く ^{注1)注2)}	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	振動規制法の条件と同じ
ブレーカーを使用する作業 ^{注3)}	④	手持式のものを除く	④	振動規制法の条件と同じ

※市発注工事で使用する機会が少ない、「びょう打機を使用する作業」、「さく岩機を使用する作業」、「アスファルトプラントを設けて行う作業」、「鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬若しくは鉄球を使用して解体又は破壊する作業」、「鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業」、「舗装版破砕機を使用する作業」は省略した。詳しくは、環境保全課作成の「建設作業騒音・振動の規制のあらまし」を参照すること。

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等がある。人力により錘を持上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る

注5) 当該作業に使用する機械が、騒音規制法の規制対象外であっても、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

4 規制基準

規制の種別	地域の区分			基準	
	1	2	3	騒音 85dB	振動 75dB
作業時間		1		午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
		2		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間		1		10時間を超えないこと	
		2		14時間を超えないこと	
作業期間	1	2	3	連続6日を超えないこと	
	1	2	3	日曜日その他の休日でないこと	
	1	2	3		

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

- 2地域：工業地域（1地域のイの区域を除く。）
3地域：工業専用地域（1地域のイの区域を除く。）

5 建設工事に関する注意事項

- (1) 建設工事の実施に当たっては建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・低振動の機械や工法を採用してください。
- (2) 建設工事現場の周辺住民に対し、工事前に工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対策、被害対策などの説明を行い、理解を得るよう努めてください。
- (3) 建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠意を持って速やかに対応してください。
- (4) 騒音・振動以外に粉じんなどが飛散する恐れがある場合は、その飛散を防止するため、散水や覆いなどを随時行ってください。

出典：環境保全課「建設作業騒音・振動の規制のあらまし」

関連サイト：環境保全課「特定建設作業実施届出書」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/business/eigyo/1005614/1005644.html>

6 参考

(1) 夜間休日の特定建設作業について

夜間休日など、基本的にバックホウで掘削するなどの特定建設作業を行ってはならない。

平成 12.3.28 環境庁告示 16 号「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」抜粋（なお、県条例施行規則別表第 21 においても同様のただし書きがある）に該当する場合、現場代理人又は配置技術者は、監督職員及び環境保全課環境保全係と事前に打合せを行うこと。

ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

別添資料7【建設発生土の利用について】

1. 建設発生土の利用のお願い

建設発生土情報を基に、建設発生土の工事間流用を図ることで、発生土の適正な再生利用を図られたい。

監督職員は、建設発生土について設計時、施工時などの適宜において、担当する工事の建設残土情報システムへ入力し有効利用できるか随時確認を行う。

残土情報システムの使用方法、設定方法は建設企画課ファイル管理に保存されている。

また、搬出・搬入数量の大小に関わらず、情報を必ず登録すること。

ファイル管理＞建設企画課＞105 建設発生土の有効利用

参考URL：国土交通省「発生土利用基準」

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyuu/hasseido.html>

2. 残土処分地の確認について

(1) 処分地の地番

監督職員は、受注者が工事で発生する土砂を民地へ搬入する場合は、その処分地を把握するため、施工計画書に含めて提出される建設発生土受入地の関連法令に基づく許可証や当該土地所有者又は管理者の同意書面の写しなどに、処分地の住所を地番まで明示するよう指導してください。

例) 岡崎市〇〇町字××36-6、37-1、37-2 (他何筆という記載はしないこと)

参考【特記第 34 条】

3 計画書等の提出

受注者は、次の(1)から(7)の計画書等を、施工計画書の第2項(3)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法に含めて監督職員へ提出しなければならない。また、工事完成時に(1)、(2)の各実施書を監督職員へ提出しなければならない。

(1) COBRIS で作成した再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS 打出様式1)

(2) COBRIS で作成した再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS 打出様式2)

(3) 建設発生土受入地(民間受入地の場合に限る。(7)号も同じ。)の関係法令に基づく許可証の写し

(4) 収集運搬、処理業者の許可証の写し

(5) 廃棄物処理委託契約書の写し

(6) 運搬ルート図

(7) 建設発生土受入地の位置図：縮尺 2500 分の 1 程度(受入地を特定できるもの。)

4～7 略

8 工事で発生する土砂を私有地の造成工事等で使用する場合は、必ず**書面により当該土地所有者又は管理者の同意を得なければならない**。なお、工事完成後も受注者が所有する土地に当該発生土を貯留する場合は、その処理について受注者が全ての責任を負うものとする。

※ 農地を埋立て、盛土をする場合は、事前に当該地域の農業委員会へ相談し、必要な法

的手続を行うこと。

9 受注者は、建設発生土が搬出される工事については、完成時に様式第 69 号「建設発生土搬出集計表」を提出しなければならない。

(2) 許可書の確認

農地転用や保安林等の許可書の内容を必ず確認してください。また、内容について判断しかねる場合は、必ず許可権者へ確認してください。

(3) 保安林の確認

許可書の有無に関わらず、処分地の保安林該当の有無について必ず確認してください。なお、確認については以下の照会先で行ってください。また、保安林照会を行うに当たり、処分地の地番まで必要となります。(保安林の指定は筆で行うため。)

照会先：西三河農林水産事務所林務課

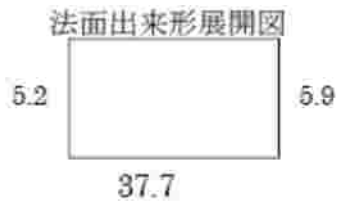
(4) その他法条件等の確認

許可書の提出がない法条件等の該当有無について、必要に応じて受注者への確認等を行ってください。

別添資料 10【出来形測定時の注意事項】

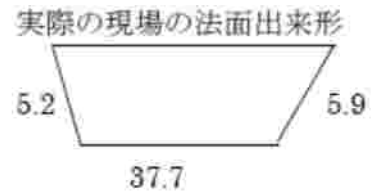
1) 舗装面積、法面整形等の展開図においては、出来形数値が実際の面積より大きくなるような計算とならないよう注意すること。

【例】

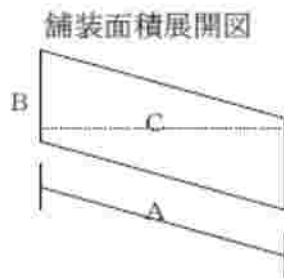


$$(5.2 + 5.9) \div 2 \times 37.7$$

計算式が正しいとすると、展開図の記載が不適切



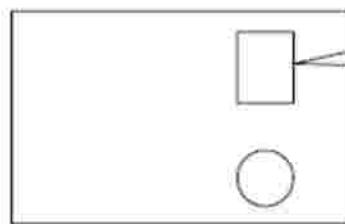
現場の面積は、左の計算式から得られる値と異なる



A × B は間違い
C × B が正しい
平行四辺形でなければ、ヘロンの公式で求める

2) 舗装面積控除部分の根拠となる寸法等を示すこと。

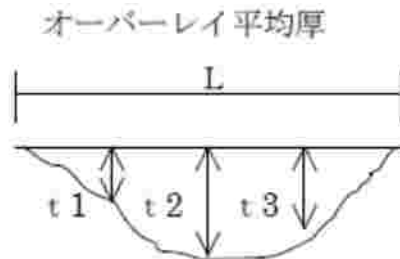
【例】



この控除部分が〇〇㎡という表示だけでは不十分
〇〇㎡の根拠となる寸法を示すこと

3) オーバーレイ平均厚の計算に不適切な部分が多々あるので、注意すること。

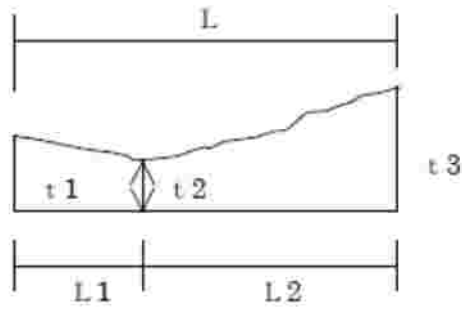
【例】



平均厚の計算で、
(t1 + t2 + t3) / 3 は間違い
4スパンの側点が等間隔の場合、
(t1 + t2 + t3) / 4 が正しい
断面積は
(t1 + t2 + t3) L / 4 となる

4) 舗装工事で、すき取り土量の計算に不適切な部分が多々あるので、注意すること。

【例】 すき取り土量

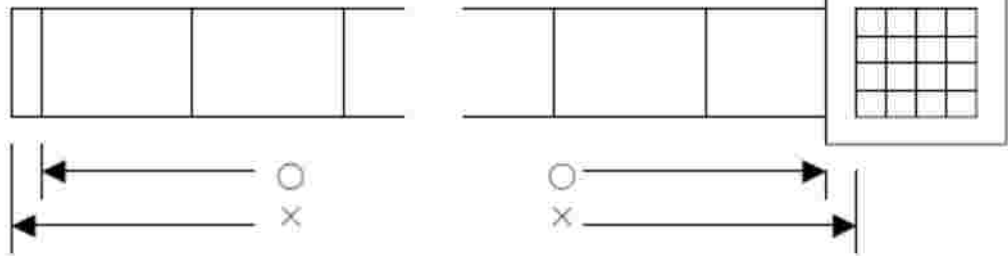


すき取り土量断面積の計算で、
 $(t1 + t2 + t3) L / 3$ は間違い
 $(t1 + t2) L1 / 2$
 $+ (t2 + t3) L2 / 2$ が正しい
 $L1 = L2$ の場合
 $(t1 + 2 \times t2 + t3) L / 4$ となる

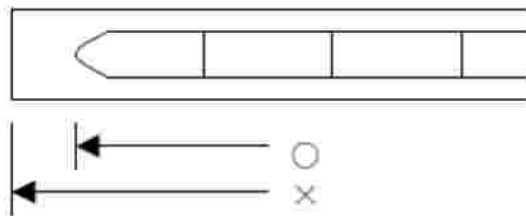
5) 側溝等の延長管理は適切な位置で管理すること。(延長はセンター管理)

【例】

側溝等延長管理



歩車道境界ブロック延長管理



別添資料 11【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の留意事項】

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の留意事項 （廃掃法第十二条の三「産業廃棄物処理票」）

（平成 13 年 4 月 1 日から施行された変更事項）

- ① 排出事業者は、最終処分（再生含む）予定場所をマニフェストに記載しなければならない。
（廃掃法第十二条の三第 1 項、同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）
- ② 中間処理業者、最終処分業者、再生業者は、最終処分が終了した情報を、処分を委託した者にマニフェストにより通知しなければならない。（廃掃法第十二条の三第 2 項、同法施行規則第八条の二十五の二「処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付」）
- ③ 排出事業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務付けられました。180 日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を確認し、行政に報告するなど必要な措置を講ずる必要がある。（廃掃法第十二条の三第 3 項、同法施行規則第八条の二十五の二「処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付」）
- ④ 不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載等があれば、措置命令の対象となります。また、罰則を受けることがあります。（廃掃法第十二条の三第 7 項、同法施行規則第八条の二十九「管理票交付者が講ずべき措置」）

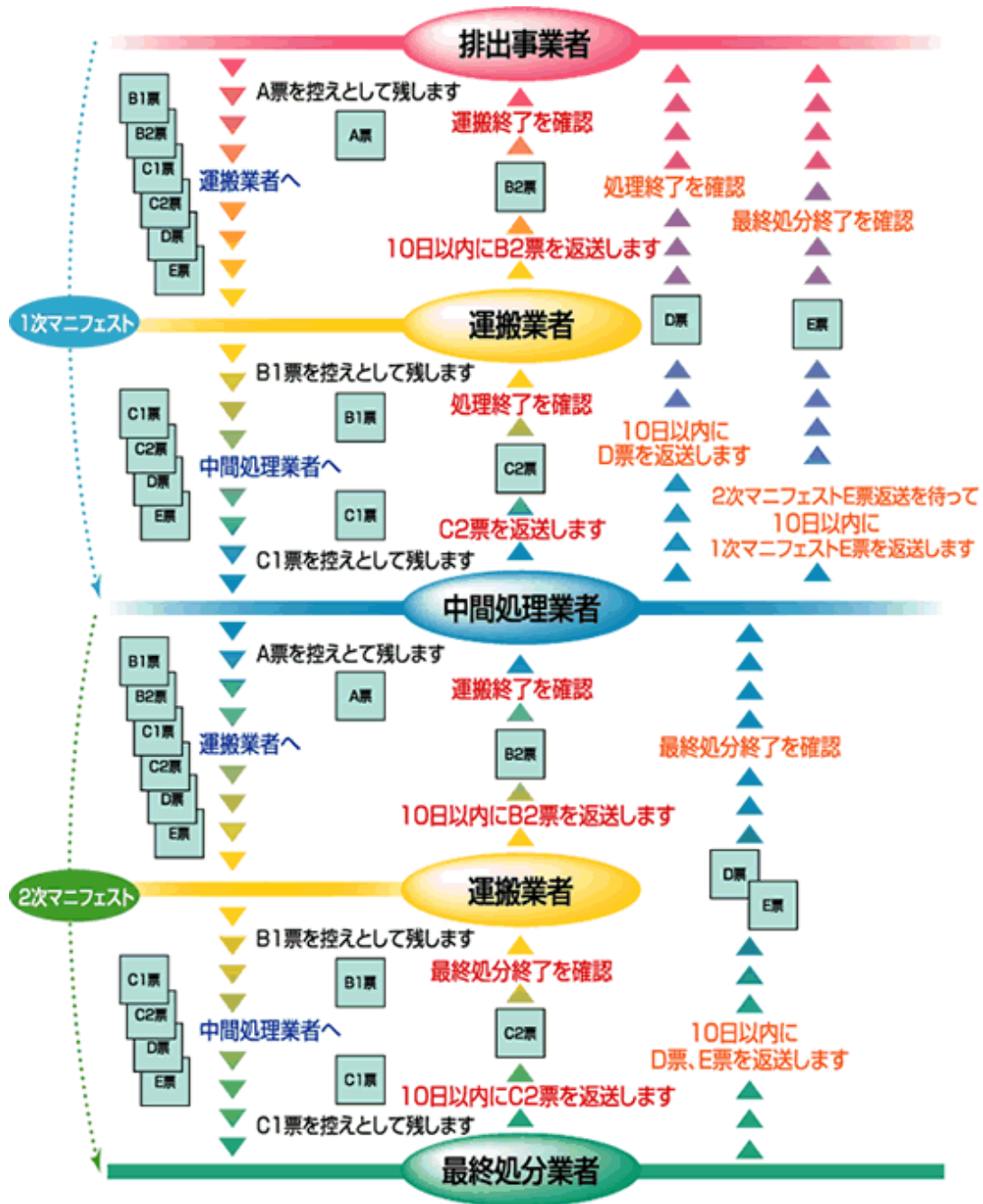
交付手続

- ・ 運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となりますが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを 1 回の引渡しとしてマニフェストを交付して差し支えない。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 廃棄物が 1 台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとにマニフェストを交付すること。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 整理番号は排出事業者が必要に応じて伝票管理のために任意の番号を記入すること。
- ・ 交付担当者欄は、排出事業者の氏名、名称ではなく、実際にマニフェストの交付を担当した者の氏名を記載すること。（同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）
- ・ 排出事業者は、B 1（収集運搬業者 2 社の場合）、B 2、D、E 票が返送されてきたとき、それぞれ A 票と照合した上で日付を記入し、確認者の検印又はサインをすること。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 収集運搬車両番号、車種欄（4 t 車、10 t 車等）の記載忘れに注意すること。
- ・ 車番の記入欄のないものは、備考欄に記入すること。
- ・ 過積載に注意すること。
- ・ A 票には必ず数量を記入し、その他、形状・荷姿・処分先業者名・積替え保管の有無・中間処理方法等必要事項を記載すること。（同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）
- ・ 収集運搬業者から A 票を必ず受け取ること。（収集運搬業者が運転者氏名記入後）・ 収集運搬業者から運搬終了日が記載されていないマニフェストが戻ってきた場合は、記載するよう指導すること。
- ・ 収集運搬業者は B 1 票を自ら保管し、運搬終了後 10 日以内の B 2 票の返送を確認すること。（廃掃法第十二条の三第 2 項、施行規則第八条の二十三「運搬受託者の管理票交付者への送付期限」）
- ・ 確認は直ちに、確実に行うこと。（遅すぎないように、また処理日より前の日付を入れないように、収集運搬業者 1 社に委託した場合に B 1 の確認をしないように等）
- ・ C 1 票が排出事業者に戻ることは不自然であることを認識してください。
- ・ 伝票交付後 90 日を過ぎても D 票が返送されない場合、伝票交付後 180 日を過ぎても E 票が返送されない場合は、当該委託に係る処分等の状況を把握し、行政に報告するなど適切な処置を講ずること。排出事業者は返送されてきた B 1（収集運搬業者 2 社の場合）、B 2、D、E 票を 5 年間保存すること。（廃掃法第十二条の三第 7 項、同法施行規則第八条の二十六「管理票の保存期間」、同法施行規則第八条の二十八「管理票の写しの送付を受けるまでの期間」、同法施行規則第八条の三十「運搬受託者の管理票等の保存期間」）

処理体制の確立のために

■ マニフェスト

マニフェストの流れ



※注 1 排出事業者＝受注者

※注 2 排出事業者が収集運搬及び処分の許可業者であり、自ら行う場合のマニフェストは、不要である。ただし、特記仕様書の様式と処分伝票は必要である。

別添資料 12【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について】

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について

(平成 11 年 11 月 10 日厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長)

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株等」という。）は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知（以下「課長通知」という。）の記第 1 の 1 でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材として利用する場合については、次の「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

「根株等の利用について」

1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

(1) 自然還元利用等

工事現場内（当該工事個所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。）での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

①自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態で自然還元利用する場合。（必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする）

②建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における侵食防止としての利用並びにチップ化することによる法面侵食防止材、マルチング^{※1}及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

(2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

2 根株等を製材用材として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほだ木^{※2}、薪炭用材、パルプ用材などである。

※1：植物の根まわりに敷きわらをして、土を肥沃にしたり、根を保護したり、雑草を抑制したりすること。稲ワラの他に黒いビニールシートや稲のモミ殻が良く使われる。

※2：一般に椎茸栽培に使用される木材、または栽培に使われた廃材のこと。クヌギ、コナラが多い。

別添資料 13【現場で発生したコンクリート取壊し材の処理について】

現場で発生したコンクリート取り壊し材の処理について

(平成 11 年 8 月 11 日 県土木部技術管理監通知)

- 1 原則は再資源化施設へ搬出するものとする。
- 2 河川工事において取り壊したコンクリートが、同一現場内において新たに設置する構造物に再利用されると判断される場合は、次の全ての条件を満たす場合に限り、再使用できるものとする。
 - ①多自然型川づくりのための籠工（籠マット、蛇籠、フトン籠）であり、飛散防止、流下防止の措置をした構造物であること。
 - ②5cm～40cm に破砕したものであること。
 - ③特記仕様書に使用基準を明記すること。（例：籠マットの中詰材は現場で取り壊したコンクリート材を 5 cm～40 cm に破砕し、監督員の立会をうけたうえ使用すること。）
- 3 上記により難しい場合については、個別に関係機関と協議すること。

別添資料 14【作業主任者、作業指揮者の選任を必要とする業務】

表 1. 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	高圧室内作業主任者免許を受けた者	高圧則第10条
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属溶接、溶断若しくは加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	安衛則第314条 316条
林業架線作業主任者	機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業（両設備とも、原動機の定格出力7.5kWを超え、支間の斜距離合計が350m以上、最大使用荷重200kg以上のいずれかに該当するものに限る）	林業架線作業主任者免許を受けた者	安衛則513条、 514条
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者免許を受けた者	安衛令第6条第5号
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限る。携帯用は除く）を5台以上（自動送材式帯のこ盤が含まれる場合は3台以上）を有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習修了者	安衛則129条、 130条
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了者	安衛則第321条の3、 321条の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さ又は深さが2m以上となる地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者技能講習修了者	安衛則359条 360条
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取付け又は取はずしの作業	土止め支保工作業主任者技能講習修了者	安衛則374条 375条
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者	安衛則第383条の2、 383条の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者	安衛則第383条の4、 383条の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者技能講習修了者	安衛則第403条 404条
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	型わく支保工組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第246条 247条

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
足場の組立て等作業主任者	吊り足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第565条 566条
建築物等の鉄骨等の組立て等作業主任者	建築物の骨組又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る）の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の4、517条の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る）の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の8、517条の9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業	木造建築物の組立等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の12、安衛則第517条の13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の17 安衛則第517条の18
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る）の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の22、517条の23
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（小型圧力容器及び特定の内容積の容器を除く）の取扱い作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	ボイラー則62条、63条
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等を製造し又は取扱う作業	特定化学物質等作業主任者技能講習修了者	特化則27条、28条
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	第一種及び第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者	酸欠則第11条
有機溶剤作業主任者	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の場所等で有機溶剤を製造し又は取り扱う業務で、労働省令で定める作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了者	有機則19条、19条の2
石綿作業主任者	石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物等を取扱う作業	石綿作業主任者技能講習修了者	石綿則19条、20条

注) 建設工事に関連の薄い、ボイラー取扱作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者は、この表から除く。

参考URL：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」作業主任者

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo34_1.html

表2. 作業指揮者の選任を必要とする業務

選任配置すべき者	業務内容	規則条文
車両系建設機械等修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取はずしの作業	安衛則第165条
杭打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	杭打機、杭抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	安衛則第190条
コンクリート圧送用配管等の組立て作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	安衛則第171条の3
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類、能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	安衛則第194条の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取はずしの作業	安衛則第194条の18
建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	ク則第191条
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役機械を用いて行う作業（運搬経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則第151条の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取はずし作業	安衛則第151条の15
不整地運搬車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	安衛則第151条の48
構内運搬車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	安衛則第151条の62
貨物自動車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	安衛則第151条の70
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	ク則第33条
移動式クレーンのジブの組立て等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	ク則第75条の2
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	ク則第118条
エレベータ組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベータの昇降路塔若しくはガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	ク則第153条
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く）	安衛則第529条
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則第389条の3
停電・活線作業	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	安衛則第350条
危険物の取扱い作業	危険物等の取扱い作業	安衛則第257条

注）建設機械施工に関連の深いもののみ掲載

表 3. 就業制限を必要とする危険・有害業務

業務内容		資格要件	規則条文
クレーンの運転	吊り上げ荷重が5 t 以上	クレーン運転士	安衛令第20条 ク則第22条
床上操作式クレーンの運転	吊り上げ荷重が5 t 以上	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	安衛令第20条 ク則第22条
移動式クレーンの運転	吊り上げ荷重が5 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	移動式クレーン運転士 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条 ク則第68条
	吊り上げ荷重が1 t 以上5 t 未満	移動式クレーン運転士・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条 ク則第108条
デリックの運転	吊り上げ荷重が5 t 以上	デリック運転士	安衛令第20条
車両系建設機械の運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体重量3 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士 (二級の第1種又は第2種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士 (第1種, 第2種又は第3種) 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者・その他 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
車両系建設機械の運転 (基礎工事用)	機体重量3 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士 (二級の第6種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士 (第6種) 車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習修了者・その他 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
車両系建設機械の運転 (解体用)	機体重量3 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士 (二級の第2種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士 (第2種) 車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習修了者・その他 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
ショベルローダの運転	最大荷重が1 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	ショベルローダ等運転技能講習修了者 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
不整地運搬車の運転	最積載量が1 t 以上 (道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士 (二級の第1種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士 (第1種) 車両系建設機械 (不整地運搬車) 運転技能講習修了者・その他 (道路上の走行運転は, 道路交通法による免許必要)	安衛令第20条

業務内容		資格要件	規則条文
高所作業車の運転	作業床の高さが10m以上	高所作業車運転技能講習修了者 (道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
玉掛け作業	吊り上げ荷重が1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け作業	玉掛け技能講習修了者 その他	安衛令第20条 ク則第221条
フォークリフトの運転	最大荷重1 t 以上のフォークリフトの運転	フォークリフト運転技能講習修了者	安衛令第20条
ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断の作業	ガス溶接作業主任者の免許又はガス溶接作業技能講習修了者	安衛令第20条

表 4. 特別教育を必要とする危険・有害業務

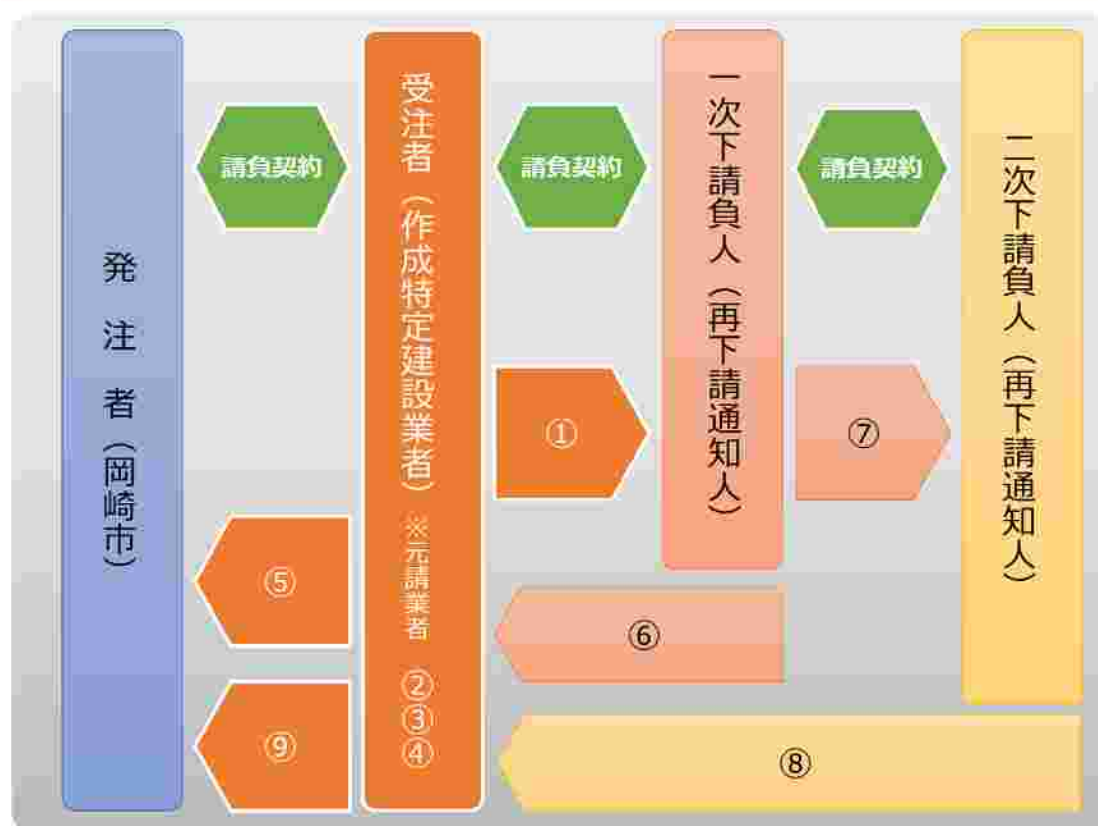
業務内容	要件	規則条文
クレーン・デリックの運転	1. 吊り上げ荷重が5 t未満のクレーン・デリックの運転 2. 吊り上げ荷重が5 t以上の誇線テルハの運転	特別教育修了者 安衛則第36条(15)(17) ク則第21、107条
移動式クレーンの運転	吊り上げ荷重が1 t未満の移動式クレーンの運転	特別教育修了者 安衛則第36条(16) ク則第67条
建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条(18) ク則第183条
車両系建設機械（整地・運搬・積み込み及び掘削用）の運転	機体重量3 t未満のもので、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く。	特別教育修了者 安衛則第36条(9)
車両系建設機械（基礎工事用）の運転	同上	特別教育修了者 安衛則第36条(9)
基礎工事用建設機械の運転	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条(9-2)
車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く）	特別教育修了者 安衛則第36条(9-3)
車両系建設機械（締固め用）の運転	ローラ運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者 安衛則第36条(10)
車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者 安衛則第36条(10-2)
車両系建設機械（解体用）の運転	機体重量3 t未満のもので、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く。	特別教育修了者 安衛則第36条(9)
ボーリングマシンの運転	ボーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条(10-3)
高所作業車の運転	作業床の高さが10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者 安衛則第36条(10-4)
フォークリフトの運転	最大荷重1 t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者 安衛則第36条(5)
不整地運搬車の運転	最大積載量が1 t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者 安衛則第36条(5-3)
ショベルローダ等の運転	最大荷重が1 t未満のショベルローダ又はフォークローダの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者 安衛則第36条(5-3)
軌道動力車の運転	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条(13)
圧縮機の操作	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者 安衛則第36条 高圧則第11条

玉掛け作業	制限荷重が1t未満の揚貨装置、吊り上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育修了者	安衛則第36条(19) ク則第222条
ゴンドラの操作	ゴンドラの操作	特別教育修了者	安衛則第36条(20) ゴ則第12条
巻上げ機の運転	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転	特別教育修了者	安衛則第36条(11)
アーク溶接	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	特別教育修了者	安衛則第36条(3)
ジャッキ式吊り上げ装置	ジャッキ式吊り上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者	安衛則第36条(10-4)
研削砥石取替え試運転作業	研削砥石の取替え又は取替え時の試運転	特別教育修了者	安衛則第36条(1)
電気取扱者(高圧又は低圧)	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育修了者	安衛則第36条(4)
酸素欠乏危険作業 者	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則第36条(26) 酸欠則第12条
エックス線等透過 写真撮影	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	特別教育修了者	安衛則第36条
石綿取扱い業務	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則第36条(37) 石綿則第27条

施工体制台帳の作成と提出について

平成 27 年 4 月 1 日より、元請業者である受注者は、岡崎市から直接請負った公共工事を施工するために、下請業者と下請負契約した場合に、施工体制台帳を作成することが義務付けられたことから、適正に対応するようお願いします。

施工体制台帳の作成と提出の手順について



一次下請締結後

受注者（作成特定建設業者）（以下『元請業者』という）は遅滞なく、一次下請負人に対して、①施工体制台帳作成工事である旨の通知（参考様式第 105-2 号）を行うとともに、補助看板に②その旨が記載された書面（参考様式第 105-3 号）を掲示し、③施工体制台帳（参考様式第 105 号）及び添付書類、④施工体系図を整備します。

元請業者は、⑤工事打合簿に施工体系図の写し、施工体制台帳の写し、作業員名簿（下請含む）を添付して、発注者の監督職員に提出します。

二次下請締結後

一次下請負人は、⑥再下請負通知書（参考様式第 105-1 号）と下請負契約書写しと作業員名簿を、元請業者に提出するとともに、二次下請負人に⑦施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

元請業者は一次下請負人より提出された⑥再下請通知書と下請負契約書写しと作業員名簿を添付する方法により、③施工体制台帳及び④施工体系図を整備します。

元請業者は、⑨工事打合簿に施工体系図と再下請通知書（二次）写しと作業員名簿を添付して、発注者の監督職員に提出します。

三次下請締結があった場合

二次下請負人は、⑧再下請負通知書（参考様式第 105-1 号）と下請負契約書写しと作業員名簿を元請業者に提出する（一次下請負人を經由して提出することもできる）とともに、三次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

元請業者は、二次下請負人より提出された⑧再下請通知書と下請負契約書写しと作業員名簿を添付する方法により、③施工体制台帳及び④施工体系図を整備します。

元請業者は、⑨工事打合簿に施工体系図と再下請通知書（三次）写しと作業員名簿を添付して、発注者の監督職員に提出します。

添付書類について

手順③の添付書類は次のとおりです。

1. 発注者（岡崎市）と、受注者（作成特定建設業者）の請負契約書の写し
2. 受注者と一次下請負人が請負った建設工事の請負契約書の写し
※ 契約書の代わりに、「注文書・請書+基本契約約款」又は「注文書・請書+基本契約の締結が確認できる書面」も可能です。
3. 主任技術者 又は 監理技術者 の資格を証する書面の写し（資格者証等）
4. 主任技術者 又は 監理技術者 の雇用を証する書面の写し（保険証等）
5. 専門技術者 の資格と雇用を証する書面の写し（置いた場合に限る）

施工体制台帳又は再下請通知書の内容に変更があったときは

すみやかに変更があった年月日を付記し、変更後の施工体制台帳等を追加し、施工体系図を修正及び掲示します。

工事打合簿に、変更した施工体制台帳等を添付して、監督職員に提出します。

施工体制台帳の整理について

各書面にインデックスを付け、次の順を参考に整理することを推奨します。

- 元請業者作成成分
 - ・表紙
 - ・一次下請負者の施工体制台帳
 - ・市⇔元請の契約書の写し
 - ・元請業者⇔下請負者の契約書の写し
 - ・元請業者の主任・監理技術者資格を証する書面
 - ・元請業者の主任・監理技術者の雇用を証する書面
 - ・作業員名簿
- 一次下請負人作成成分
 - ・二次下請負者の再下請通知書
 - ・一次下請負者⇔二次下請負者の契約書の写し
 - ・作業員名簿
- 二次下請負人作成成分
 - ・三次下請負者の再下請通知書
 - ・二次下請負者⇔三次下請負者の契約書の写し
 - ・作業員名簿

請負契約書について

●契約書について

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要項目を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名して相互に交付しなければなりません。

契約書は建設業法で定められている **14** 項目を満たしていなければなりません。(詳しくは建設業法第 19 条参照)

●注文書・請書について

建設業法では、契約書を作成することとされていますが、注文書及び請書の形態により請負契約を締結する場合は、次の方法でも可能です。



※ 注文書及び請書には、「個別記載事項以外の事項について基本契約書又は基本契約約款の定めによるべきこと」が明記されている必要があります。

契約書に記載しておかねばならない重要事項 14項目

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払いの定めをするときは、その支払いの時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更・工事着手の延期・工事の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格の変更若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

※建設リサイクル法対象工事の場合は、さらに次の4項目を書面で記載する必要があります。

- ① 分別解体の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化するための施設の名用及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

参考様式およびダウンロード先について

参考様式は、岡崎市施工体制点検様式集に記載されています。(H27.4月以降)

- ・施工体制台帳（参考様式第 105 号）
- ・再下請負通知書（参考様式第 105-1 号）
- ・施工体制台帳作成工事である旨の通知（参考様式第 105-2 号）
- ・施工体制台帳作成工事である旨の通知（参考様式第 105-3 号）※掲示用
- ・作業員名簿（参考様式第 110 号）

様式は、岡崎市ホームページからダウンロードできます。

岡崎市HP>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報

公共工事の技術関連情報>土木建設部建設企画課工事検査係>要領・様式等

※ 本資料は、平成 26 年 12 月 25 日国土建第 200 号「施工体制台帳の作成等についての改正について」を参考に、岡崎市発注の建設工事受注者向けへの参考として作成しました。

岡崎市 土木建設部 建設企画課 工事検査係

電話 0564-23-6635

メールアドレス kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp

別添資料 16【主任(監理)技術者等の兼務に係る取扱いについて(通知)】

7 建企第 9 号
令和 7 年 4 月 23 日

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内 田 康 宏

主任(監理)技術者等の兼務に係る取扱いについて(通知)

建設業法等改正法のうち、監理技術者等の専任義務に係る合理化に関する一部規定が施行されました。

つきましては、主任(監理)技術者等の兼務に係る取扱いについて、下記のとおりとしましたので通知します。なお、本通知に伴い令和 4 年 12 月 13 日付け 4 建企第 287 号「専任の主任技術者の兼務に係る取扱いについて(通知)」の一部改正について(通知)及び令和 3 年 3 月 19 日付け 2 契第 1733 号「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて(通知)」は廃止します。

記

主任(監理)技術者等を兼務できる工事は、国、愛知県及び岡崎市の発注する公共工事とする。ただし、国、愛知県の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとし、次の 1 から 5 のいずれかに該当するものとする。また、合算による諸経費の調整を行う工事は、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも主任(監理)技術者を兼務できる。

1 主任技術者の兼務

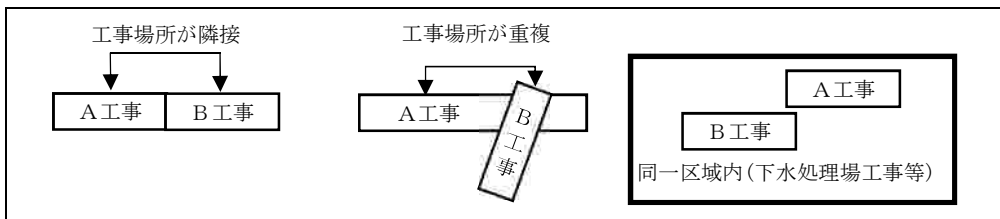
公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。(建設業法施行令 第 27 条第 2 項参照) ※この規定は専任の監理技術者には適用されない。

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、**密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる**（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

(1) 上記、マニュアルの当面の取り扱いを以下のとおりとする。

「密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」の例



「工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

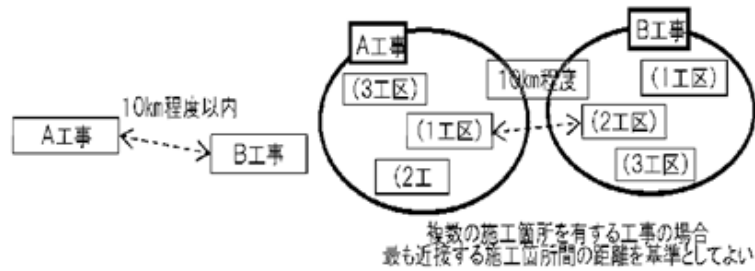
- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・国道、県道、市道における同種・類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事等

※（発注者、受注者の双方が調整する場合を含む）

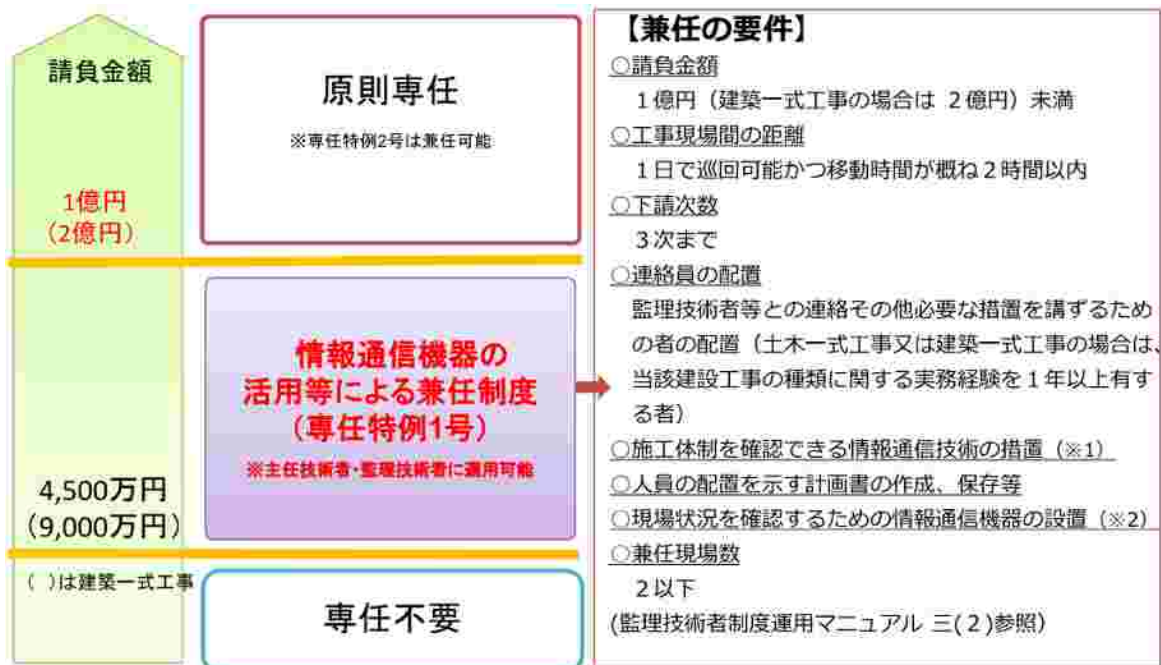
なお、もう一つの要件である**「工事現場の相互の間隔が10km程度」**の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。（極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には通用しないものとする。）



(2) 上記、当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は**原則 2 件まで**とする。

2 主任（監理）技術者の兼務（専任特例 1 号）

専任特例 1 号は、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務でき、具体的な要件等は以下のとおり。（建設業法 第 26 条第 3 項第 1 号、同法施行令 第 28 条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

① **専任特例1号**については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1) 各建設工事の**請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）**であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

2) 建設工事の**工事現場間の距離**が、同一の主任技術者又は監理技術者がその**一日の勤務時間内に巡回可能**なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の**移動時間がおおむね2時間以内**であること。（規則第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は**片道に要する時間**であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が3を超えていない**こと。（規則第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との**連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いている**こと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の**連絡員は、当該建設工と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者**を当該工事現場に置くこと。（規則第十七条の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、**同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能**である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の**施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置**を講じていること。（規則第十七条の二第一項第四号）なお、**情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの**とし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した**人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置く**こと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。（規則第十七条の二第一項第五号、第二項）

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。(規則第十七条の三)なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

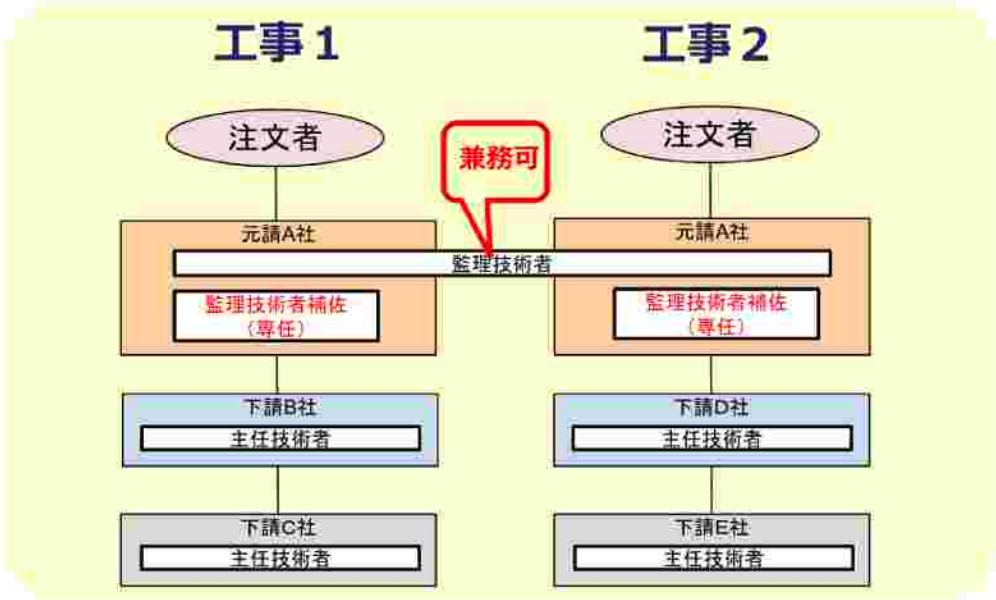
8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。(令第三十条)なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)~7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

3 監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置）（専任特例2号）

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が認められる。この場合、監理技術者が兼務できるのは2現場までである。また、兼務できる工事現場の条件は、市内で相互の間隔（直線で結んだ距離）が10Km程度以内とする。なお、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者である。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、監理技術者の資格を有する者に限る。

- ・ 1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
- ・ 監理技術者の資格を有する者
（建設業法 第26条第3項第2号、同法施行令 第28条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

② **専任特例2号**については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、**当該工事現場ごとに監理技術者補佐（一（2）③参照）を専任**で置かなければならない（法第二十六条第三項第二号）。

なお、**監理技術者が兼務できる工事現場数は2**とされている（法第二十六条第四項、令第三十条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

- (1) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（専任特例2号）は、以下の①～⑦の要件を全て満たさなければならない。
- ① 建設業法第26条第3項第2項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は、契約課にあらかじめ提出された「技術職員名簿」に開札日の前日（総合評価方式による入札の場合は参加申込期間の最終日）までに登載されていること。（一級施工管理技士補の資格を技術職員名簿に登載する必要はない。）
 - ④ 同一の監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
 - ⑤ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑥ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 当該工事の監理技術者が専任特例2号を適用して兼務する事となる場合、⑤～⑦について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。
- (3) 当該工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

4 監理（主任）技術者が複数の工事を同一の工事として管理

<「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)>

④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が**同一の建築物又は連続する工作物**である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら**複数の工事を一の工事とみなして**、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

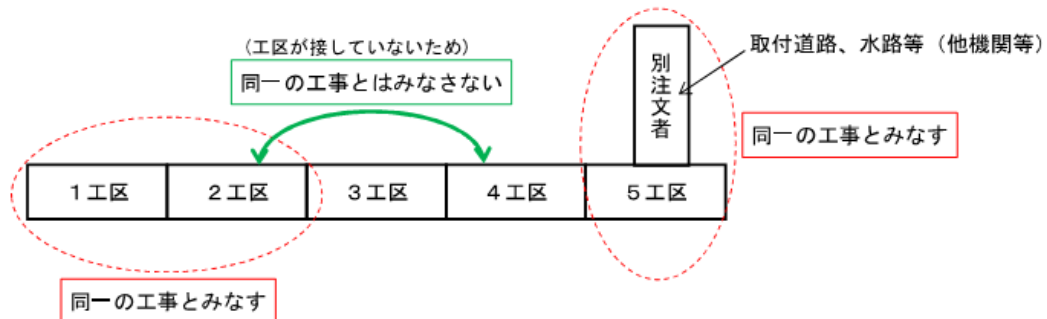
（専任特例の場合を除く。）なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

※補足 令和4年12月23日国不建第457号の監理技術者制度運用マニュアル改正にて、随意契約以外も対象となった項目

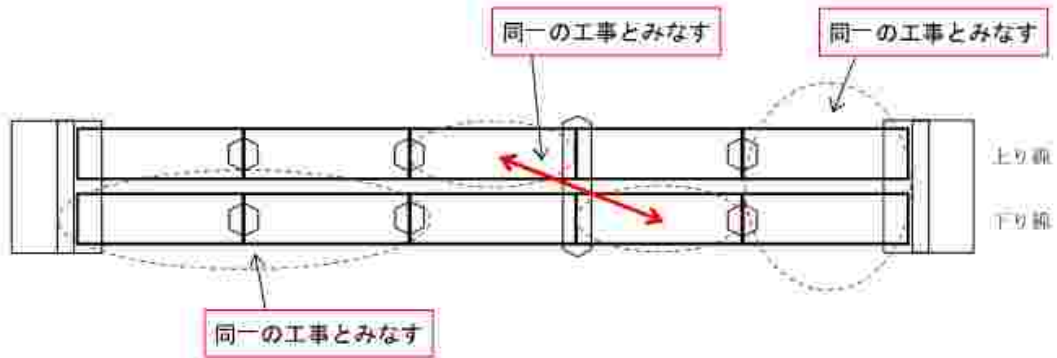
「同一の建築物又は連続する工作物」及び「複数の工事を一の工事とみなし」の考え方について、次の事項を基本とし、事例を参考に運用することとする。

- ① 主たる工種（積算体系のレベル2）が同一で、工作物が接している工事。
 - ② 全ての注文者（発注者）が認めた工事であれば、件数に制限は設けない。
 - ③ 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
 - ④ その他、合理的な技術上の管理が可能な範囲で発注者が認める工事。
- ④については、発注前に建設企画課と調整を行うこと。

○道路、河川等において、工区を分けて発注した場合

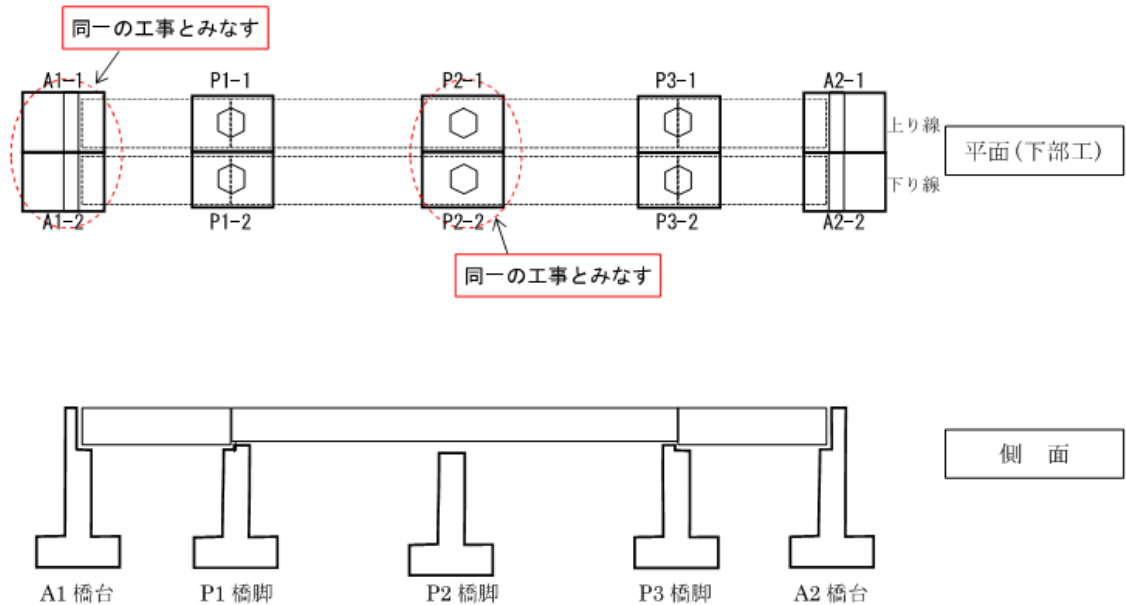


○橋梁上部工において、分割発注した場合（径間、上下線を全て分割した場合を前提とする）



※橋梁上部工において構造物が接しているとは、同一の下部工に架かる上部工とみなし、これらの上部工は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において、分割発注した場合（上下線を全て分割した場合を前提とする）

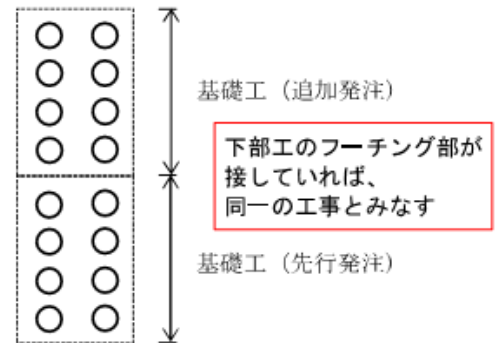
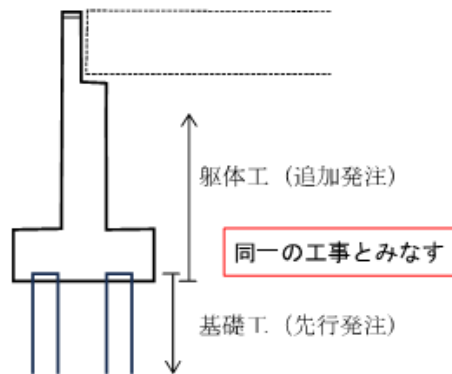


※同径間（上下線・歩車道・側道を含む）でフーチング及び躯体部の一部が接しているもの（目地材等で分断されているものも含む）は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において

基礎工と躯体工を分割して発注した場合

基礎工を分割して発注した場合



○下水道処理場等における場合（排水機場も含む）

- ・ 同一の建物内において接続する機械（電気）設備は、**同一の工事とみなす**
- ・ 場内において有線で接続する電気通信設備は、**同一の工事とみなす**

○公園等における場合

- ・ 隣接する工事範囲で接続する工作物がある場合は、**同一の工事とみなす**

例 1：園路や排水構造物等、連続している工作物が主たる工事は、**同一の工事とみなす**

例 2：休憩施設や遊具等、点在する施設が主たる工事は、**同一の工事とはみなさない**

(構造物が接していないため)

5 営業所（特定営業所）技術者と主任（監理）技術者の兼務

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）とは、建設業に関する営業の中心は営業所にあることから、各営業所における建設工事に関する請負契約の適正な締結及び履行の業務に関する技術上の管理をするため、建設業の許可を受けようとする営業所には、建設業の許可の区分や種類に応じて、建設工事の施工に関する一定の資格や経験を持つ専任の技術者の配置を求めており、営業所に常勤（テレワーク行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。（建設業法第 26 条第 5 項参照）

<「監理技術者制度運用マニュアル」二-二(5)>

② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例を活用する場合の併用はできない。また、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 三（監理技術者等の専任）（2）①1）～7）を満たしていること。なお、三（2）①2）について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三（2）①6）ロについては、所属する営業所の名称を加え、三（2）①6）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

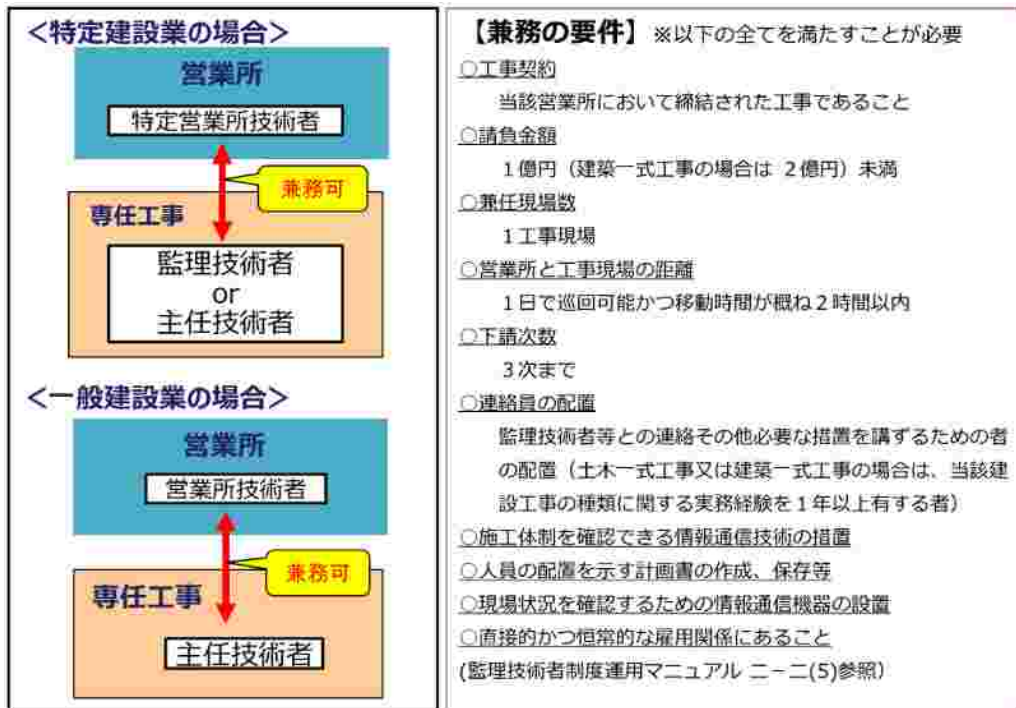
イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと（三（2）①1）は除く）。



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

6 主任（監理）技術者等を兼務させる場合の手続き

- (1) 兼務を希望する場合は、当該工事の公告日から1週間以内に以下の表の届出又は承認願を建設企画課に提出する。

※例 金曜日公告の場合、翌週の木曜日まで

兼務の方法	届出又は承認願
1 主任技術者の兼務	主任技術者兼務届 (様式第 17-1 号)
2 主任（監理）技術者の兼務（専任特例 1 号）	主任技術者等兼務届 (様式第 17-2 号)
3 監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置） （専任特例 2 号）	監理技術者兼務届 (様式第 17-3 号)
4 監理（主任）技術者が複数の工事を同一の工事として管理	同一監理（主任）技術者承認願（様式第 17-4 号）
5 営業所（特定営業所）技術者と主任（監理）技術者の兼務 ※「専任で配置する必要がある建設工事」及び「岡崎市外の営業所における非専任の建設工事」に適用し、「岡崎市内の営業所における非専任の建設工事」については兼務届の必要を要しない。	営業所技術者等兼務届 (様式第 17-5 号)

- (2) 兼務の可否について建設企画課から連絡を受けた後、入札に参加する。
- (3) 落札候補者となった場合、速やかに上記の届出又は承認願を3部作成し、そのうち1部を既工事の発注部署に提出する。
- (4) 兼務させる工事の発注課へ「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の提出と同時に上記の届出又は承認願を1部提出する。なお、残りの1部は、受注者の控とする。
- (5) 3（専任特例 2 号）に限り、既工事同士の兼務の場合は兼務届を建設企画課に提出する。兼務が認められた場合は速やかに兼務届を2部作成し、兼務させる工事の発注課と既工事発注課に1部ずつ提出する。また、両課へ「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」を1部ずつ提出する。

7 留意事項

- (1) 兼務配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼務配置の解除を命じることができる。この場合、受注者は専任できる別の主任技術者を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。
- ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。
- イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。
- ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。
- (2) 本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に対応すること。

8 適用時期

令和7年4月23日

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp

別添資料 17【主任技術者等の専任要件に係る資格審査について(通知)】

7 契第162号

令和7年3月31日

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

主任技術者等の専任要件に係る資格審査について（通知）

市発注工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて、下記のとおり変更しますので通知します。なお、令和7年1月31日付け6契第172号「主任技術者等の専任要件の変更及び専任を要する期間の緩和について（通知）」については廃止します。

記

1 専任要件及び専任期間の緩和

工事1件の請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の場合、専任の主任技術者等の配置が必要となりますが、次の工事を緩和対象とし、その期間は主任技術者等の工事現場の専任を要しないものとします。

- (1) 主任技術者等が現場着工するまでの期間（準備期間※1）が長期間の工事
- (2) 工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間のある工事

※1 準備期間は、契約の締結後、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間とします。

2 専任期間の緩和の条件

専任期間を緩和するためには、次の条件を満たす必要があります。

「当該工事の設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、準備期間が明記されていること。」

この条件を満たさない場合、当該工事の専任期間は、従来どおり、契約日から完成届の提出日になります。

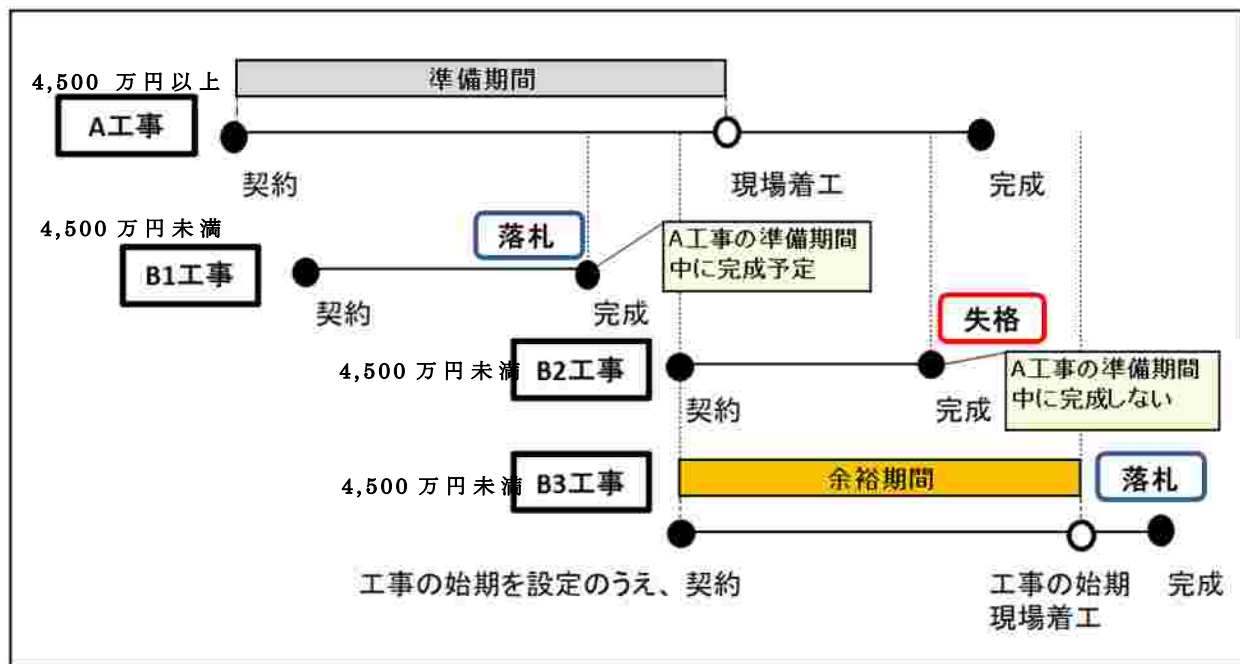
3 専任期間の緩和に関する入札審査の取扱い

開札時は、公告、仕様書等に記述された準備期間及び余裕期間制度を考慮して、審査を行います。

- (1) 手持ち工事が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）、入

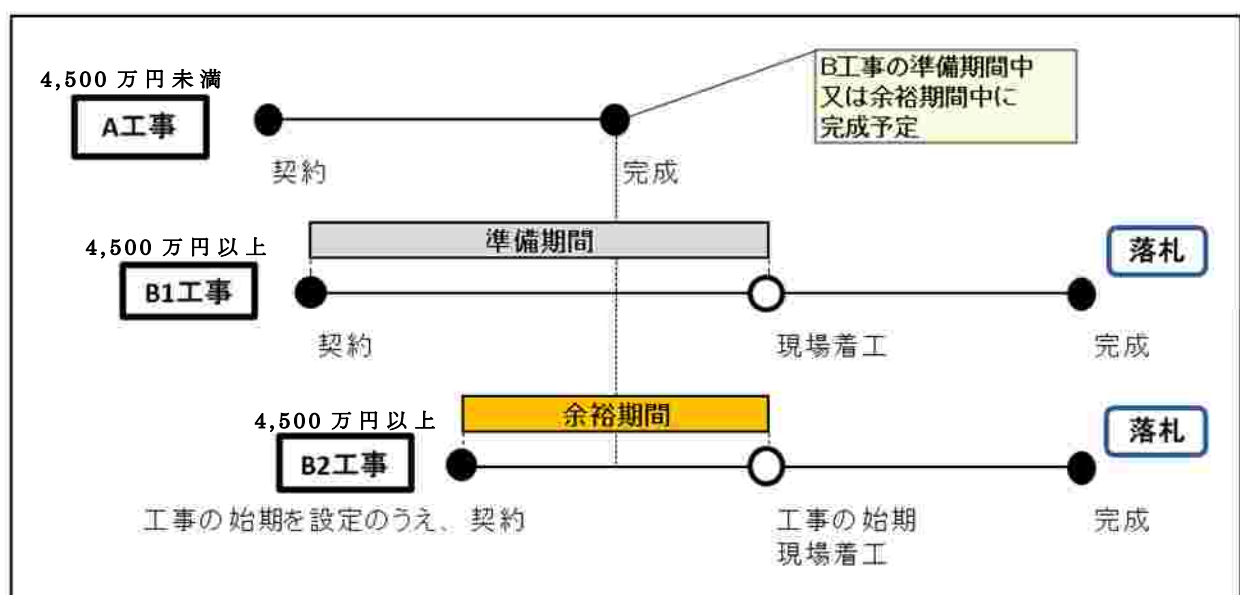
札対象工事が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の場合、手持ち工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間中に入札対象工事が完成する予定であれば、落札となります。また、入札対象工事が余裕期間制度適用工事の場合で、工事の始期が手持ち工事の完成後となる場合においても、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円以上） B 工事…入札対象工事（4,500 万円未満）



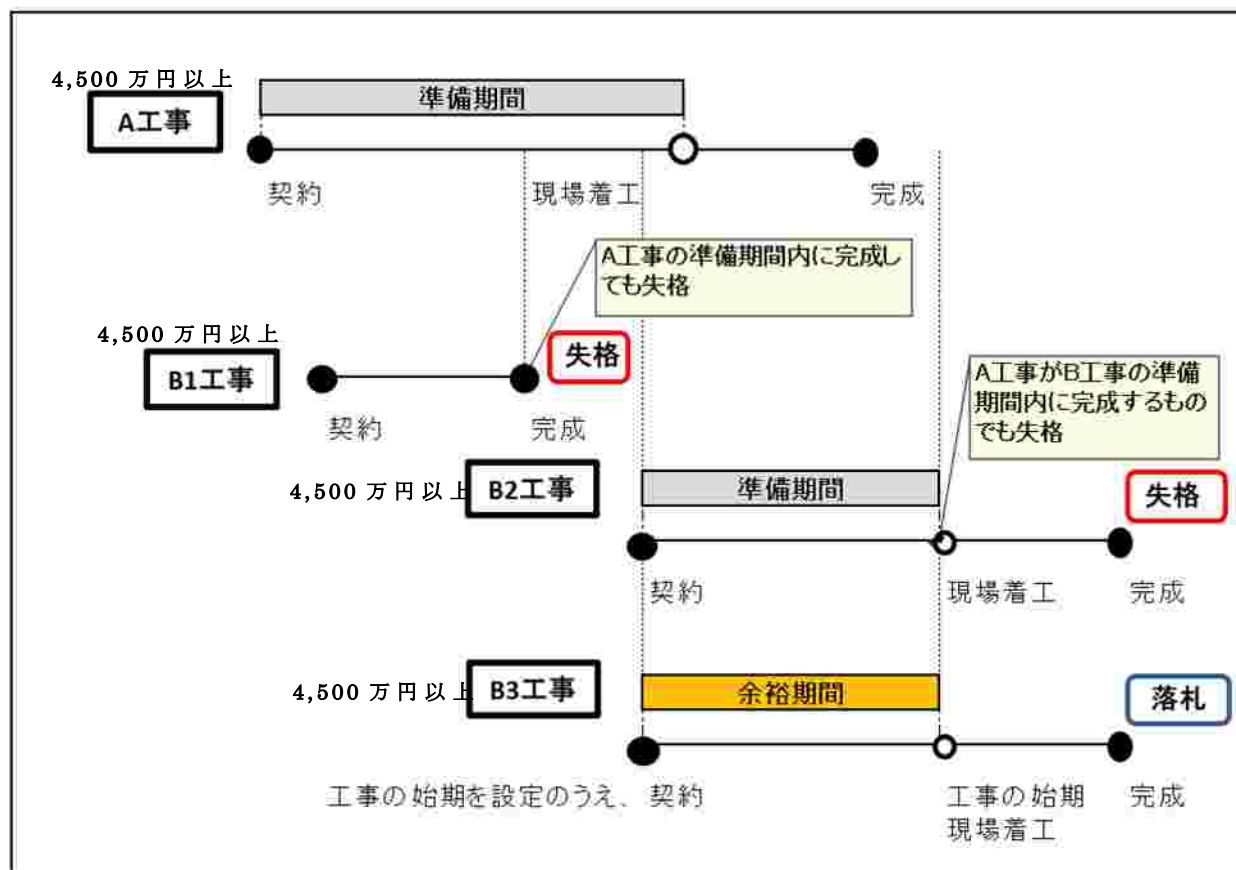
(2) 手持ち工事が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）、入札対象工事が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の場合、入札対象工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間又は余裕期間中に、手持ち工事が完成する予定であれば、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円未満） B 工事…入札対象工事（4,500 万円以上）



- (3) 手持ち工事と入札対象工事が両方とも 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の場合、手持ち工事、入札対象工事が準備期間中であっても、それぞれが専任を要する工事になるため失格となり、落札できません。ただし、入札対象工事が余裕期間制度適用工事の場合で、工事の始期が手持ち工事の完成後となる場合においては、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円以上） B 工事…入札対象工事（4,500 万円以上）



4 工場製作を含む工事について

- (1) 発注前に、工場製作のみが行われている期間（以下「工場製作期間」という。）を特定でき、公告に工場製作期間を明記されたものは、その期間は専任を要しないものとして資格審査します。

発注前に、工場製作期間を特定できず、公告に明記することが困難な案件は、契約期間を専任期間として資格審査します。

契約締結後、緩和を希望する場合は発注者に対して専任緩和の申し出をしてください。書面によって工場製作期間を明記した協議及び承諾が行われた案件にかぎり、専任を要しない期間を設定することができます（CORINS登録が必要）。

- (2) 発注前に、工場製作期間を特定でき、公告当該期間を明記された案件において、工場製作の技術者と現場施工の技術者を別々に設置する場合、一般競争参加資格申請書には、先に実施する工場製作の技術者を記載して下さい。

契約締結時に「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」を工場製作の技術者で届出をして頂きますが、現場施工に移行するときに「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」を提出して下さい。

ただし、先に仮設工事や現場施工を行う場合は、現場施工の技術者を申請して下さい。

5 留意事項

- (1) 当該工事の予定価格が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の案件に、4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の金額で入札された場合、当該工事の準備期間及び専任期間の設定はなくなります。
- (2) 請負代金の額は、消費税及び地方消費税の額を含みます。
- (3) 仮契約を締結する案件は、本契約の締結日以降を準備期間とします。
- (4) 工場製作と並行して仮設工事等を行う場合は現場着工とみなし、工場製作の期間中でも、主任技術者等の専任を要します。
- (5) 準備期間中は、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等はできませんので、ご注意ください。
- (6) 事前に専任の主任技術者等が兼務可となった工事は落札となります。
- (7) 手持ち工事の完成期限が延び、専任期間が重複した場合は、建設業法違反となりますので、ご注意ください。
- (8) 専任工事には岡崎市工事発注基準「一般競争入札における配置予定技術者の手持工事の制限」はかかりません。
- (9) 本通知は、令和8年4月1日以降に入札参加資格審査を行う入札案件から適用となります。

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp

別添資料 18【現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について(通知)】

7 建企第 8 号
令和 7 年 4 月 23 日

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内 田 康 宏

現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について (通知)

建設業法施行令の一部を改正する政令により、監理技術者の配置が必要となる下請負契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられることとなりました。

つきましては、岡崎市工事請負契約約款第 10 条第 3 項に基づく、市発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用上の留意事項を、下記のとおり一部改正しますので以降の事務執行を適切に措置いただくようお願いいたします。なお、本通知に伴い令和 4 年 12 月 13 日付け 4 建企第 286 号「現場代理人の常駐義務の緩和について (通知)」の一部改正について (通知) については廃止します。

記

1 現場代理人の常駐緩和について

次に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていること。

2 現場代理人を兼務できる工事

現場代理人の兼務ができる工事は、次の条件をすべて満たさなければならない。なお、合算による諸経費の調整を行っている工事等については、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

- (1) 兼務する工事が国、愛知県等及び岡崎市の発注する公共工事であること。
ただし、国、愛知県等の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとする。
- (2) 受注者が岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内本店業者）であること。
- (3) 施工実績特例制度（一般競争入札において施工実績が無い者が入札参加できる制度）の適用を受けた工事でないこと。
- (4) 兼務する各々の工事の契約額（税込み）が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）未満（主任技術者の専任要件に抵触しない工事）であること。

ただし、4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）以上の工事で、以下に該当する場合は、2 本まで兼任できるものとする。

- I 密接な関係のある2以上の建設工事が隣接した場所（重なる場合を含む。）または同一区域内において施工する場合。
- II 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
- III 工事の施工にあたり相互に調整を要すること。

3 兼務する場合の手続き

受注者は、現場代理人を兼務させる場合は、工事打合簿に兼務する工事すべての「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の写しを添付し、兼務期間の始期日より5日以内に兼務する工事すべての監督職員に提出しなければならない。

4 留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。（兼務する現場内のいずれかに常駐すること。）
 - ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等。
 - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合。
 - 例・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合。
 - ・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合。
 - ウ 法定休暇、労使協定または、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合。
 - エ 研修を受講する場合。
 - オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合。
 - カ 兼務する工事現場間を移動中の場合。
 - キ その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合。
- (2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行う他、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。）
- (3) 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (5) 兼任配置とした工事が、契約変更で増額したことにより条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。ただし、主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行うこと。
- (6) 営業所技術者等（建設業法第7条第2号及び15条第2項による、建設業または特定建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満の工事においてのみ、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、営業所技術者等との兼務を認める。
- (7) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができ、この場合、受注者は専任できる別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。
 - ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。
 - イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。
 - ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。
 - エ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないとき。
- (8) 現場代理人の常駐期間は、現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届の提出日

から完成届の受理日までとする。

5 適用時期

令和7年4月23日

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp

別添資料 20【中規模建設工事現場における安全衛生管理指針(平成5年3月 31 日基発第 209 号の 2)】

1. 趣旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務付けられていない中規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

2. 対象建設工事現場

おおむね労働者数 10~49 人規模の建設工事現場（統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。）

3. 安全衛生管理体制の確立

① 統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選任

上記 2 の対象建設工事現場について元方事業者は、当該建設工事現場の状況に応じ、建設工事現場単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任又は当該現場を管轄する本店、支店、営業所等（以下「店社」という。）において店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとする。この場合、元方事業者が、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者を選任する場合において、関係請負人は、安全衛生責任者に準ずる者を選任するものとする。

② 統括安全衛生責任者に準ずる者の知識、経験等

イ 統括安全衛生責任者に準ずる者については、当該場所においてその場の実施を統括管理する者を持って充てるものとする。

ロ 元方安全衛生管理者に準ずる者については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 18 条の 4 に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者のうちから選任するものとする。

ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者については、安衛則第 18 条の 7 に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者のうちから選任するものとする。

③ 統括安全衛生責任者に準ずる者等の職務

イ 統括安全衛生責任者に準ずる者は、4 の①のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項について統括管理するものとする。

ロ 元方安全衛生管理者に準ずる者は、4 の①のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項のうちの技術的事項を管理するものとする。

ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。

- ・建設工事現場において 4 の①のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項を担当する者に対して指導すること。
- ・毎月 1 回以上当該工事現場を巡視すること。
- ・当該建設工事の進捗状況を把握すること。
- ・当該建設工事現場の協議組織に随時参加すること。
- ・当該建設工事に係る工程に関する計画及び作業現場における機械、設備等の設置に関する計画を確認すること。

二 安全衛生責任者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。

- ・統括安全衛生責任者に準ずる者との連絡及び統括安全衛生責任者に準ずる者から連絡を受けた事項の関係者への連絡を行うこと。
- ・統括安全衛生責任者に準ずる者からの連絡事項の実施について管理すること。
- ・請負人が作成する作業計画等について、統括安全衛生責任者に準ずる者と調整を行うこと。
- ・混在作業による危険の有無を確認すること。
- ・請負人が仕事の一部を後次の請負人に請負わせる場合には、その請負人の安全衛生責任者に準ずる者と連絡調整を行うこと。

4. 統括安全衛生管理の充実

① 建設工事現場における統括安全衛生管理の充実

イ 元方事業者は、次の事項を確実に実施し、建設工事現場における統括安全衛生管理の充実を図るものとする。

(イ) 混在作業による労働災害を防止するために必要な事項

- 1 協議組織の設置及び運営
- 2 作業間の連絡及び調整
- 3 作業場所の巡視
- 4 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導、援助
- 5 仕事の工程に関する計画及び機械、設備等の配置に関する計画の作成並びに当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が講ずべき措置についての指導
- 6 その他混在作業による労働災害を防止するために必要な事項

(ロ) 関係請負人の労働安全衛生法令違反を防止するために必要な事項

(ハ) 作業場所の安全確保についての関係請負人に対する指導

(ニ) 注文者としての設備等を関係請負人の労働者に使用させる場合の適切な措置の実施

(ホ) その他安全施工サイクル活動の実施等建設工事現場の労働災害を防止するために必要な事項

ロ 関係請負人は、事業者としての措置を確実に講じるとともに、元方事業者の講ずる措置に応じて必要な措置を講じるものとする。また、移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合には、作業内容等についての連絡調整を確実に行うものとする。

② 店社による建設工事現場の指導、支援の充実

店社は、安全衛生パトロールの実施、店社としての安全衛生管理計画の作成、工所用機械設備の点検基準の作成、各種安全衛生情報の提供等により建設工事現場の統括安全衛生管理に対する指導、支援を充実するものとする。

特に、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者が選任されていない建設工事現場については、店社に店社安全衛生管理者に準ずる者を選任し、建設工事現場において①のイの混在作業による労働災害を防止するために必要な事項が確実に行われるよう指導させるものとする。

なお、店社安全衛生管理者に準ずる者が指導する建設工事現場の数については、店社安全衛生管理者に準ずる者の職務内容、担当する現場の遠近等を考慮するうえ、職務が確実に実行できる工事現場数を担当させるよう十分配慮するものとする。

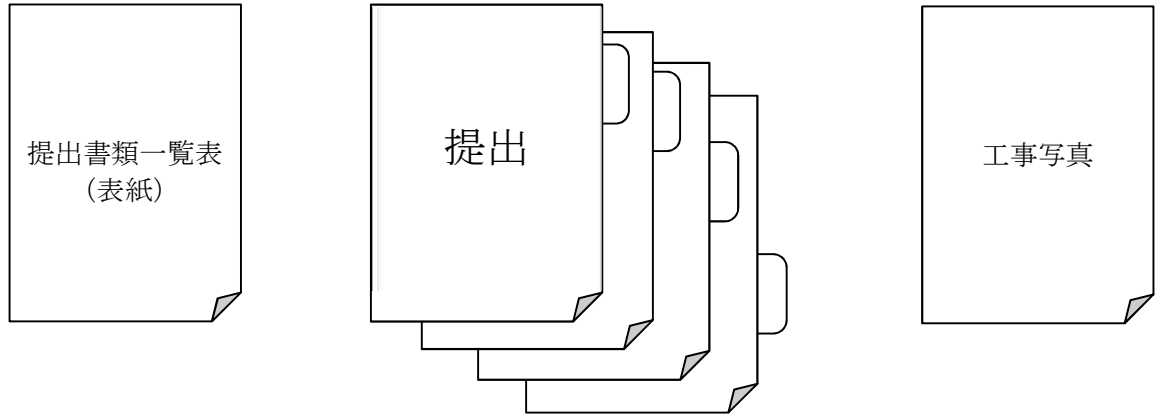
5 その他

元方事業者は、統括安全衛生責任者に準ずる者、元方安全衛生管理者に準ずる者及び店社安全衛生管理者に準ずる者に建設業労働災害防止協会の行う「店社安全衛生管理者等レベルアップ研修」等の講習を受講させるよう努めるものとする。

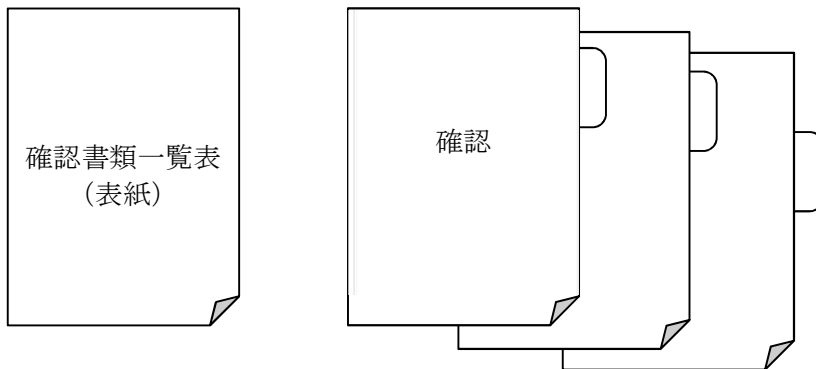
出典「厚生労働省、職場のあんぜんサイト>法令・通達>通達一覧>平成5年」より
URL <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-34/hor1-34-8-1-0.htm>

第6章 工事関係図書の取りまとめについて

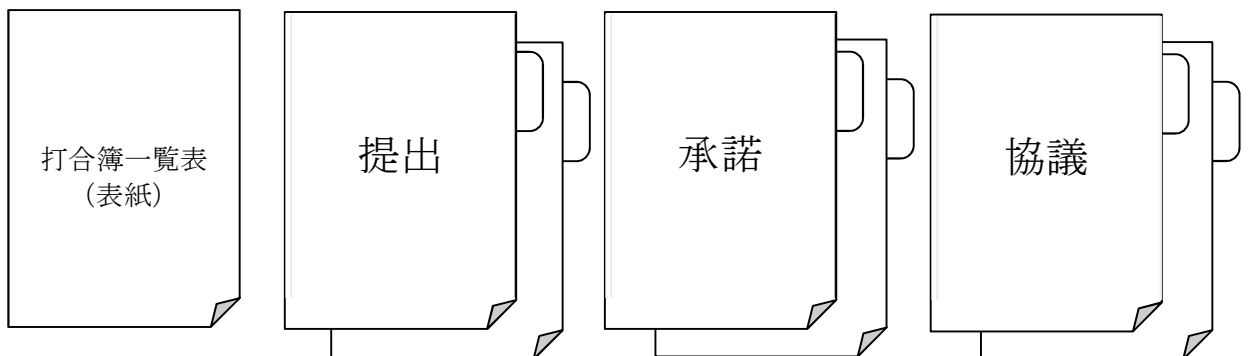
- **提出書類の整理例** 各書類をインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい。(工事写真以外)



- **確認書類の整理例** 各書類をインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい。



- **打合簿の整理例** 各打合簿を提出、承諾、協議、にまとめインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい



提出をする書類(工事完成時提出をする書類)

関連PC	書類名称
PC3	登録のための確認のお願い
PC10 PC11	施工体制台帳、施工体系図
PC27	設計図書の照査
PC29	施工計画書、施工図※建築工事のみ
PC31	材料承諾確認、材料搬入報告書※建築工事のみ
PC35 PC36	出来形管理表・出来形管理図
PC37	品質試験結果（材料、施工）
PC38 PC39	段階確認書・施工状況把握報告書
PC40	マニフェスト管理台帳
PC42 PC43	再生資源利用及び同利用促進計画書、同実施書
PC45	実施工程表（履行報告）
その他	打合簿（提出・承諾・協議）
〃	工事写真、国交省チェックシステム結果
〃	プロセスチェックリスト
〃	保全の資料※建築工事のみ

確認すべき書類一覧（受注者が監督職員に確認する書類）

関連PC	確認方法	書類名称
PC4	メール確認	登録内容確認書
PC5・7	口頭確認	退職金制度の加入状況（建退共・中退共・特退共・就業規則）
PC9	現場確認	施工体制台帳の添付書類
PC26	受注者判断	作業主任者資格者証等（写）
PC41	原本確認	産業廃棄物管理表（マニフェスト） ※検査職員に対して提示が必要
PC54	現場確認	交通誘導員資格者証（写）
PC58	原本確認	関係機関の許可証、届出書等
	受注者判断	その他、受注者の作成書類

口頭確認：受け答えのみの確認で、書類は必要ありません。

原本確認：受注者で作成した原本を確認します。

メール確認：メールのやり取りで確認します。

現場確認：監督職員が現場で確認します。

受注者判断：受注者の判断により、確認方法を決めてください。

《期間の定めについて》

- ・約款第1条第9項 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。
 - ・民法第139条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。
 - ・民法第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときはこの限りでない。**(初日不参入の原則)**
 - ・民法第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。
 - ・民法第142条 期間の末日が休日に当たるきは、期間は、その翌日をもって満了とする。
 - ・商法第520条 請求その他の行為は取引時間内に行わなくてはならない。
 - ・市条例第34条 日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日は岡崎市の休日
- ・検査日の日数の規定は、完成の通知を受けた日**(初日参入)**から、日曜日、土曜日、休日等を含む14日以内の日数である。(政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第5条第1項)

○契約締結後7日以内とは？ 民法第140条

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
契約	1	2	3	4	5	6	7				
	契約	1	2	3	4	5	6	7			
		契約	1	2	3	4	5	6	7		
			契約	1	2	3	4	5	6	7	
				契約	1	2	3	4	5	6	7

○完成の通知から14日以内とは？

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
	完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
		完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
			完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
				完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

公共工事の適正な管理のために

初 版	平成 18 年 4 月 1 日	発行
改訂 1 版	平成 19 年 7 月 1 日	発行
改訂 2 版	平成 21 年 1 月 1 日	発行
改訂 3 版	平成 21 年 4 月 1 日	発行
改訂 4 版	平成 21 年 7 月 1 日	発行
改訂 5 版	平成 22 年 1 月 1 日	発行
改訂 6 版	平成 22 年 7 月 1 日	発行
改訂 7 版	平成 23 年 1 月 1 日	発行
改訂 8 版	平成 24 年 4 月 1 日	発行
改訂 9 版	平成 25 年 4 月 1 日	発行
改訂 10 版	平成 29 年 4 月 1 日	発行
改訂 11 版	平成 30 年 4 月 1 日	発行
改訂 12 版	平成 31 年 4 月 1 日	発行
改訂 13 版	令和 2 年 4 月 1 日	発行
改定 14 版	令和 3 年 4 月 1 日	発行
改定 15 版	令和 3 年 10 月 1 日	発行
改定 16 版	令和 4 年 4 月 1 日	発行
改定 17 版	令和 5 年 1 月 1 日	発行
改定 18 版	令和 5 年 4 月 1 日	発行
改定 19 版	令和 5 年 9 月 25 日	発行
改定 20 版	令和 6 年 4 月 1 日	発行
改定 21 版	令和 7 年 2 月 1 日	発行
改定 22 版	令和 7 年 5 月 1 日	発行
改訂 23 版	令和 8 年 4 月 1 日	発行

岡崎市 土木建設部建設企画課